

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名：山形市

- 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、利用者数及び市負担額については目標達成もしくは目標の数値に近づくことができたが、収支率については燃料価格高騰等の影響による経費増大等によりC評価の路線が見られた。

1次評価では、MaaSの拡充による利便性向上及びICカード利用のメリット周知や、事業者とのバス路線再編の検討等を引き続き行うこととしているほか、市で運行しているコミュニティバスは利用者のニーズに合った経路等の見直し等について地区と意見交換を行うこととしている。2次評価では、各種データを活用し需要の見極めや路線再編等の検討・取組を行うことと助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

- 山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・山形市地域公共交通協議会専門部会における協議及び、地域のニーズを踏まえた系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(山形市)

- 山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(山形市、事業者)

- ・GTFS-JP(GTFS-RT)の作成・提供(山形市)

- ・やまがたMaaS「らくのる」のポータルサイトにおいて、路線情報や観光情報等を掲載したデジタルマップの検討(山形市)

- 山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(山形市)

- ・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(事業者、山形市)

- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・デジタルサイネージの設置や上屋の整備等の交通結節点の整備(山形市)

- ・路線バスやコミュニティバス等市内の公共交通ネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成(山形市)

- ・MaaSの普及啓発(山形市、事業者)

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の山形市相当分の達成

- ・県全体目標値(目標年度:R8)

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員(県内⇄全国): 40,095千人

- ・山形市の目標値(目標年度:R8)

1,182,212人（直近年度の実績 1,116,984人）

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の山形市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R8）
 県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294路線
- ・ 山形市目標値（目標年度：R8）
 50路線（直近年度の実績 50路線）

○上記目標を達成するための年次目標

(1)コミュニティバス高瀬線

- ・ 年間利用者数：4,856人以上（直近年度の実績 3,597人）
- ・ 収支率：8.1%以上（直近年度の実績 6.3%）
- ・ 山形市負担額 634万6千円（直近年度の実績 634万7千円）

(2)スマイルグリーン号

- ・ 年間利用者数：2,175人以上（直近年度の実績 2,162人）
- ・ 収支率：15.3%以上（直近年度の実績 13.5%）
- ・ 山形市負担額：263万8千円（直近年度の実績 308万7千円）

(3)路線バス

①山交ビル～関沢線

- ・ 年間利用者数：47,226人以上（直近年度の実績 46,758人）
- ・ 収支率：61.4%以上（直近年度の実績 61.0%）
- ・ 山形市負担額 465万4千円（直近年度の実績 470万1千円）

②山交ビル～山寺線

- ・ 年間利用者数：39,608人以上（直近年度の実績 39,216人）
- ・ 収支率：41.2%以上（直近年度の実績 32.4%）
- ・ 山形市負担額 936万円（直近年度の実績 945万5千円）

③山交ビル（県庁）関沢線

- ・ 利用者数：4,236人以上（直近年度の実績 4,194人）
- ・ 収支率：54.9%以上（直近年度の実績 54.4%）
- ・ 山形市負担額 58万3千円（直近年度の実績 58万9千円）

④山交ビル～唐松観音線

- ・ 年間利用者数：64,057人以上（直近年度の実績 63,423人）
- ・ 収支率：82.8%以上（直近年度の実績 82.7%）
- ・ 山形市負担額 241万9千円（直近年度の実績 244万3千円）

○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、山形市内高瀬地区、山寺地区、東沢地区、大郷地区、明治地区及び当該地区と隣接する中山町及び天童市の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形市地域公共交通協議会専門部会及び山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス高瀬線、スマイルグリーン号、路線バス4路線について、その運行に係る費用総額5,465万4千円のうち、山

形市から運行事業者等への補助金及び委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を支払うこととしている。

また、コミュニティバス高瀬線、スマイルグリーン号、路線バス4路線への上記山形市の補助金及び委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する山形市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
該当なし
（2）事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会
＜令和6年度＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・ 令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）
＜令和7年度＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

- ・令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
- ・令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

＜令和6年度＞

- ・令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について
- ・令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について
- ・令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について（日付は書面協議成立時）
- ・令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止（日付は書面協議成立時）及び新設並びに経路変更について

＜令和7年度＞

- ・令和7年5月27日：次期山形県地域公共交通計画における「地域別目標」骨子案及び今後の取組みについて
- ・令和7年9月16日：山形県地域公共交通計画の素案について
- ・令和7年11月12日：次期山形県地域公共交通計画案について
- ・令和8年1月14日：山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会 勉強会

○ 山形市地域公共交通協議会

＜令和6年度＞

- ・令和6年5月31日（第1回）：コミュニティバス等の国庫補助の申請に係る計画について

＜令和7年度＞

- ・令和7年5月（書面協議）：コミュニティバス等の国庫補助の申請に係る計画について

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により山形市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、山形市地域公共交通協議会から意見を聴取するほか、必要に応じて地区等との意見交換会を開催することで利用者などの意見を聴取し、施策の反映につなげている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（2）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住所） 山形県山形市旅籠町二丁目3-25

（所属） 山形市企画調整部公共交通課

（氏名） 大澤 茉歩

（電話） 023-641-1212（内線926）

（e-mail） kotsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形市、中山町	未定 (期間:令和8年10月1日~令 和9年9月30日)	(1) スマイルグリーン号(1, 3, 5, 7便)		中山町・ 明治・大 郷地区			139日	556回			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所で補助対 象地域間幹線系統山形~長井線ほ か8路線と接続	③
山形市		(2) コミュニティバス高瀬線 (通学便)	高沢	高瀬 駅前	高楯 中学校前	往 7.3km	211日	105.5回			路線定期運 行	②(1)	高瀬駅前停留所で地域間 交通ネットワーク(JR仙山 線)と接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線 (1便)(左回り)	高沢	山形 駅前	高沢	往 37.9km 循環	240日	240回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山 線、山形~長井線ほか11路線)と接 続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線 (3便、4便)(右回り)	山形 駅前	高沢	山形 駅前	循環 復 37.8km	240日	480回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山 線、山形~長井線ほか11路線)と接 続	③
		(5) コミュニティバス高瀬線 (2便)	高沢	東北 中央 病院	山形 駅前	往 23.3km	240日	120回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山 線、山形~長井線ほか11路線)と接 続	③
山交バス株式会社	(6) 山交ビル~関沢	山交ビ ルバス ターミナ ル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.1km	263日	1026回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形 ~長井線ほか11路線)と接続	③	
山形市、天童 市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル~山寺	山交ビ ルバス ターミナ ル	高原 荒谷橋	芭蕉 記念 館前	往 18.2km 復 18.1km	238日	1190回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形 ~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(8) 山交ビル(県庁)関沢	山交ビ ルバス ターミナ ル	県庁	関沢	往 - 復 14.8km	238日	119回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形 ~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル~唐松観音	山交ビ ルバス ターミナ ル	水源地	唐松 観音	往 8.3km 復 8.6km	364日	2764回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形 ~長井線ほか11路線)と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

変更は朱字、またはグレーのセル。

2026.4.1ダイヤ改正

※8/13~16、12/29~31、1/2・3は日曜祝日ダイヤ、元旦は運休。

山交ビル → 唐松観音・宝沢・関沢 (平日)

Table with 33 columns (stations) and 20 rows (train numbers). Includes station names like 山交ビル, 山形駅前, NHK前, etc. and arrival times.

減便(ただしフィーダー関係なし)

唐松観音が終点到。

2026.4.1ダイヤ改正

※8/13~16、12/29~31、1/2・3は日曜祝日ダイヤ、元旦は運休。

山交ビル → 唐松観音・宝沢・関沢 (土曜)

Table with 33 columns (stations) and 10 rows (train numbers). Includes station names and arrival times for Saturday service.

土曜は全て唐松観音が終点到。

2026.4.1ダイヤ改正

※8/13~16、12/29~31、1/2・3は日曜祝日ダイヤ、元旦は運休。

山交ビル → 唐松観音・宝沢・関沢 (日祝)

Table with 33 columns (stations) and 10 rows (train numbers). Includes station names and arrival times for Sunday and public holidays.

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名：米沢市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、多数の目標値に届かない路線が見られた。

1次評価では、引き続き、米沢市地域公共交通計画に基づき、事業者や地域との協議を行い、公共交通の利便性向上と維持確保に向けた取組を実施していくこととしているほか、路線ごとの特性を踏まえ、それぞれ見直しを検討していくこととした。

2次評価では、事業者、地域住民と共に地域に必要な交通の検討を行ったことや改善の継続的な取組について評価していただいた。また、目標が達成できていない系統について、原因の分析に努め、当該分析に対応した今後のさらなる改善策の検討・実施・検証を行っていくことを助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、主な事業として以下の取組を行い、公共交通の維持確保の取組を推進していく。また、目標が達成できていない系統については、目標値の設定が高すぎたと考えられるため、現状の路線の利用状況に則した数値を目標値とした。

- ・万世線の沿線住民らと、今後の公共交通のあり方を協議し、地区にとって最適な交通モードの検討をしていく。
- ・学園都市線の主なユーザーである学生と話し合いの場を設け、今後の見直しについて検討していく。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・地域公共交通活性化協議会や地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年5回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（米沢市）

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。

- ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（米沢市）
- ・本市作成のGTFS-JPを反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介（米沢市、事業者）

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。

- ・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、米沢市）

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・市内のバスのネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成（米沢市）
- ・定期的に地域住民との意見交換や協議を行い実績に応じて利用促進策を検討する（米沢市）
- ・バスの乗り方教室（交通系ICカードの使い方）の実施（米沢市、事業者）
- ・バスの待合環境の整備（米沢市）

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）

の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の米沢市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R8）

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇄全国）：40,095千人

- ・米沢市の目標値（目標年度：R8）

291,000人（直近年度の実績274,666人）

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の米沢市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R8）

県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294路線

- ・米沢市目標値（目標年度：R8）

16路線（直近年度の実績19路線）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

①白布小野川線（山交バス(株)国庫補助対象路線）

年間利用者数：55,000人以上（直近年度の実績58,584人）

収支率：30%以上（直近年度の実績31.9%）

米沢市補助額：46,366千円（直近年度の実績46,366千円）

②米沢（市立病院）窪田線（山交バス(株)国庫補助対象路線）

年間利用者数：9,000人以上（直近年度の実績15,873人）

収支率：30%以上（直近年度の実績33.8%）

米沢市補助額：5,243千円（直近年度の実績5,243千円）

・コミュニティバス

③市民バス万世線（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：25,000人以上（直近年度の実績27,362人）

収支率：21.5%以上（直近年度の実績21.6%）

米沢市委託料等：25,000千円（直近年度の実績25,072千円）

④市民バス市街地循環路線右回り（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：50,000人以上（直近年度の実績53,088人）

収支率：50%以上（直近年度の実績46.0%）

米沢市委託料等：18,000千円（直近年度の実績17,579千円）

⑤市民バス市街地循環路線左回り（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：50,000人以上（直近年度の実績50,248人）

収支率：50%以上（直近年度の実績45.9%）

米沢市委託料等：18,000千円（直近年度の実績17,579千円）

⑥学園都市線（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：45,000人以上（直近年度の実績48,163人）

収支率：40%以上（直近年度の実績33.3%）

米沢市負担額等：18,000千円（直近年度の実績17,050千円）

・デマンド交通

⑦山上地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：5,000人以上（直近年度の実績4,300人）

収支率：20%以上（直近年度の実績19.6%）

米沢市負担額：10,000千円（直近年度の実績10,084千円）

⑧田沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：2,000人以上（直近年度の実績2,310人）

収支率：20%以上（直近年度の実績31.6%）

米沢市負担額：3500千円（直近年度の実績3,480千円）

⑨南原地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：3,000人以上（直近年度の実績3,197人）

収支率：20%以上（直近年度の実績19.5%）

米沢市委託料等：7,000千円（直近年度の実績6,059千円）

⑩築沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：1,500人以上（直近年度の実績1,405人）

収支率：20%以上（直近年度の実績41.5%）

米沢市委託料等2,000千円（直近年度の実績1,919千円）

⑪綱木地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし

年間利用者数：30人以上

収支率：20%以上

米沢市委託料等：200千円

⑫上郷地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：1,700人以上（直近年度の実績426人）

収支率：20%以上（直近年度の実績19.4%）

米沢市委託料等3,000千円（直近年度の実績920千円）

⑬広井郷地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし

年間利用者数：2,500人以上

収支率：20%以上

米沢市委託料等6,000千円

⑭窪田地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし

年間利用者数：1,000人以上

収支率：20%以上

米沢市委託料等2,000千円

⑮上長井地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし

年間利用者数：400人以上

収支率：20%以上

米沢市委託料等100万円

⑯まちなか定額タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし

年間利用者数：40,158人以上

収支率：39%以上

米沢市委託料等3,129万円

○事業の効果

・上記路線を維持することにより、移動弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。特に高齢者にとって外出促進につながり、健康増進を図ることができる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、米沢市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る前述の各路線の米沢市の負担は次のとおりとする。

①～②の路線バスの運行に係る費用総額万千円のうち、米沢市から運行事業者への

補助金等については、運行収入及び国庫補助を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

③～⑤のコミュニティバスの運行に係る費用 60,230 千円については、米沢市が運行事業者のため全額負担することとしている。運行収入及び国庫補助は米沢市の収入となる。

⑥～⑯のコミュニティバス及びデマンド交通の運行に係る費用総額 39,512 千円のうち、米沢市から運行事業者への負担金については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。国庫補助は米沢市の収入となる。

また、①～⑯の各路線への上記米沢市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する米沢市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

令和 4 年度に、万世線を運行するバス車両について、耐用年数を大幅に経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために中型車両（現行と同サイズの 9m 級）を 1 台購入した。

また、令和 7 年度に、市街地循環路線を運行するバス車両について、耐用年数を大幅に経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために小型もしくは中型車両を 1 台購入する。

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標 1 の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R8）

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇄全国）：40,095 千人

・米沢市の目標値（目標年度：R8）

291,000 人（直近年度の実績 274,666 人）

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標 2 の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R8）

県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294 路線

・米沢市目標値（目標年度：R8）

16 路線（直近年度の実績 19 路線）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

①白布小野川線（山交バス(株)国庫補助対象路線）

年間利用者数：55,000 人以上（直近年度の実績 58,584 人）

収支率：30%以上（直近年度の実績 31.9%）

米沢市補助額：46,366 千円（直近年度の実績 46,366 千円）

②米沢（市立病院）窪田線（山交バス(株)国庫補助対象路線）

年間利用者数：9,000 人以上（直近年度の実績 15,873 人）

収支率：30%以上（直近年度の実績 33.8%）

米沢市補助額：5,243 千円（直近年度の実績 5,243 千円）

・コミュニティバス

③市民バス万世線（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：25,000 人以上（直近年度の実績 27,362 人）

収支率：21.5%以上（直近年度の実績 21.6%）

- 米沢市委託料等：25,000千円（直近年度の実績25,072千円）
- ④市民バス市街地循環路線右回り（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：50,000人以上（直近年度の実績53,088人）
収支率：50%以上（直近年度の実績46.0%）
米沢市委託料等：18,000千円（直近年度の実績17,579千円）
- ⑤市民バス市街地循環路線左回り（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：50,000人以上（直近年度の実績50,248人）
収支率：50%以上（直近年度の実績45.9%）
米沢市委託料等：18,000千円（直近年度の実績17,579千円）
- ⑥学園都市線（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：45,000人以上（直近年度の実績48,163人）
収支率：40%以上（直近年度の実績33.3%）
米沢市負担額等：18,000千円（直近年度の実績17,050千円）
- ・デマンド交通
- ⑦山上地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：5,000人以上（直近年度の実績4,300人）
収支率：20%以上（直近年度の実績19.6%）
米沢市負担額：10,000千円（直近年度の実績10,084千円）
- ⑧田沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：2,000人以上（直近年度の実績2,310人）
収支率：20%以上（直近年度の実績31.6%）
米沢市負担額：3500千円（直近年度の実績3,480千円）
- ⑨南原地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：3,000人以上（直近年度の実績3,197人）
収支率：20%以上（直近年度の実績19.5%）
米沢市委託料等：7,000千円（直近年度の実績6,059千円）
- ⑩築沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：1,500人以上（直近年度の実績1,405人）
収支率：20%以上（直近年度の実績41.5%）
米沢市委託料等2,000千円（直近年度の実績1,919千円）
- ⑪綱木地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし
年間利用者数：30人以上
収支率：20%以上
米沢市委託料等：200千円
- ⑫上郷地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：1,700人以上（直近年度の実績426人）
収支率：20%以上（直近年度の実績19.4%）
米沢市委託料等3,000千円（直近年度の実績920千円）
- ⑬広井郷地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし
年間利用者数：2,500人以上
収支率：20%以上
米沢市委託料等6,000千円
- ⑭窪田地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし
年間利用者数：1,000人以上
収支率：20%以上
米沢市委託料等2,000千円

⑮上長井地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし

年間利用者数：400人以上

収支率：20%以上

米沢市委託料等 100 万円

⑯まちなか定額タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし

年間利用者数：40,158人以上

収支率：39%以上

米沢市委託料等 3,129 万円

○事業の効果

・上記路線を維持することにより、移動弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。特に高齢者にとって外出促進につながり、健康増進を図ることができる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、米沢市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

(2) 事業の効果

市街地循環路線を維持することにより、移動弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。特に、高齢者にとって外出促進につながり、健康増進を図ることができる

市民バスは、市街地循環路線・万世線を計6台（予備車2台）の車両で運行しているが、その中には購入から相当の年数を経過している車両があり、修繕費の負担が年々大きくなっている。車両を購入することでコストの削減と安定的な輸送の実現が可能となり、効率的な運行形態を構築することができる。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持事業により運行の維持を図る万世線の車両の取得に係る費用総額2,300万円は、米沢市が運行事業者のため全額負担しているため、国庫補助は米沢市の収入となる。

また、地域公共交通確保維持事業により運行の維持を図る市街地循環路線の車両の取得に係る費用総額3,294万円は、米沢市が運行事業者のため全額負担することとしているため、国庫補助は米沢市の収入となる。

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会

<令和6年度>

- ・令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

(日付は書面協議成立時)

<令和7年度>

- ・令和7年6月27日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和7年11月25日(第2回): 次期山形県地域公共交通計画(案)について
- ・令和8年1月27日(第3回): 次期山形県地域公共交通計画(案)について

○山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会(村山・最上・置賜・庄内)

<令和6年度>

- ・令和6年9月25日: 次期山形県地域公共交通計画 策定スケジュール等について
- ・令和6年11月20日: 置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等について
- ・令和6年12月26日: 置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等について

<令和7年度>

- ・令和7年4月24日: 次期山形県地域公共交通計画のスケジュール・骨子について
- ・令和7年8月25日: 米沢市のR7・R8地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の変更について
- ・令和7年9月24日: 次期山形県地域公共交通計画について
- ・令和7年11月4日: 次期山形県地域公共交通計画について

○米沢市地域公共交通会議

<令和6年度>

- ・令和6年11月6日(第1回): 乗合タクシーの改正、学園都市線の増発について
- ・令和6年11月26日(第2回): 路線バスの廃止、乗合タクシーの運行開始、バリアフリー化設備等整備事業の事業評価について
- ・令和6年12月27日(第3回): バス無料の日について
- ・令和7年1月30日(第4回): バス路線の経路変更について
- ・令和7年2月17日(第5回): 路線バスの見直し、乗合タクシーの運行開始について

<令和7年度>

- ・令和7年6月25日(第1回): まちなか定額タクシーの運行開始、バス無料の日の期間延長について
- ・令和7年10月9日(第2回): 乗合タクシーの改正、路線バスの廃止について
- ・令和7年12月1日(第3回): 学園都市線の経路変更について

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局(山形県)により米沢市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

米沢市地域公共交通活性化協議会についても、山形県と同様の状況である。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

(2) 交通手段の検討状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 山形県米沢市金池5-2-25

(所 属) 企画調整部地域振興課

(氏 名) 鈴木 翔太

(電 話) 0238-22-5111

(e-mail) chiko-t@city.yonezawa.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)				
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)	
米沢市	山交バス(株)	(1) 白布小野川統合路線	市立病院	白布・小野川	湯元駅前	往28.5km 復28.7km	364日	3473.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③	
		(2) 窪田線	市立病院	米沢駅	外の内	往9.5km 復9.7km	238日	753回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③	
	米沢市		(3) 万世線	米沢市役所前	米沢駅	米沢スキー場前	往18.1km 復19.2km	295日	295回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(4) 万世線	米沢市役所前	アルカディア	米沢スキー場前	往29.9km 復27.6km	295日	1180回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(5) 万世線	米沢市役所前	米沢駅	福祉の里入口	往13.0km	295日	295回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(6) 万世線	米沢市役所前	アルカディア	福祉の里入口	往16.7km 復16.5km	295日	590回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(7) 万世線	大目商事前	アルカディア	米沢駅前	往10.6km 復 km	295日	148回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(8) 市街地循環路線右回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(9) 市街地循環路線左回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス(株)		(10) 学園都市線(A)	米沢駅前	栄養大	米沢駅前	往10.0km 循環	365日	365回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(11) 学園都市線(A増発便)	米沢駅前	栄養大	米沢興譲館	往4.8km 復 km	60日	60回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(12) 学園都市線(B・C・D・E)	米沢駅前	イオン米沢	米沢駅前	往14.2km 循環	365日	3285回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(13) 学園都市線(F)	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往16.6km 循環	365日	365回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(14) 学園都市線(S)	栄養大	米沢興譲館	米沢駅前	往5.9km 復 km	57日	57回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
	(有)今村タク シー、(株)吾妻観 光タクシー、辻 自動車(株)、米沢 酒類販売(株)		(15) 山上地区乗合タクシー		山上地区		往 km 復 km	291日	2600回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(16) 田沢地区乗合タクシー		田沢地区		往 km 復 km	291日	1300回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(17) 南原地区乗合タクシー		南原地区		往 km 復 km	291日	2700回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(18) 築沢地区乗合タクシー		築沢地区		往 km 復 km	291日	900回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(19) 綱木地区乗合タクシー		綱木地区		往 km 復 km	291日	291回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(20) 上郷地区乗合タクシー		上郷地区		往 km 復 km	240日	1500回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(21) 広井郷地区乗合タクシー		広井郷地区		往 km 復 km	240日	1900回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(22) 窪田地区乗合タクシー		窪田地区		往 km 復 km	240日	1200回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(23) 上長井地区乗合タクシー		上長井地区		往 km 復 km	240日	300回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③
			(24) まちなか定額タクシー		まちなか		往 km 復 km	291日	69000回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域 間幹線系統米沢市役所 前・仙台駅前線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

山形県立米沢興譲館高等学校のみなさまへ

学園都市線

第1便目 冬期間限定

1/5(月)～興譲館高校

乗入便運行開始

第1便目は、冬季の間2台の車両で運行していますが、米沢駅前始発のバス車両は興譲館高校の敷地内に乗入します。

1台目 ※興譲館高校敷地内には乗り入れませんので、ご注意ください

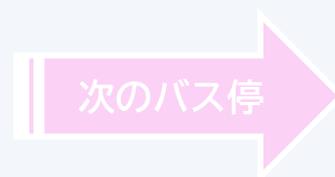
7:18始発



7:25発



7:39着



※冬期間のみ上杉神社前が始発

2台目 ※興譲館高校敷地内に乗入します。

7:25始発



7:39発



7:42着



運賃

一律210円

定期券

通学定期券 1ヵ月 5,290円 3ヵ月 15,080円

※ご購入の際は、学生証(顔写真付)の提示をお願いいたします。

定期券販売窓口

山交バス(株)米沢営業所

米沢市駅前2-2-58 TEL:0238-22-3392

営業時間:9:00～17:15 休業日:年中無休



UTORIA

山交バス株式会社

(4)運行系統図 W20-7 米沢市民バス学園都市線Fルート

系統料程
16.69 km



山形県立米沢興譲館高等学校のみなさまへ

学園都市線

冬期間限定

臨時便・Sコース運行開始！

2025年12月1日(月)
～2026年2月28日(土)
平日のみ運行

※12/27～1/4は運休になります

往路 (1便Aコース) ※1台で乗り切れない場合は米沢駅前から2台で運行
なお2台目は、R7.1.5から敷地内に乗り入れ予定

7:18始発

7:20発

7:25発

7:39着

1便
Aコース

上杉神社前
(上杉城史苑)

ナセBA前

米沢駅前

興譲館高校前

※冬期間のみ上杉神社前が
始発となります。

復路 (Sコース) ※上記期間内に追加で運行します。

18:06発

18:13着

栄養大・米短前

興譲館高校前

米沢駅前

JR奥羽本線

山形方面18:40発
に乗り継ぎ可能！

運賃

一律210円

定期券

通学定期券 1ヵ月 5,290円 3ヵ月 15,080円

※ご購入の際は、学生証(顔写真付)の提示をお願いいたします。

定期券販売窓口

山交バス(株)米沢営業所

米沢市駅前2-2-58 TEL:0238-22-3392

営業時間:9:00～17:15 休業日:年中無休



UTORIA

山交バス株式会社

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名： 鶴岡市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係）

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、一部、利用者数等について目標値に届かない路線が見られた（鶴岡上田沢線、鶴岡（湯田川）越沢線、鶴岡（物産館）温海線、鶴岡（藤島駅前）清川線、鶴岡（物産館・善宝寺）湯野浜線、鶴岡（山添）落合線、鶴岡中央高校線、鶴岡市循環A、B、Cコース、羽黒地域市営バス、藤島東栄地区デマンド交通、温海地域乗合タクシー）。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、交通事業者や他分野と連携した交通サービスの検討・取組について評価された他、各種データを活用した需要の発掘・見極めや路線再編等の検討を行うなど、取組のアップデートや各種支援制度の活用について助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

【山形県地域公共交通計画に基づくもの】

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・地域公共交通活性化協議会および地域公共交通会議における、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（鶴岡市）

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（鶴岡市・交通事業者）

- ・GTFS-JPの作成・提供（鶴岡市）

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（鶴岡市）

- ・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（交通事業者、鶴岡市）
- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（鶴岡市、交通事業者）

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・市内の学校や地域の団体を対象に啓発活動を行う（鶴岡市、交通事業者）。

【鶴岡市地域公共交通計画に基づくもの】

○「既存路線ネットワークの再編」

公共交通ネットワークについて、地域や交通事業者及び行政など地域ぐるみで検討し、利便性の高い交通網の再編実施と運賃割引制度の拡充により利用拡大を図る。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】

○「多くの機関と連動したサービス展開」

温泉施設へのバスの乗入れやポイントカードによるサービス等、公共施設をはじめ観光、商業施設との連携により、公共交通による地域活性化を図る。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】

- 「公共交通に対する市民意識の醸成」
モビリティ・マネジメントの実施により、公共交通に対する市民意識の醸成を図ること
で利用者の増加をめざす。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】
- 「公共交通について議論する場の創出」
地域単位の交通懇談会の開催により、公共交通を取り巻く現状と課題を共有すると共に、
マイバス意識の醸成を図り、身近な移動手段の維持、確保、改善に向けた取り組みを地域
ぐるみで実施する。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】

- 「交通案内の改善・充実」
公共交通をより分かりやすく利用できるように、地域版路線バス時刻表や運賃の割引サ
ービスの周知用チラシの配布をはじめ、地域公共交通の情報を広報紙やホームページなど
で分かりやすく発信する。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その 他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の鶴岡市相当分の達成の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R8）
県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇄全国）：40,095千人
 - ・鶴岡市の目標値（目標年度：R8）
707,000人（直近年度の実績706,154人）
- 山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の鶴岡市相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R8）
県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294路線
 - ・鶴岡市目標値（目標年度：R8）
30路線（直近年度の実績30路線）
- ・鶴岡市目標値（目標年度：R8）
路線バス：1億4,606万2千円（直近年度の実績1億4,801万6千円）
コミュニティバス：1,351万4千円（直近年度の実績1,920万円）
デマンド交通：311万7千円（直近年度の実績2,709万4千円）
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
 - ◇◇公共交通利用者数（走行キロ当たり）：0.55（直近年度の実績0.53）
 - ◇◇路線の収支率：45%以上（直近年度の実績39.2%）
 - ◇◇公共交通への公的資金投入額（利用者一人当たり）350円（直近年度の実績373円）
- 事業の効果

地域内フィーダー系統路線バスを維持・充実することにより、鶴岡市（対象人口115,669人）の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、地域間幹線系統路線バスやJRとの公共交通ネットワークが充実することで、中心市街地と周辺地域を結ぶ効率的な運行体系が実現できる。

ひいては、市民や観光客などのまち歩き、おでかけ機会の促進により、地域活性化も期待できる。
- 上記目標・細目標の評価手法・測定方法
 - ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、鶴岡市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る、別表1に記載の路線について、その運行に係る費用総額4億418万円（R6年度）のうち鶴岡市から運行事業者への補助金額は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、別表1に記載の路線への上記鶴岡市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する鶴岡市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

運行事業者においては、地域内フィーダー系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しており、車両の更新も適宜実施しているところである。一方で、車齢が20年を超える車両が12台運行しているなど、状況から、安全性の確保と費用効率化の面から適切な車両の更新が必要となっている。

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

フィーダー系統にて運行している老朽化した車両の更新を行い新たな車両を導入することで、利用者の安全性と快適性を高めるとともに、事業者における修繕と購入に係る費用負担のバランスをとる。

（令和4年度に計8台の車両を購入）

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の鶴岡市相当分の達成の達成

・ 県全体目標値（目標年度：R8）

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇔全国）：40,095千人

・ 鶴岡市の目標値（目標年度：R8）

707,000人（直近年度の実績706,154人）

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の鶴岡市相当分の達成

・ 県全体目標値（目標年度：R8）

県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294路線

・ 鶴岡市目標値（目標年度：R8）

30路線（直近年度の実績30路線）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

◇◇駅や商店街の歩行者数：4,480人／日（直近年度の実績3,113人／日）

(2) 事業の効果

新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まるとともに、修繕と購入に係る費用負担のバランスをとることができる。また、超低床型車両（ノンステップバス）を導入することにより、沿線地域の高齢者や交通弱者の移動の足が確保され、地域住民の活動の更なる活性化が期待できる。

令和4年度に購入した車両は12人乗りの小型車両であり、市内循環線の運行に使用している。小型車両の導入により、従来の車両では通行ができなかった住宅街などを運行ルートに組み込むことが可能となり、利便性が大幅に向上した。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

【取得計画】令和4年度に計8台の車両購入

【事業者名】庄内交通株式会社

【取得総額】80,400,000円（R4年度）

【市負担額】18,000,000円（R4年度～R8年度）※鶴岡市車両減価償却費等補助金

※市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を交通事業者と折半し、支援することとしている。

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会

<令和6年度>

- ・令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立日）

<令和7年度>

- ・令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和7年11月25日（第2回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

○山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（庄内）

<令和6年度>

- ・令和6年9月2日：次期地域公共交通計画の策定等について
- ・令和6年12月2日：地域旅客運送サービス継続事業の実施方針（案）等について
- ・令和7年1月17日：地域旅客運送サービス継続事業に係る協議等について
- ・令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

<令和7年度>

- ・令和7年4月11日：次期山形県地域公共交通計画の骨子案・スケジュール案・業務委託について
- ・令和7年9月17日：次期山形県地域公共交通計画の素案に対する意見について
- ・令和7年10月31日：次期山形県地域公共交通計画（第2稿）に対する意見について

・令和7年12月25日：庄内地域別目標（第3稿）に対する意見について

○ 鶴岡市地域公共交通活性化協議会（鶴岡市市地域公共交通会議）

＜令和6年度＞

・令和6年4月20日

第1回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第1回鶴岡市地域公共交通会議）：
庄内交通路線バスの変更等について

・令和6年6月19日

第2回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第2回鶴岡市地域公共交通会議）：
（1）規約の改正について
（2）庄内交通路線バスの変更等について
（3）長沼・八栄島地区デマンド交通の本格運行への移行について
（4）榊引東部地区デマンド交通の本格運行への移行について
（5）温海地域乗合タクシーの経路変更について
（6）令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

・令和6年6月25日

第3回鶴岡市地域公共交通会議（書面開催）：
（1）長沼・八栄島地区デマンド交通の本格運行の実施に伴う運賃の協議について
（2）榊引地域デマンド交通の本格運行の実施に伴う運賃の協議について

・令和6年8月29日

第3回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第4回鶴岡市地域公共交通会議）：
（1）庄内交通 路線バスの変更等について
（2）朝日地域市営バス 経路変更等について

・令和6年12月25日

第4回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第5回鶴岡市地域公共交通会議）：
（1）庄内交通 路線バスの変更等について
（2）藤島地域交通再編について
（3）榊引地域デマンド交通の運行内容の変更について
（4）朝日地域交通再編について
（5）令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

・令和7年2月10日

令和6年度第6回鶴岡市地域公共交通会議（書面開催）：
藤島地域交通再編に関する運賃設定について

・令和7年5月28日

第1回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第1回鶴岡市地域公共交通会議）：
（1）役員の選任について
（2）令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について
（3）令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
（4）温海地域乗合タクシー 指定目的地の追加等について
（5）イベントにおける営業区域外旅客運送について

・令和7年11月14日

第2回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第2回鶴岡市地域公共交通会議）
（書面開催）：
（1）令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
（2）村上市路線バスの運賃変更について

・令和7年12月12日

第3回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第2回鶴岡市地域公共交通会議）
（1）次期鶴岡市地域公共交通計画の骨子案及び素案について

- (2) 庄内交通 市内循環線運行ダイヤ変更について
- (3) イベント等による一時的な需要増大に対するタクシー営業区域の拡大対応について（大山新酒・酒蔵まつり）

・令和8年1月23日

第4回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第2回鶴岡市地域公共交通会議）

- (1) 鶴岡市地域公共交通計画（令和8～令和12年度）案について
- (2) 羽黒地域市営バス 運賃改定について
- (3) 朝日地域公共交通 実証運行延長について

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により鶴岡市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、地域公共交通総合連携計画策定時（平成22年度）及び地域公共交通網形成計画策定時（平成27年度）、鶴岡市地域公共交通計画策定時（令和2年度）に実施した市民アンケート調査、地域単位の交通懇談会等により市民の意見収集を図ったほか、本計画について、住民代表を含む法定協議会で協議を行っており、住民の意見を十分に反映している。

さらに、定期的な利用実態調査の実施や、市民、地域、交通事業者、関係機関などの意見を伺う機会を設けることで利用者等の意見を反映することとしている。

また、鶴岡市地域公共交通活性化協議会については、その開催をHPでお知らせし会議の様子について、傍聴することができるようにしている他、会議資料や会議概要についても開催結果としてHPに掲載し、全ての市民が閲覧できる状況としている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

(2) 交通手段の検討状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県鶴岡市馬場町9番25号

(所 属) 鶴岡市企画部地域振興課

(氏 名) 下本 敬己

(電 話) 0235-35-1191 内線522

(e-mail) chiikishinko@city.tsuruoka.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)				
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)	
鶴岡市	庄内交通 株式会社	(1) 鶴岡(物産館)温海線	エスマール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,568.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③	
		(2) 鶴岡(湯田川温泉)越沢線	エスマール	湯田川温泉	越沢	往 35.0 km 復 34.8 km	365日	1,092.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③	
		(3) 鶴岡(物産館)温海線	エスマール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,568.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③	
		(4) 鶴岡(湯田川温泉)坂の下線	エスマール	湯田川温泉	坂の下	往 21.5km 復 21.2km	238日	238.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③	
		(5) 鶴岡(湯田川温泉)坂の下線	エスマール	湯田川温泉	坂の下	往 18.2km 復 18.0km	238日	119.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③	
		(6) 鶴岡(稲生)湯田川温泉線	エスマール	稲生	湯田川温泉	往 9.9km 復 10.1km	365日	1,020.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③	
		(7) 鶴岡(物産館)加茂水族館湯野浜温泉線	エスマール	加茂水族館	湯野浜温泉	往 22.0km 復 21.9km	365日	2,658.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③	
		(8) 鶴岡(物産館)善宝寺湯野浜温泉線	エスマール	善宝寺	湯野浜温泉	往 18.3km 復 18.2km	365日	1,753.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③	
		(9) 鶴岡(ヤマザワくしびき店)落合線	エスマール	ヤマザワくしびき店	朝日庁舎	往 17.8km 復 17.9km	365日	1,444.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③	
		(10) 鶴岡-中央高校線	エスマール		中央高校	往 1.3km 復 1.3km	208日	208.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川線にエスマールバスターミナルで接続	③	
		(11) いでは文化記念館-羽黒山頂線	いでは文化記念館	休暇村庄内羽黒	羽黒山頂	往 7.6km 復 7.6km	365日	1,923.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化記念館前線にいでは文化記念館前で接続	③	
		(12) 鶴岡市内循環線Aコース	エスマール		エスマール	右 14.9km 左 14.6km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③	
		(13) 鶴岡市内循環線Bコース	エスマール		エスマール	右 12.4km 左 12.8km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③	
		(14) 鶴岡市内循環線Cコース	エスマール		エスマール	右 14.8km 左 14.9km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③	
	鶴岡市	鶴岡市	(15) 羽黒地域市営バス上川代・小増川線	上川代	ゆぼか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	141日	211.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
			(16) 羽黒地域市営バス上川代・小増川線	上川代		ゆぼか	往 18.7 km 復 18.7 km	141日	211.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化記念館前線にゆぼかで接続	③
			(17) 羽黒地域市営バス今野線	川代山	ゆぼか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	148日	222.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
			(18) 羽黒地域市営バス今野線	川代山		ゆぼか	往 14.2 km 復 14.2 km	148日	222.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化記念館前線にゆぼかで接続	③
	庄交ハイヤー株式会社	庄交ハイヤー株式会社 出羽ハイヤー株式会	(19) 藤島南部地域デマンド交通		藤島南部地域		往 km 復 km	291日	2,328.0回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線藤島駅と接続	③
			(20) 藤島地域定時定路線型交通		藤島地域		往 km 復 km	240日	480.0回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅・藤島駅と接続	③
	温海温泉観光自動車株式会社	温海温泉観光自動車株式会社	(21) 温海地域乗合タクシー戸沢線	強龍寺	あつみ温泉駅前	バラ園	往 18.8 km 復 18.8 km	241日	843.5回			路線定期運行	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線あつみ温泉駅と接続	③
			(22) 温海地域乗合タクシー平沢線	平沢	あつみ温泉駅前	バラ園	往 23.4 km 復 23.4 km	292日	1,022.0回			路線定期運行	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線あつみ温泉駅と接続	③
			(23) 温海地域乗合タクシー関川線		温海地域		往 km 復 km	240日	1,440.0回			区域	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線あつみ温泉駅と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鶴岡市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	58,619
交通不便地域等	115,669

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
115,669	鶴岡市全域	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	
地域旅客運送サービス継続実施計画(鶴岡三川線、三川酒田線)	令和8年3月	

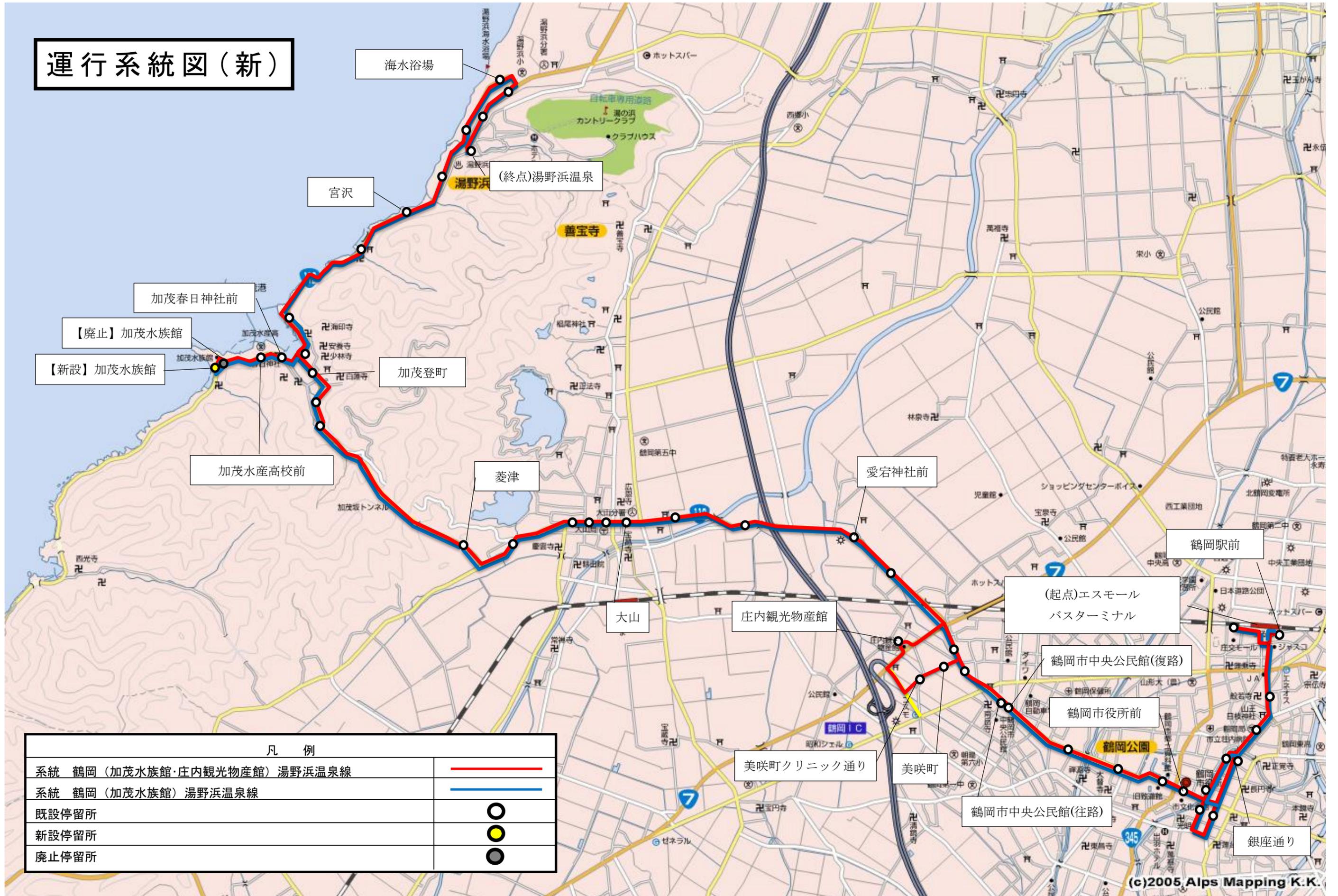
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

運行系統図(新)



凡 例	
系統 鶴岡 (加茂水族館・庄内観光物産館) 湯野浜温泉線	—
系統 鶴岡 (加茂水族館) 湯野浜温泉線	—
既設停留所	○
新設停留所	●
廃止停留所	●

エスモールバスターミナル・鶴岡駅前ー（庄内観光物産館）ー加茂水族館ー湯野浜温泉

8/13～16、12/30～1/5は土曜日曜祝日ダイヤとなります。

【平日時刻表】

系統番号	032	032	034	034	034	034	034	034
停留所	湯野浜温泉 加茂水族館 湯野浜温泉							
エスモールバスターミナル①のりば	7:15	7:45	8:50	10:35	13:00	14:45	16:00	18:05
鶴岡駅前②のりば	7:18	7:48	8:53	10:38	13:03	14:48	16:03	18:08
日吉町	7:20	7:50	8:55	10:40	13:05	14:50	16:05	18:10
山王町	7:21	7:51	8:56	10:41	13:06	14:51	16:06	18:11
銀座通り	7:22	7:52	8:57	10:42	13:07	14:52	16:07	18:12
南銀座	7:25	7:55	9:00	10:45	13:10	14:55	16:10	18:15
一日市通り	7:28	7:58	9:03	10:48	13:13	14:58	16:13	18:18
鶴岡市役所前	7:29	7:59	9:04	10:49	13:14	14:59	16:14	18:19
致道博物館	7:30	8:00	9:05	10:50	13:15	15:00	16:15	18:20
図書館前	7:31	8:01	9:06	10:51	13:16	15:01	16:16	18:21
新海町	7:32	8:02	9:07	10:52	13:17	15:02	16:17	18:22
鶴岡市中央公民館	7:34	8:04	9:09	10:54	13:19	15:04	16:19	18:24
庄内銀行西支店・志田整形外科病院前	7:34	8:04	9:09	10:54	13:19	15:04	16:19	18:24
美咲町	—	—	9:10	10:55	13:20	15:05	16:20	18:25
美咲町クリニック通り	—	—	9:11	10:56	13:21	15:06	16:21	18:26
庄内観光物産館	—	—	9:15	11:00	13:25	15:10	16:25	18:30
美咲東通り	7:35	8:05	—	—	—	—	—	—
中野京田	7:37	8:07	9:17	11:02	13:27	15:12	16:27	18:32
愛宕神社前	7:38	8:08	9:18	11:03	13:28	15:13	16:28	18:33
柳原	7:39	8:09	9:19	11:04	13:29	15:14	16:29	18:34
友江町	7:40	8:10	9:20	11:05	13:30	15:15	16:30	18:35
大山荘銀前	7:41	8:11	9:21	11:06	13:31	15:16	16:31	18:36
大山郵便局前	7:42	8:12	9:22	11:07	13:32	15:17	16:32	18:37
大山西町	7:43	8:13	9:23	11:08	13:33	15:18	16:33	18:38
大山NTT前	7:43	8:13	9:23	11:08	13:33	15:18	16:33	18:38
菱津口	7:44	8:14	9:24	11:09	13:34	15:19	16:34	18:39
菱津	7:45	8:15	9:25	11:10	13:35	15:20	16:35	18:40
加茂新屋敷	7:47	8:17	9:27	11:12	13:37	15:22	16:37	18:42
加茂緑町	7:48	8:18	9:28	11:13	13:38	15:23	16:38	18:43
加茂登町	7:49	8:19	9:29	11:14	13:39	15:24	16:39	18:44
加茂春日神社前	7:50	8:20	9:30	11:15	13:40	15:25	16:40	18:45
加茂水産高校前	7:51	8:21	9:31	11:16	13:41	15:26	16:41	18:46
加茂水族館	7:53	8:23	9:33	11:18	13:43	15:28	16:43	18:48
加茂水産高校前	7:54	8:24	9:34	11:19	13:44	15:29	16:44	18:49
加茂春日神社前	7:55	8:25	9:35	11:20	13:45	15:30	16:45	18:50
加茂石野屋前	7:56	8:26	9:36	11:21	13:46	15:31	16:46	18:51
北防波堤前	7:57	8:27	9:37	11:22	13:47	15:32	16:47	18:52
金沢	7:58	8:28	9:38	11:23	13:48	15:33	16:48	18:53
宮沢	7:59	8:29	9:39	11:24	13:49	15:34	16:49	18:54
レストハウス前	8:00	8:30	9:40	11:25	13:50	15:35	16:50	18:55
湯野浜海岸	8:01	8:31	9:41	11:26	13:51	15:36	16:51	18:56
海水浴場	8:02	8:32	9:42	11:27	13:52	15:37	16:52	18:57
湯野浜一丁目	8:03	8:33	9:43	11:28	13:53	15:38	16:53	18:58
うしお荘前	8:03	8:33	9:43	11:28	13:53	15:38	16:53	18:58
湯野浜温泉	8:04	8:34	9:44	11:29	13:54	15:39	16:54	18:59

【土曜・日曜・祝休日時刻表】

034	034	034	034	034
湯野浜温泉 加茂水族館 湯野浜温泉	湯野浜温泉 加茂水族館 湯野浜温泉	湯野浜温泉 加茂水族館 湯野浜温泉	湯野浜温泉 加茂水族館 湯野浜温泉	湯野浜温泉 加茂水族館 湯野浜温泉
8:35	10:35	13:00	14:45	16:00
8:38	10:38	13:03	14:48	16:03
8:40	10:40	13:05	14:50	16:05
8:41	10:41	13:06	14:51	16:06
8:42	10:42	13:07	14:52	16:07
8:45	10:45	13:10	14:55	16:10
8:48	10:48	13:13	14:58	16:13
8:49	10:49	13:14	14:59	16:14
8:50	10:50	13:15	15:00	16:15
8:51	10:51	13:16	15:01	16:16
8:52	10:52	13:17	15:02	16:17
8:54	10:54	13:19	15:04	16:19
8:54	10:54	13:19	15:04	16:19
8:55	10:55	13:20	15:05	16:20
8:56	10:56	13:21	15:06	16:21
9:00	11:00	13:25	15:10	16:25
—	—	—	—	—
9:02	11:02	13:27	15:12	16:27
9:03	11:03	13:28	15:13	16:28
9:04	11:04	13:29	15:14	16:29
9:05	11:05	13:30	15:15	16:30
9:06	11:06	13:31	15:16	16:31
9:07	11:07	13:32	15:17	16:32
9:08	11:08	13:33	15:18	16:33
9:08	11:08	13:33	15:18	16:33
9:09	11:09	13:34	15:19	16:34
9:10	11:10	13:35	15:20	16:35
9:12	11:12	13:37	15:22	16:37
9:13	11:13	13:38	15:23	16:38
9:14	11:14	13:39	15:24	16:39
9:15	11:15	13:40	15:25	16:40
9:16	11:16	13:41	15:26	16:41
9:18	11:18	13:43	15:28	16:43
9:19	11:19	13:44	15:29	16:44
9:20	11:20	13:45	15:30	16:45
9:21	11:21	13:46	15:31	16:46
9:22	11:22	13:47	15:32	16:47
9:23	11:23	13:48	15:33	16:48
9:24	11:24	13:49	15:34	16:49
9:25	11:25	13:50	15:35	16:50
9:26	11:26	13:51	15:36	16:51
9:27	11:27	13:52	15:37	16:52
9:28	11:28	13:53	15:38	16:53
9:28	11:28	13:53	15:38	16:53
9:29	11:29	13:54	15:39	16:54

【平日時刻表】

系統番号	032	032	034	034	034	034	034	034	032
停留所	エスモール 加茂水族館								
湯野浜温泉	7:10	8:20	9:00	10:05	12:15	14:15	16:00	17:15	19:20
うしお荘前	7:10	8:20	9:00	10:05	12:15	14:15	16:00	17:15	19:20
湯野浜一丁目	7:11	8:21	9:01	10:06	12:16	14:16	16:01	17:16	19:21
湯野浜温泉口	7:11	8:21	9:01	10:06	12:16	14:16	16:01	17:16	19:21
海水浴場	7:12	8:22	9:02	10:07	12:17	14:17	16:02	17:17	19:22
湯野浜海岸	7:12	8:22	9:02	10:07	12:17	14:17	16:02	17:17	19:22
レストハウス前	7:13	8:23	9:03	10:08	12:18	14:18	16:03	17:18	19:23
宮沢	7:14	8:24	9:04	10:09	12:19	14:19	16:04	17:19	19:24
金沢	7:16	8:26	9:06	10:11	12:21	14:21	16:06	17:21	19:26
北防波堤前	7:16	8:26	9:06	10:11	12:21	14:21	16:06	17:21	19:26
加茂石野屋前	7:17	8:27	9:07	10:12	12:22	14:22	16:07	17:22	19:27
加茂春日神社前	7:18	8:28	9:08	10:13	12:23	14:23	16:08	17:23	19:28
加茂水産高校前	7:19	8:29	9:09	10:14	12:24	14:24	16:09	17:24	19:29
加茂水族館	7:21	8:31	9:11	10:16	12:26	14:26	16:11	17:26	19:31
加茂水産高校前	7:22	8:32	9:12	10:17	12:27	14:27	16:12	17:27	19:32
加茂春日神社前	7:23	8:33	9:13	10:18	12:28	14:28	16:13	17:28	19:33
加茂登町	7:24	8:34	9:14	10:19	12:29	14:29	16:14	17:29	19:34
加茂緑町	7:24	8:34	9:14	10:19	12:29	14:29	16:14	17:29	19:34
加茂新屋敷	7:25	8:35	9:15	10:20	12:30	14:30	16:15	17:30	19:35
菱津	7:27	8:37	9:17	10:22	12:32	14:32	16:17	17:32	19:37
菱津口	7:28	8:38	9:18	10:23	12:33	14:33	16:18	17:33	19:38
大山NTT前	7:29	8:39	9:19	10:24	12:34	14:34	16:19	17:34	19:39
大山西町	7:29	8:39	9:19	10:24	12:34	14:34	16:19	17:34	19:39
大山郵便局前	7:29	8:39	9:19	10:24	12:34	14:34	16:19	17:34	19:39
大山荘銀前	7:30	8:40	9:20	10:25	12:35	14:35	16:20	17:35	19:40
友江町	7:31	8:41	9:21	10:26	12:36	14:36	16:21	17:36	19:41
柳原	7:32	8:42	9:22	10:27	12:37	14:37	16:22	17:37	19:42
愛宕神社前	7:33	8:43	9:23	10:28	12:38	14:38	16:23	17:38	19:43
中野京田	7:34	8:44	9:24	10:29	12:39	14:39	16:24	17:39	19:44
美咲町	—	—	9:25	10:30	12:40	14:40	16:25	17:40	—
美咲町クリニック通り	—	—	9:25	10:30	12:40	14:40	16:25	17:40	—
庄内観光物産館	—	—	9:29	10:34	12:44	14:44	16:29	17:44	—
美咲東通り	7:36	8:46	9:31	10:36	12:46	14:46	16:31	17:46	19:46
鶴岡市中央公民館	7:38	8:48	9:33	10:38	12:48	14:48	16:33	17:48	19:48
新海町	7:39	8:49	9:34	10:39	12:49	14:49	16:34	17:49	19:49
図書館前	7:40								

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 酒田市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和7事業年度における事業評価の結果、コミュニティバスについては概ね目標を達成できたが、デマンド交通では一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた(松山地域(復路のみ))。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、次期山形県・酒田市公共交通計画の作成において、各種データを活用した現状診断・需要の把握やそれに伴った施策・目標値の設定など、取組のアップデートを行うことを助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・地域公共交通会議における、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(酒田市)

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(酒田市、事業者)

・GTFS-JPの作成・提供(酒田市)

・本市作成のGTFS-JPを反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介(酒田市)

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(酒田市)

・地交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(事業者、酒田市)

・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(酒田市、事業者)

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の酒田市相当分の達成

・県全体目標値(目標年度:R8)

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員(県内⇄全国): 40,095千人

・酒田市の目標値(目標年度:R8)

170,000人(直近年度の実績164,956人)

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の酒田市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R8）
県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294 路線
- ・ 酒田市目標値（目標年度：R8）
15 路線（直近年度の実績 15 路線）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

【令和7年10月1日～令和8年9月30日】

系統名 (国庫補助対象路線)		利用者数(人) (直近年度の実績)	収支率(%) (直近年度の実績)	酒田市負担額(千円) (直近年度の実績)
コミュニティバス	市内循環A線	30,582 (35,328)	32.5 (37.2)	11,092 (10,842)
	市内循環B線	31,182 (34,537)	32.7 (34.7)	11,222 (11,418)
	市内循環C線	3,993 (5,864)	10.5 (16.6)	5,956 (5,833)
	市内循環D線	3,993 (5,995)	10.3 (16.6)	6,046 (5,963)
	酒田駅大学線1	17,606 (32,374)	15.5 (27.1)	16,744 (15,130)
	酒田駅大学線2	5,869 (9,178)	19.1 (27.1)	4,341 (4,239)
	酒田駅大学線3	3,912 (8,008)	13.9 (27.1)	4,235 (3,743)
	酒田駅大学線4	3,912 (2,807)	40.2 (27.1)	1,016 (1,312)
	酒田駅大学線5	3,912 (4,031)	27.8 (27.1)	1,776 (1,884)
	酒田駅大学線6	1,956 (1,332)	42.4 (27.1)	463 (622)
	古湊アイアイひらた線	9,166 (9,272)	15.2 (17.2)	8,900 (9,254)
デマンド交通	新堀・広野地区	447 (723)	15.3 (13.6)	1,234 (2,335)
	東平田・中平田・北平田地区	1,187 (974)	14.2 (13.5)	3,584 (2,980)
	西荒瀬・南遊佐地区	1,640 (1,844)	17.2 (16.2)	3,957 (4,732)
	本楯・上田地区	999 (689)	14.8 (13.2)	2,879 (1,974)
	浜中・黒森・十坂地区	1,174 (1,732)	15.6 (9.2)	3,171 (4,850)
	八幡地域	1,494 (2,589)	15.6 (8.3)	4,035 (7,759)
	松山地域	2,382 (1,812)	16.1 (9.3)	6,227 (6,614)
	平田地域	1,598 (1,537)	15.6 (10.4)	4,316 (3,954)
平田総合支所管内便	1,598 (1,513)	9.4 (7.5)	4,636 (4,034)	

○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、酒田市の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、酒田市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額 154,294 千円のうち、酒田市では運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、補助対象路線への上記酒田市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する酒田市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

令和 4 年度に実施した運行経路の増加に加え、運行日を週 3 日から平日運行に拡充することで利便性向上と利用者数の増加を図るため、古湊アイアイひらた線と曜日を分け合わずに運行できるよう、令和 4 年度にノンステップ型のバスを 1 台購入して運行に使用している。

また、主として酒田駅大学線で使用しているバス車両は、導入から 17 年を超えており、毎日運行の路線として使用頻度が高いことなどもあって、老朽化が著しい状況となっていることから、昨年度にノンストップ型のバスを 1 台購入して運行に使用している。

なお、現在は高校生等の通学、帰宅時間帯において悪天候時に積み残しが発生している。一方、運転手の確保が困難であるため、朝夕等の移動需要が多い時間帯にバス車両の大型化により輸送量を確保する。

そこで、今回ノンステップ型の中型バスを 1 台購入する必要がある。

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標 1 の酒田市相当分の達成

- ・ 県全体目標値 (目標年度:R8)

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員 (県内⇄全国): 40,095 千人

- ・ 酒田市の目標値 (目標年度:R8)

170,000 人 (直近年度の実績 164,956 人)

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標 2 の酒田市相当分の達成

- ・ 県全体目標値 (目標年度:R8)

県内路線バス・デマンド型交通の路線数: 294 路線

- ・ 酒田市目標値 (目標年度:R8)

15 路線 (直近年度の実績 15 路線)

○ 上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標)

【令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日】

系統名 (国庫補助対象路線)	利用者数 (人) (直近年度の実績)	収支率 (%) (直近年度の実績)	酒田市負担額 (千円) (直近年度の実績)	
コ ミ ュ ニ テ ィ バ ス	市内循環 A 線	30,582 (35,328)	32.5 (37.2)	11,092 (10,842)
	市内循環 B 線	31,182 (34,537)	32.7 (34.7)	11,222 (11,418)
	市内循環 C 線	3,993 (5,864)	10.5 (16.6)	5,956 (5,833)
	市内循環 D 線	3,993 (5,995)	10.3 (16.6)	6,046 (5,963)
	酒田駅大学線 1	17,606 (32,374)	15.5 (27.1)	16,744 (15,130)
	酒田駅大学線 2	5,869 (9,178)	19.1 (27.1)	4,341 (4,239)
	酒田駅大学線 3	3,912 (8,008)	13.9 (27.1)	4,235 (3,743)
	酒田駅大学線 4	3,912 (2,807)	40.2 (27.1)	1,016 (1,312)
	酒田駅大学線 5	3,912 (4,031)	27.8 (27.1)	1,776 (1,884)
	酒田駅大学線 6	1,956 (1,332)	42.4 (27.1)	463 (622)
古湊アイアイひらた線	9,166 (9,272)	15.2 (17.2)	8,900 (9,254)	

(2) 事業の効果

市内循環C線・D線を維持することにより、市街地の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

また、酒田駅大学線を維持することにより、宮野浦地域の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。沿線には大学や工業団地、観光施設などもあり、通学、通勤、観光など、さまざまなニーズに対応する路線を維持することによって、外出促進や地域活性化にもつながる。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る市内循環C線・D線について、車両の取得に係る費用21,439千円（総額21,513千円）のうち、酒田市は国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

また、地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る酒田駅大学線については、車両の取得に係る費用24,062千円のうち、酒田市は国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

今回導入する中型バスについては、車両の取得にかかる費用36,250千円（見込み）のうち、酒田市は国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会

<令和6年度>

- ・令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
- ・令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

○山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（庄内）

<令和6年度>

- ・令和6年9月2日：次期地域公共交通計画の策定等について
- ・令和6年12月2日：地域旅客運送サービス継続事業の実施方針（案）等について
- ・令和7年1月17日：地域旅客運送サービス継続事業に係る協議等について

<令和7年度>

- ・令和7年4月11日：次期山形県地域公共交通計画の骨子案・スケジュール案・業務委託について
- ・令和7年9月17日：次期山形県地域公共交通計画の素案に対する意見について
- ・令和7年10月31日：次期山形県地域公共交通計画（第2稿）に対する意見について
- ・令和7年12月25日：庄内地域別目標（第3稿）に対する意見について

○酒田市地域公共交通会議

<令和6年度>

- ・令和7年1月30日（第1回）：酒田市乗合バスの運行内容の変更について
酒田市乗合タクシーの運行内容の変更について
生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）
に関する事業評価について（酒田第一タクシー株式会社）

<令和7年度>

- ・令和7年7月7日（第1回）：次期地域公共交通計画の策定について
公共交通の利用に関する市民アンケート調査について
イベント等による一時的な需要増大に対するタクシー営業区域の拡大対応について
- ・令和7年12月3日（第2回）：次期地域公共交通計画の骨子について
酒田市乗合バスの運行内容の変更について
- ・令和7年2月24日（第3回）：酒田市乗合バスの運行内容の変更について（春ダイヤ）
酒田市地域公共交通会議設置要綱の改正について
学生料金の設定（減免対象の拡大）について

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により酒田市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

酒田市地域公共交通計画の策定及び路線改編の実施に際しては、利用者アンケートの実施、地域団体・交通事業者等との意見交換会、パブリックコメントの実施、酒田市地域公共交通会議で出された意見なども内容に反映させている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

(2) 交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 山形県酒田市本町二丁目2番45号

(所属) 酒田市企画部都市デザイン課

(氏名) 田澤 大鳳

(電話) 0234-26-5756

(e-mail) kotu@city.sakata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間 幹線系統等と接 続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
酒田市	酒田市	(1) 市内循環A線	酒田駅前	中町、日本海総合病院	酒田駅前	往 21.8km 循環	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(2) 市内循環B線	酒田駅前	日本海総合病院、中町	酒田駅前	循環 復 21.7km	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(3) 市内循環C線	中町	酒田駅、日本海総合病院	中町	往 22.4km 循環	242日	968回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(4) 市内循環D線	中町	日本海総合病院、酒田駅	中町	循環 復 22.9km	242日	726回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(5) 酒田駅大学線1	酒田駅前	中町、若宮町	日本海総合病院	往 19.5km 復 km	363日	544.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(6) 酒田駅大学線2	酒田駅前	中町、高見台	日本海総合病院	往 17.6km 復 18.0km	363日	1,210回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(7) 酒田駅大学線3	酒田駅前	日和山公園、中町、高見台	日本海総合病院	往 21.4km 復 21.8km	363日	907.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(8) 酒田駅大学線4	酒田駅前	中町	工業団地前	往 7.2km 復 7.4km	363日	544.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(9) 酒田駅大学線5	大学前	若宮町、酒田市役所前	西高校前	往 km 復 15.8km	363日	181.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(10) 酒田駅大学線6	工業団地前	高見台、酒田市役所前	酒田駅前	往 km 復 12.8km	363日	181.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(11) 古湊アイアイひらた線	古湊	栄町、中町、砂越駅前	アイアイひらた	往 27.5km 復 27.1km	156日	624回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③

酒田合同自動車(株) 酒田第一タクシー(株) 港タクシー(株) 松山観光タクシー(有) (株)観光タクシー	(12) 新堀・広野地区	新堀・広野地区	往 km 復 km	129日 336回	区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
	(13) 東平田・中平田・北平田地区	東平田・中平田・北平田地区	往 km 復 km	138日 974回	区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
	(14) 西荒瀬・南遊佐地区	西荒瀬・南遊佐地区	往 km 復 km	147日 1,008回	区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
	(15) 本楯・上田地区	本楯・上田地区	往 km 復 km	132日 775回	区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
	(16) 浜中・黒森・十坂地区	浜中・黒森・十坂地区	往 km 復 km	147日 822回	区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
	(17) 八幡地域	八幡地域	往 km 復 km	147日 1,046回	区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
	(18) 松山地域	松山地域	往 km 復 km	143日 1,514回	区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
	(19) 平田地域	平田地域	往 km 復 km	147日 1,119回	区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
	(20) 平田総合支所管内便	平田地域	往 km 復 km	147日 1,119回	区域運行	②(1)	砂越駅でJR羽越本線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	酒田市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	41,600
交通不便地域等	5,594

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
5,594	旧平田町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条第1項及び第2項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	
地域旅客運送サービス継続実施計画(鶴岡三川線、三川酒田線)	令和8年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 新庄市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

<p>1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細</p> <p>令和6事業年度における事業評価の結果、利用者数については概ね目標を達成できたが、収支率、市負担額については目標値に届かない路線が見られた(まちなか循環線、鳥越線、土内線、芦沢線)。</p> <p>1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、路線の見直し等も含めた検討・取組を行うことと助言された。</p> <p>これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。</p> <p>○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通活性化協議会兼地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(新庄市) <p>○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(新庄市、事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GTFS-JPの作成、提供(新庄市) <p>○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(新庄市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(新庄市) ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(新庄市、事業者) <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校を中心にチラシ等を配布し、市営バスの利用促進を図る(新庄市、事業者)。 ・市民団体に対し、市営バスまちなか循環線の乗り方教室を開催する(新庄市、事業者)。
<p>2. 運行システムの概要及び運送予定者</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付</p>
<p>3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法</p> <p>※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。</p>
<p>○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の新庄市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値(目標年度:R8) <p><u>県内の主な公共交通機関の年間輸送人員(県内⇄全国): 40,095千人</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庄市の目標値(目標年度:R8) 0.3回/人(直近年度の実績34,393人) <p>○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の新庄市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値(目標年度:R8)

県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294 路線

- ・新庄市目標値（目標年度：R8）

- 5 路線（直近年度の実績 5 路線）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

土内路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500 人以上（直近年度の実績 3,318 人）

土内路線の収支率：8%以上（直近年度の実績 7.2%）

土内路線への市負担額 3,000,000 円（直近年度の実績 3,172,108 円）

芦沢路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,900 人以上（直近年度の実績 2,360 人）

芦沢路線の収支率：8%以上（直近年度の実績 11.6%）

芦沢路線への市負担額 1,700,000 円（直近年度の実績 1,773,541 円）

まちなか循環路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,300 人以上（直近年度の実績 10,011 人）

まちなか循環路線の収支率：8%以上（直近年度の実績 8.8%）

まちなか循環路線への市負担額 16,000,000 円（直近年度の実績 15,247,375 円）

鳥越路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：15,900 人（直近年度の実績 18,987 人）

鳥越路線の収支率：77%以上（直近年度の実績 37.2%）

鳥越路線への市負担額：290,000 円（直近年度の実績 3,382,000 円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、土内地区及び芦沢地区の沿線集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、新庄市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る新庄市営バスまちなか循環線、土内線、芦沢線路線、鳥越線について、その運行に係る費用総額 32,133,324 円のうち、新庄市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、補助対象路線への上記新庄市の補助金額も含めた「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する新庄市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

土内線・芦沢線を運行するバス車両については、耐用年数を大幅に上回る 12 年を経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために適切な車両を 1 台購入する必要がある。

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】****(1) 事業の目標**

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標 1 の新庄市相当分の達成

<ul style="list-style-type: none"> ・ 県全体目標値（目標年度：R8） 県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇔全国）：40,095千人 ・ 新庄市の目標値（目標年度：R8） 0.3回／人（直近年度の実績34,393人） ○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の新庄市相当分の達成 ・ 県全体目標値（目標年度：R8） 県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294路線 ・ 新庄市目標値（目標年度：R8） 5路線（直近年度の実績5路線） ○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標） 土内路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500人以上（直近年度の実績3,318人） 土内路線の収支率：8%以上（直近年度の実績7.2%） 土内路線への市負担額3,000,000円（直近年度の実績3,172,108円） 芦沢路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,900人以上（直近年度の実績2,360人） 芦沢路線の収支率：8%以上（直近年度の実績11.6%） 芦沢路線への市負担額1,700,000円（直近年度の実績1,773,541円） まちなか循環路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,300人以上（直近年度の実績10,011人） まちなか循環路線の収支率：8%以上（直近年度の実績8.8%） まちなか循環路線への市負担額16,000,000円（直近年度の実績15,247,375円） 鳥越路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：15,900人（直近年度の実績18,704人） 鳥越路線の収支率：77%以上（直近年度の実績37.2%） 鳥越路線への市負担額：290,000円（直近年度の実績3,382,000円）
<p>（2）事業の効果</p> <p>土内線・芦沢線を維持することにより、土内地区及び芦沢地区集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p> <p>また、新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まり、沿線住民の活動の更なる活性化が期待できる。</p>
<p>7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付</p>
<p>8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る土内線・芦沢線について、車両の取得に係る費用総額480万円のうち、新庄市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。</p>

○その他申請に関する事項

<p>9. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会</p> <p>＜令和6年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

- ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・ 令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・ 令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
- ・ 令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（最上）

<令和6年度>

- ・ 令和6年11月22日：次期山形県地域公共交通計画策定スケジュール等について
- ・ 令和6年12月16日：地域別目標（案）等について
- ・ 令和7年1月20日：最上地域目標（案）等について

<令和7年度>

- ・ 令和7年6月5日：公共交通計画の骨子案等の検討状況
- ・ 令和7年9月12日：公共交通計画の素案について
- ・ 令和7年11月10日：次期山形県地域公共交通計画について
- ・ 令和7年12月16日：地域公共交通勉強会

○ 新庄市地域公共交通活性化協議会（新庄市地域公共交通会議）

<令和6年度>

- ・ 令和7年3月14日（第1回）：運賃部会の設置について
バス停「鍛冶町」移設に伴う変更について
山交バス「新庄～金山線」運賃変更について

<令和7年度>

- ・ 令和7年10月16日（第1回） 令和6年度における新庄市営バスの利用状況について
山交バス鳥越線の運行内容の変更について
新庄市地域公共交通基本方針について
- ・ 令和8年2月10日（第2回） 市営バスまちなか循環線 | 運行内容の変更、バス停の移設について
自家用有償旅客運送の更新登録について

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により新庄市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、新庄市地域公共交通活性化協議会の構成員として、市民及び利用者代表の参画を行っている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県新庄市沖の町 10-37

(所 属) 新庄市 総合政策課企画政策・デジタル推進係

(氏 名) 齋藤 泰良

(電 話) 0233-22-2115

(e-mail) seisaku@city.shinjo.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環 (もみの木ライン第1便 (快速便))	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 18.7km 循環	237日	237回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
新庄市	山交バス株式会社	(2) まちなか循環 (もみの木ライン第3便・ 第5便)	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.8km 循環	237日	474回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
新庄市	山交バス株式会社	(3) まちなか循環 (もみの木ライン第7便 (志誠館高校経由))	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 20.7km 循環	237日	237回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
新庄市	山交バス株式会社	(4) まちなか循環 (あじさいライン第2便・ 第4便)	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.2km 循環	237日	474回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
新庄市	山交バス株式会社	(5) まちなか循環 (あじさいライン第6便 (志誠館高校経由))	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 20.2km 循環	237日	237回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
新庄市	山交バス株式会社	(6) まちなか循環 (あじさいライン第8便(志 誠館高校・新庄駅東口経 由))	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 20.9km 循環	237日	237回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
新庄市	山交バス株式会社	(7) 道の駅原蚕の杜～鳥越	道の駅 原蚕の 杜		農大入口	往 11.5km 復 11.3km	238日	1309回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
新庄市	新庄市	(8) 土内	新庄駅	中山、小泉	土内	往 24.5km 復 24.5km	240日	480回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
新庄市	新庄市	(9) 芦沢	県立 病院前	本宮町	芦沢	往 14.6km 復 14.6km	240日	480回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
		(10)				往 km 復 km	日	回						
		(11)				往 km 復 km	日	回						
		(12)				往 km 復 km	日	回						
		(13)				往 km 復 km	日	回						
		(14)				往 km 復 km	日	回						

(注)

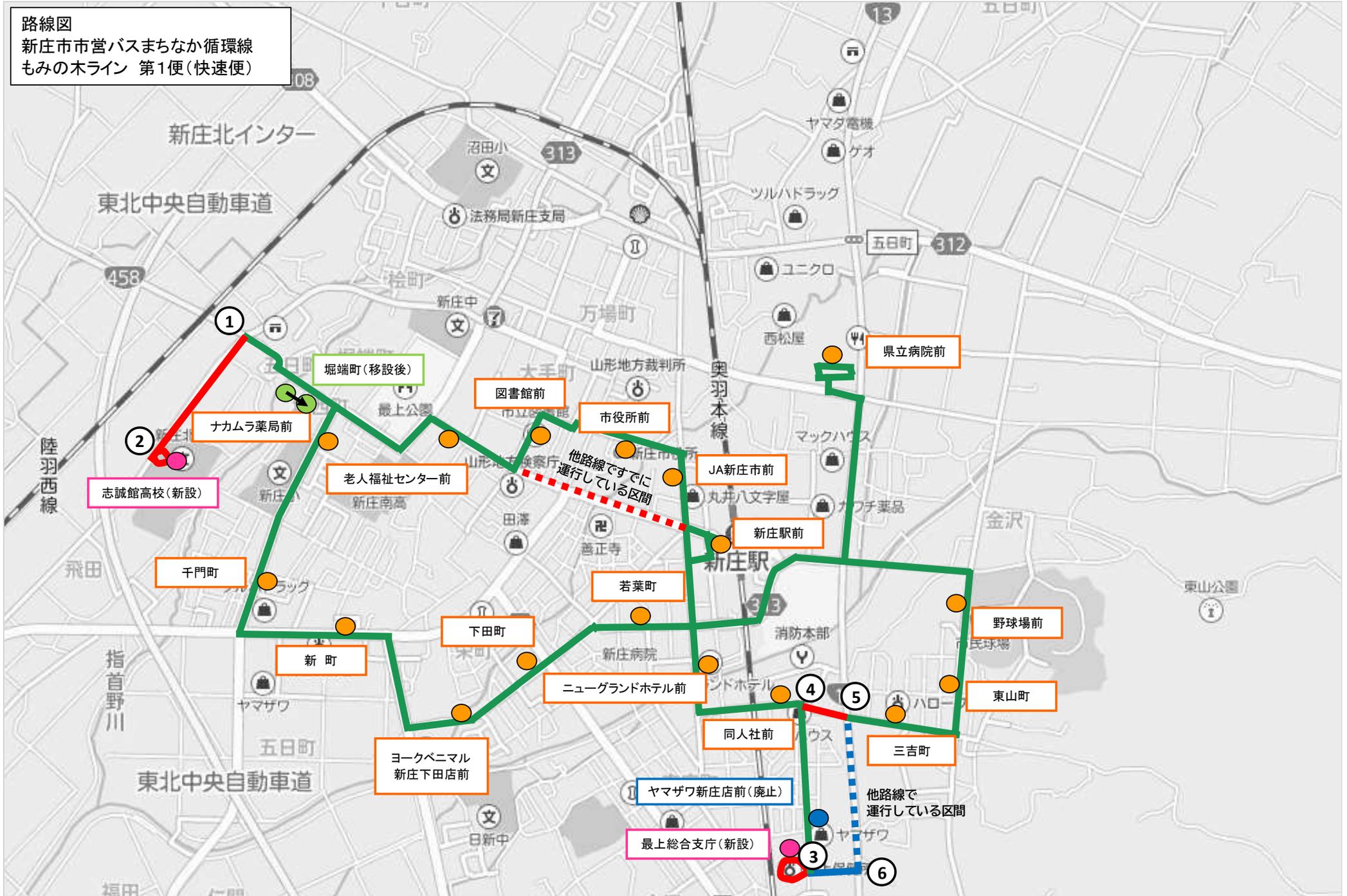
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

参 考 資 料

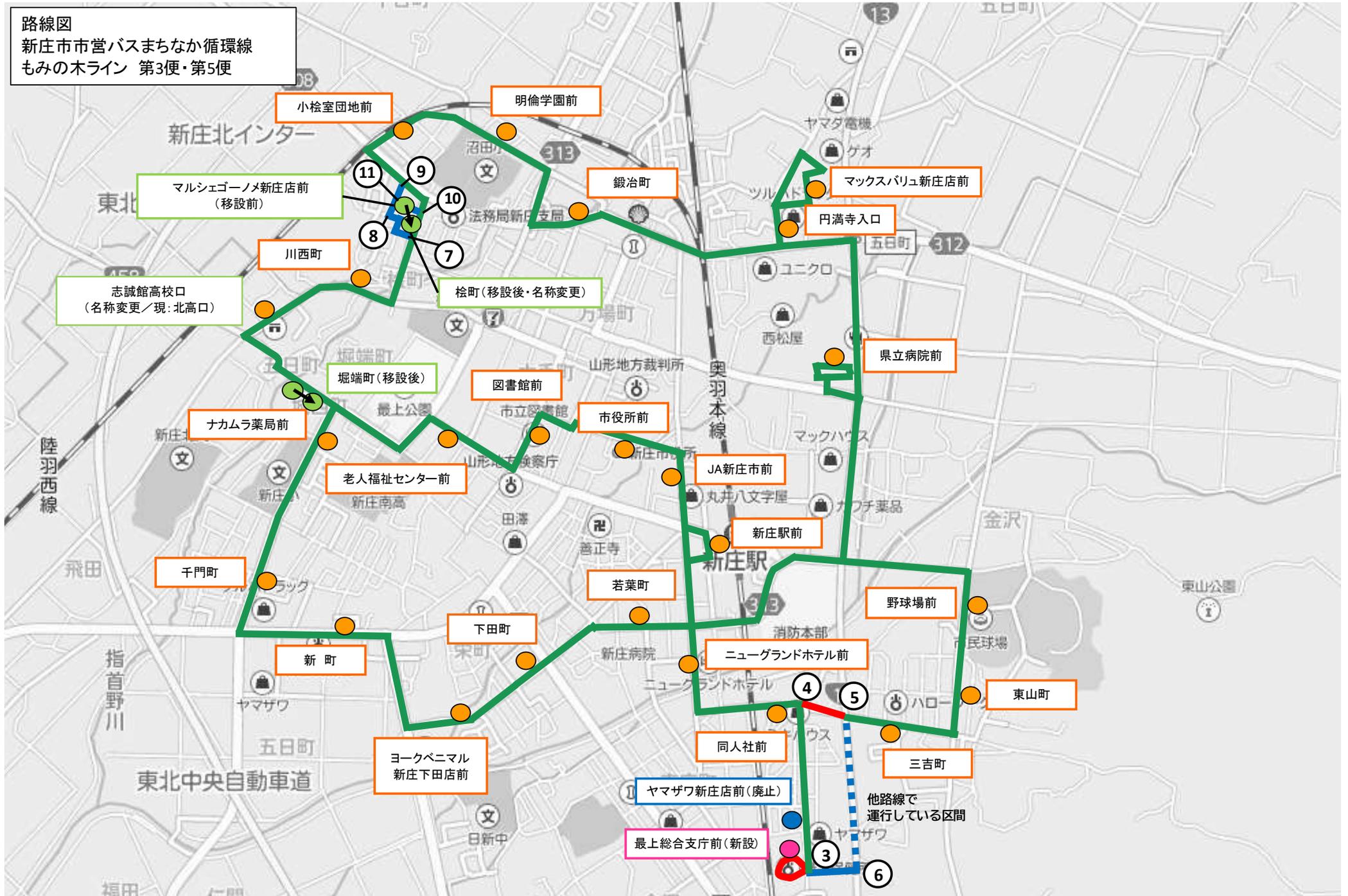
■まちなか循環線 路線図(案)・ダイヤ (案) (令和8年4月1日から適用)

※ 路線図 (案) 上の数字 (①、②など) は、
資料 1 2.変更内容「3 キロ程」の区間を
分かりやすく表示したものです。

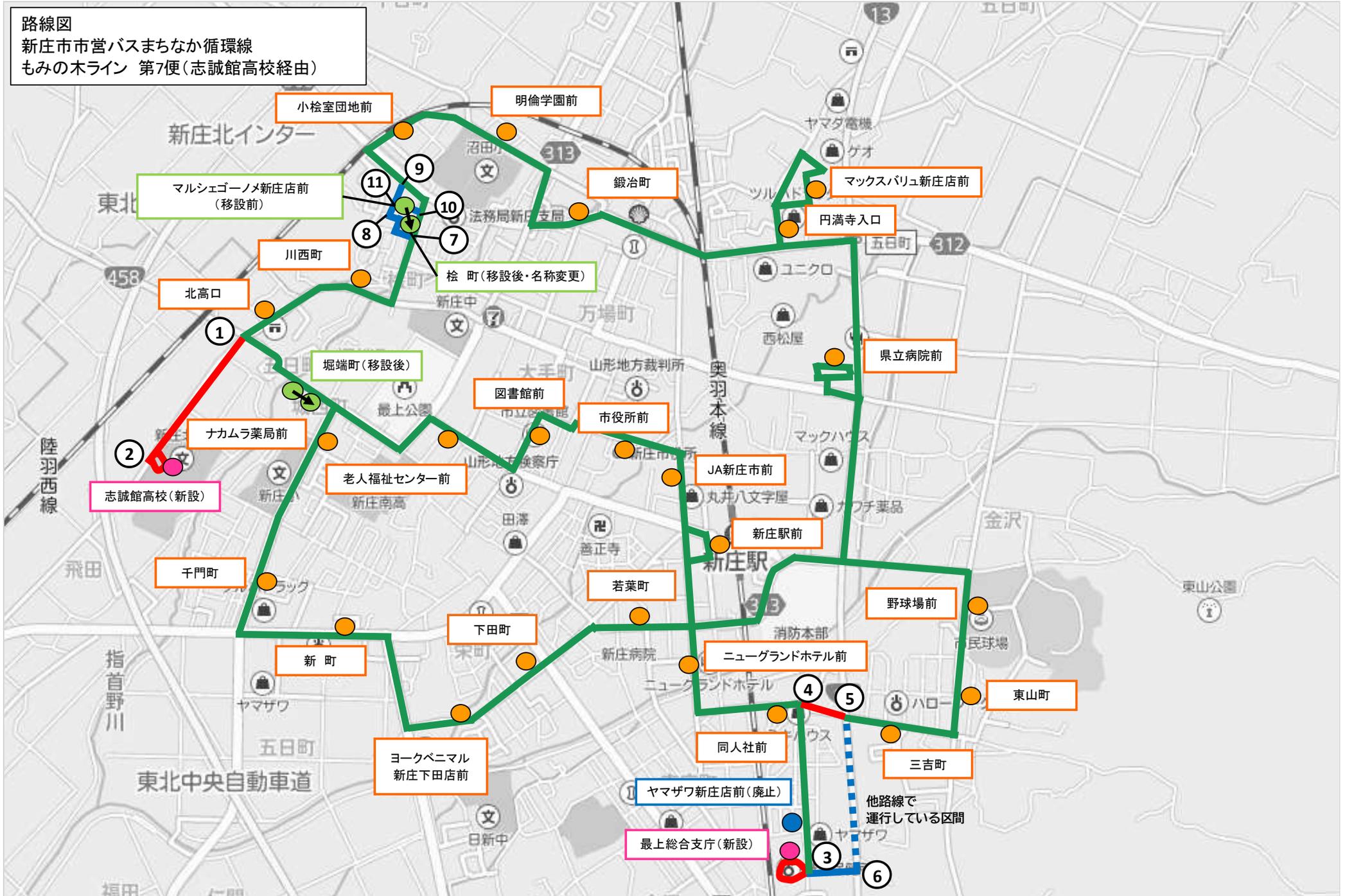
路線図
 新庄市市営バスまちなか循環線
 もみの木ライン 第1便(快速便)



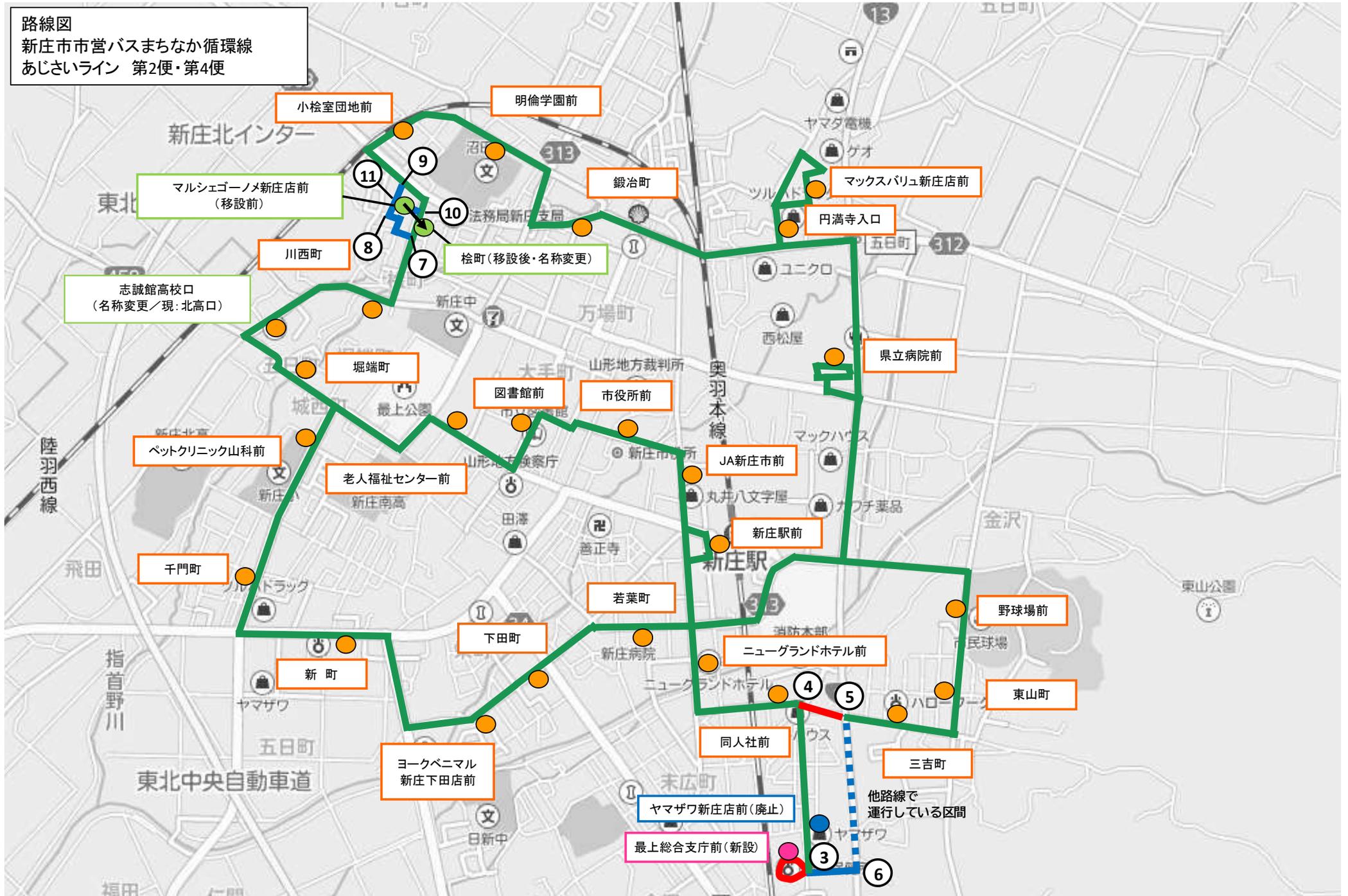
路線図
 新庄市市営バスまちなか循環線
 もみの木ライン 第3便・第5便



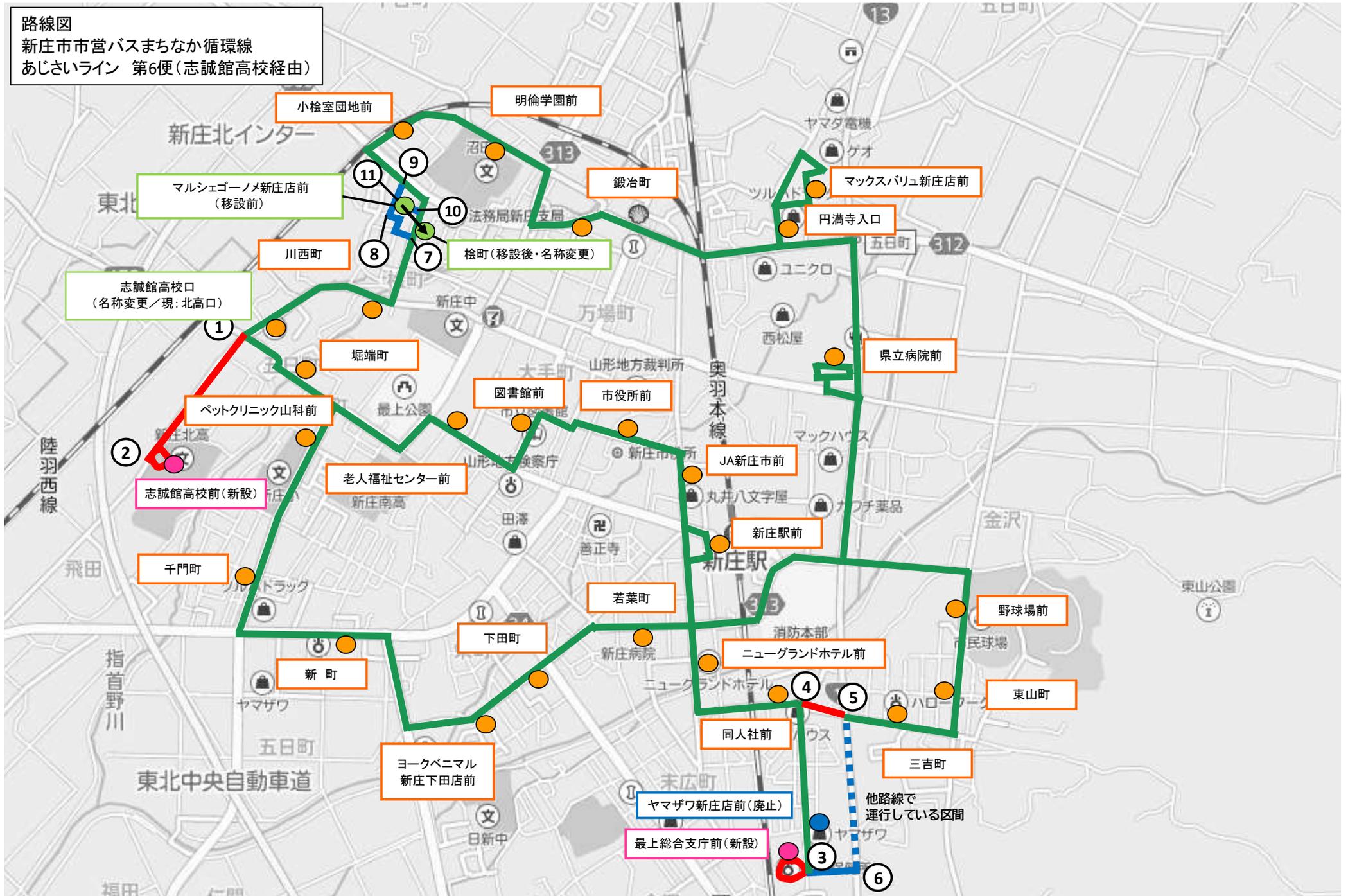
路線図
 新庄市市営バスまちなか循環線
 もみの木ライン 第7便(志誠館高校経由)



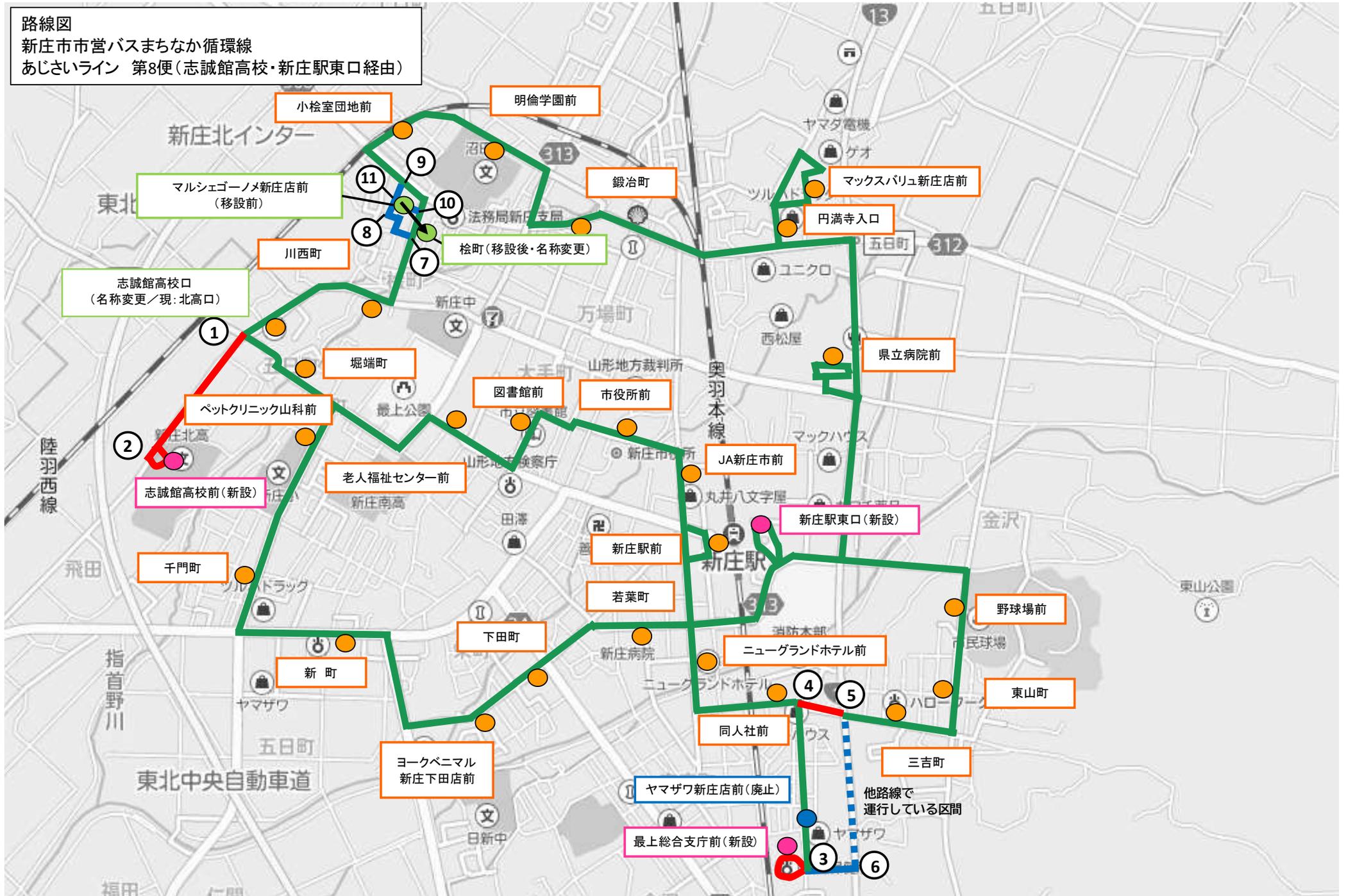
路線図
 新庄市市営バスまちなか循環線
 あじさいライン 第2便・第4便



路線図
 新庄市市営バスまちなか循環線
 あじさいライン 第6便(志誠館高校経由)



路線図
 新庄市市営バスまちなか循環線
 あじさいライン 第8便(志誠館高校・新庄駅東口経由)



もみの木ライン ダイヤ(案)

No.	快速便(第1便)	No.	停留所名	第3便	第5便	第7便
①	新庄駅前	7:20	① 新庄駅前	10:06	13:42	16:27
⑤	老人福祉センター前	7:23	② JA新庄市前	10:08	13:44	16:29
⑱	堀端町	7:25	③ 市役所前	10:09	13:45	16:30
⑳	志誠館高校前	7:26	④ 図書館前	10:10	13:46	16:31
⑤	老人福祉センター前	-	⑤ 老人福祉センター前	10:11	13:47	16:32
⑱	ニューグランドホテル前	-	⑥ ナカムラ薬局前	10:13	13:49	16:34
⑰	同人社前	-	⑦ 千門町	10:14	13:50	16:35
⑯	最上総合支庁前	7:36	⑧ 新町	10:15	13:51	16:36
⑰	同人社前	-	⑨ ヨークベニマル新庄下田店前	10:16	13:52	16:37
⑱	ニューグランドホテル前	-	⑩ 下田町	10:17	13:53	16:38
①	新庄駅前	7:42	⑪ 若葉町	10:18	13:54	16:39
①	新庄駅前	7:52	⑫ 県立病院前	10:23	13:59	16:44
②	JA新庄市前	7:54	⑬ 野球場前	10:26	14:02	16:47
③	市役所前	7:55	⑭ 東山町	10:26	14:02	16:47
④	図書館前	7:56	⑮ 三吉町	10:27	14:03	16:48
⑤	老人福祉センター前	7:57	⑯ 最上総合支庁前	10:30	14:06	16:51
⑥	ナカムラ薬局前	7:59	⑰ 同人社前	10:31	14:07	16:52
⑦	千門町	8:00	⑱ ニューグランドホテル前	10:32	14:08	16:53
⑧	新町	8:01	① 新庄駅前	10:34	14:10	16:55
⑨	ヨークベニマル新庄下田店前	8:02	① 新庄駅前	10:38	14:14	16:59
⑩	下田町	8:03	② JA新庄市前	10:40	14:16	17:01
⑪	若葉町	8:04	③ 市役所前	10:41	14:17	17:02
⑱	ニューグランドホテル前	8:05	④ 図書館前	10:42	14:18	17:03
⑰	同人社前	8:06	⑤ 老人福祉センター前	10:43	14:19	17:04
⑯	最上総合支庁前	8:07	⑱ 堀端町	10:45	14:21	17:06
⑮	三吉町	8:11	⑳ 志誠館高校前	-	-	17:07
⑭	東山町	8:12	㉑ 志誠館高校口	10:46	14:22	17:08
⑬	野球場前	8:12	⑳ 川西町	10:46	14:22	17:08
⑫	県立病院前	8:15	㉒ 桧町	10:47	14:23	17:09
①	新庄駅前	8:20	㉓ 小桧室団地前	10:48	14:24	17:10
			㉔ 明倫学園前	10:49	14:25	17:11
			㉕ 鍛冶町	10:50	14:26	17:12
			㉖ マックスバリュ新庄店前	10:54	14:30	17:16
			㉗ 円満寺入口	10:55	14:31	17:17
			⑫ 県立病院前	10:59	14:35	17:21
			① 新庄駅前	11:04	14:40	17:26

《主な変更点》

赤字 | 新設・名称変更

黄色塗り | 起終点

あじさいライン ダイヤ(案)

No.	停留所名	第2便	第4便	第6便	第8便
①	新庄駅前	8:35	11:19	14:55	17:40
⑱	ニューグランドホテル前	8:37	11:21	14:57	17:42
⑰	同人社前	8:38	11:22	14:58	17:43
⑯	最上総合支庁前	8:40	11:24	15:00	17:45
⑮	三吉町	8:43	11:27	15:03	17:48
⑭	東山町	8:44	11:28	15:04	17:49
⑬	野球場前	8:44	11:28	15:04	17:49
㉑	新庄駅東口	-	-	-	17:51
⑫	県立病院前	8:47	11:31	15:07	17:53
⑪	若葉町	8:52	11:36	15:12	17:58
⑩	下田町	8:53	11:37	15:13	17:59
⑨	ヨークベニマル新庄下田店前	8:54	11:38	15:14	18:00
⑧	新町	8:55	11:39	15:15	18:01
⑦	千門町	8:56	11:40	15:16	18:02
⑥	ペットクリニック山科前	8:57	11:41	15:17	18:03
⑤	老人福祉センター前	8:59	11:43	15:19	18:05
④	図書館前	9:00	11:44	15:20	18:06
③	市役所前	9:01	11:45	15:21	18:07
②	JA新庄市前	9:02	11:46	15:22	18:08
①	新庄駅前	9:04	11:48	15:24	18:10
①	新庄駅前	9:08	11:52	15:28	18:20
⑫	県立病院前	9:13	11:57	15:33	18:25
㉗	マックスバリュ新庄店前	9:17	12:01	15:37	18:29
㉘	円満寺入口	9:18	12:02	15:38	18:30
㉕	鍛冶町	9:20	12:04	15:40	18:32
㉙	明倫学園前	9:21	12:05	15:41	18:33
㉚	小桧室団地前	9:22	12:06	15:42	18:34
㉛	桧町	9:23	12:07	15:43	18:35
㉜	川西町	9:24	12:08	15:44	18:36
㉝	志誠館高校口	9:24	12:08	15:44	18:36
㉞	志誠館高校前	-	-	15:45	18:37
⑱	堀端町	9:25	12:09	15:46	18:38
⑤	老人福祉センター前	9:27	12:11	15:48	18:40
④	図書館前	9:28	12:12	15:49	18:41
③	市役所前	9:29	12:13	15:50	18:42
②	JA新庄市前	9:30	12:14	15:51	18:43
①	新庄駅前	9:32	12:16	15:53	18:45

※路線図(案)上の数字(①、②など)とダイヤ(案)のバス停留所No.(①~㉞)は異なります。

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 寒河江市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた（市内循環バス北部ルート（右回り・左回り）及び南部ルート（右回り・左回り））。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、新規需要の掘り起こしやさらなる利用促進を図ることと助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。また、市内循環バス北部ルート（右回り・左回り）については1運行当たりの輸送量要件を満たさず補助対象とならなかったが令和8事業年度においては路線の見直し等も含めた検討・取組を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・寒河江市地域公共交通会議等において、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（寒河江市）
- ・寒河江市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（寒河江市）

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（寒河江市、事業者）

- ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（寒河江市）

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（寒河江市）

- ・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、寒河江市）
- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（寒河江市、事業者）

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・市内循環バス及びデマンドタクシーの利用促進を図るために、SNSやチラシ等の活用による周知の徹底（寒河江市）
- ・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの周知による利用促進（西村山地域広域連携協議会・寒河江市）
- ・必要に応じて、公共交通利用者へのアンケート調査の実施（寒河江市）

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）

の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の寒河江市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R8）
県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇄全国）：40,095千人
- ・ 寒河江市の目標値（目標年度：R8）（直近年度の実績の約105%を目標）
9,418人（直近年度の実績8,969人）

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の寒河江市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R8）
県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294路線
- ・ 寒河江市目標値（目標年度：R8）
4路線（直近年度の実績4路線）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）（直近年度の実績の約105%を目標）

- 市内循環バス（国庫補助対象路線）の年間利用者数：4,912人以上
(直近年度の実績：4,678人)
- デマンド交通（国庫補助対象路線）の年間利用者数：4,506人以上
(直近年度の実績：4,291人)
- 市内循環バスの収支率：3.9%以上（直近年度の実績：3.7%）
- デマンド交通の収支率：10.3%以上（直近年度の実績：9.9%）

○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、市内循環バス沿線地域及びデマンドタクシー運行エリア内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、寒河江市地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「市内循環バス」及び「デマンドタクシー」について、その運行に係る費用総額のうち、寒河江市から運行事業者への委託料は運行収入を運行経費から差し引いた差額分とし、市は事業者への委託料から国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

また、上記の委託料も含めた「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する寒河江市の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会
＜令和6年度＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・ 令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）
＜令和7年度＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について ・ 令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）
＜令和6年度＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について ・ 令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について ・ 令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について（日付は書面協議成立時） ・ 令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止及び新設並びに経路変更について（日付は書面協議成立時）
＜令和7年度＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年5月27日：次期山形県地域公共交通計画における「地域別目標」骨子案及び

今後の取組みについて

- ・令和7年9月16日：山形県地域公共交通計画の素案について
- ・令和7年11月12日：次期山形県地域公共交通計画案について
- ・令和8年1月14日：山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会 勉強会

○ 寒河江市地域公共交通会議

＜令和6年度＞

- ・令和6年8月30日：山交バス路線「寒河江（松川・左沢）宮宿線」「谷地（寒河江）宮宿線」における変更に係る協議について（日付は書面協議成立時）
- ・令和7年1月27日：地域公共交通バリア解消促進等事業に係る事業評価の提出について（日付は書面協議成立時）
- ・令和7年2月25日：予約制乗合タクシー「山形空港ライナー」の運行内容の一部変更について（日付は書面協議成立時）

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により寒河江市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、寒河江市地域公共交通会議の委員として、市民を代表してご意見をいただくために2地区の町会長連合会長及び1地区の区長、交通弱者等の意見を反映するために市民生児童委員協議会から1名の方にそれぞれ就任いただいております、地域の実態に基づき様々なご意見をいただいております。

なお、本会議の会議資料及び会議録については、書面開催を除き、寒河江市のホームページで公開を行っている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

対象なし

(2) 交通手段の検討状況

対象なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県寒河江市中央一丁目9番45号

（所 属）山形県 寒河江市 企画戦略課

（氏 名）主任 古谷 駿幸

（電 話）0237-85-1413

（e-mail）seisaku@city.sagae.yamagata.jp

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 上山市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、利用者数及び収支率については、概ね目標を達成できたが、市負担額について、目標に届かない路線が見られた。(上山市営予約制乗合タクシー)

1次評価では、社会情勢に合わせた目標値の見直しを行うとともに、利用促進施策の実施や運行内容の見直しを行うこととしているものの、2次評価では、路線区域共に一定の利用者数を確保しており、利用促進策が効果的であったことが伺えるとの評価を受けた。

その一方で、上山市営バス市内循環線では1便当たりの利用人数が1.94人となっており、2事業年度連続で1運行当たりの輸送量要件を満たしていない状況であるが、年々利用者数が増加しているため、令和8事業年度においても、引き続き利用促進策を実施していく。

その他、評価を踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・地域公共交通活性化協議会 (or 地域公共交通会議等) における、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善 (上山市)

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(上山市、事業者)

・GTFS-JPの作成・提供 (上山市)

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(上山市)

・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発 (事業者、上山市)

・本事業対象路線・サービスに対する交通系ICカードの導入による利便性向上 (上山市、事業者)

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の上山市相当分の達成

・県全体目標値 (目標年度:R8)

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員 (県内⇄全国) : 40,095千人

・上山市の目標値 (目標年度:R8)

33,696人 (直近年度の実績35,984人)

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の上山市相当分の達成

・県全体目標値 (目標年度:R8)

県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294 路線

・ 上山市目標値（目標年度：R8）

10 路線（直近年度の実績 9 路線）

・ 上山市目標値（目標年度：R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況値を記載）

路線バス : 2,645 万円（直近年度の実績 2,616 万 2 千円）

デマンド交通 : 2,192 万円（直近年度の実績 2,072 万 6 千円）

○ 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

上山～棚木路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：9,300 人以上

（直近年度の実績 10,244 人）

上山～久保手路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：7,800 人以上

（直近年度の実績 8,590 人）

上記 2 路線の収支率：24%以上（直近年度の実績 25.96%）

上記 2 路線への上山市負担額 1,010 万円（直近年度の実績 989 万 4 千円）

市内循環線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：7,400 人以上

（直近年度の実績 7,681 人）

市内循環線の収支率：7.5%以上（直近年度の実績 7.9%）

市内循環線への上山市負担額 1,635 万円（直近年度の実績 1,626 万 8 千円）

市営予約制乗合タクシー（国庫補助対象路線）の年間利用者数：9,469 人以上

（直近年度の実績 9,469 人）

市営予約制乗合タクシーの収支率：16.0%以上（直近年度の実績 15.7%）

市営予約制乗合タクシーへの上山市負担額 2,192 万円（直近年度の実績 2,072 万 6 千円）

○ 事業の効果

・ 上記路線を維持することにより、市内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○ 上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上山～棚木路線、上山～久保手路線について、その運行に係る費用総額 989 万 4 千円のうち、上山市から運行事業者への補助金額については運行収入を運行経費から差し引いた差額分とし、市は事業者への補助金額から国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る市内循環線について、その運行に係る費用総額 1,626 万 8 千円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を上山市が負担することとしている。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上山市営予約制乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額 2,072 万 6 千円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を上山市が負担することとしている。

また、上山～棚木路線、上山～久保手路線、市内循環線、上山市営予約制乗合タクシーへの上記上山市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する上山市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会 <令和6年度> ・令和6年6月26日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について ・令和6年9月6日(第2回): 地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の (日付は書面協議成立時) 変更等について ・令和7年1月30日(第3回): 地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・令和7年3月27日(第4回): 山形県地域公共交通計画の変更等について (日付は書面協議成立時) <令和7年度> ・令和7年6月27日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について ・令和7年11月25日(第2回): 次期山形県地域公共交通計画(案)について ・令和8年1月27日(第3回): 次期山形県地域公共交通計画(案)について
○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会(村山) <令和6年度> ・令和6年10月30日: 村山地域における地域公共交通の現状と課題について ・令和6年11月27日: 次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」(案)について

- ・令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」(案)について
(日付は書面協議成立時)
- ・令和7年2月27日：山形空港シャトル(山形駅～山形空港線)に係るバス停の廃止
及び新設並びに経路変更について
(日付は書面協議成立時)

<令和7年度>

- ・令和7年5月27日：次期山形県地域公共交通計画における「地域別目標」骨子案及び
今後の取組みについて
- ・令和7年9月16日：山形県地域公共交通計画の素案について
- ・令和7年11月12日：次期山形県地域公共交通計画案について
- ・令和8年1月14日：山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会 勉強会

○ 上山市地域公共交通会議

<令和6年度>

- ・令和6年10月25日：上山市地域公共交通会議設置要綱の改正について
(日付は書面協議成立時)
- ・令和7年1月17日：生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)に係る
事業評価について
(日付は書面協議成立時)

<令和7年度>

- ・令和7年6月23日：「交通空白」緊急対策事業を活用した公共交通の現況調査及び実証運
行の実施について、山元地区における市営予約制乗合タクシーの運
行について
- ・令和7年9月19日：市内公共交通の現況調査の結果について(報告)、実証運行の実施に
ついて
- ・令和8年2月24日：山交バス株式会社と山交ハイヤー株式会社の合併について(報告)、
市営バス市内循環線の社会実験の結果について(報告)、実証運行の
結果について(報告)、実証運行の結果を受けた交通空白への対応に
ついて

○ 上山市地域公共交通会議運賃協議部会

<令和6年度>

- ・令和7年3月25日：市営バス市内循環線の利用率について
(日付は書面協議成立時)

<令和7年度>

- ・令和7年6月23日：市営予約制乗合タクシーの利用率について
- ・令和8年2月24日：事業承継後の市営バス市内循環線の利用率の取り扱いについて

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局(山形県)により上山市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

上山市地域公共交通会議においても、市ホームページにて開催状況を公開している。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

(2) 交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 山形県上山市河崎一丁目1番10号

(所属) 市政戦略課

(氏名) 古瀬 康成

(電話) 023-672-1111 (内線 223)

(e-mail) shisei@city.kaminoyama.yamagata.jp

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 村山市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数、収支率について目標値に届かない路線が見られた。(富並～河北病院線、楯岡北町～市役所線、富本・戸沢～河北方面、大倉地域・五十沢地区～楯岡方面、大久保～楯岡方面、大久保～河北方面)

1次評価では、利用促進に向け引き続き周知を行い、利用者の利便性向上のため路線の利用状況を精査し経路や停留所変更等を適宜行うとしているほか、2次評価では、既存路線については、経路変更や停留所新設など利便性向上の取り組みへの評価、新規系統については、一層の周知とサービス改善による利用者数増加を期待するとの評価だった。

令和6事業年度において計画申請をした路線のうち、富並～河北病院線（申請番号7）については1運行当たり輸送人員が2人を下回ったため、大久保～河北方面については実運行回数が計画運行回数の3割を下回ったため補助対象外となったが、令和8事業年度は利用促進に向け住民への効果的な周知や運行計画の見直しを行っている。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(村山市)

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(村山市、事業者)

・GTFS-JPの作成・提供(村山市)

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(村山市)

・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(事業者、村山市)

・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(村山市、事業者)

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。(村山市、事業者)

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の村山市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R8）

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇄全国）：40,095千人

- ・村山市の目標値（目標年度：R8）
29,350人（直近年度の実績30,337人）

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の村山市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R8）

県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294路線

- ・村山市目標値（目標年度：R8）
11路線（直近年度の実績11路線）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- ・天童（東根市役所）北町

年間利用者数：5,000人以上（直近年度の実績6,806人）

- ・公立病院（大石田）尾花沢

年間利用者数：8,000人以上（直近年度の実績6,283人）

上記2路線の収支率：30.0%以上（直近年度の実績27.4%）

上記2路線への市負担額：10,000千円（直近年度の実績8,746千円）

- ・山の内～北村山公立病院線

年間利用者数：5,000人以上（直近年度の実績6,939人）

- ・富並～河北病院線

年間利用者数：1,000人以上（直近年度の実績975人）

- ・楯岡北町～市役所線

年間利用者数：5,000人以上（直近年度の実績4,776人）

- ・深沢・宮下～村山駅（西口）線

年間利用者数：1,500人以上（直近年度の実績1,505人）

上記4路線の収支率：0.5%以上（直近年度の実績0.8%）

上記4路線への村山市負担額：26,500千円（直近年度の実績26,473千円）

- ・富本・戸沢地域～楯岡方面

年間利用者数：1,200人以上（直近年度の実績1,247人）

収支率：8.5%以上（直近年度の実績8.7%）

市負担額：4,000千円（直近年度の実績3,583千円）

- ・富本・戸沢地域～河北方面

年間利用者数：800人以上（直近年度の実績641人）

収支率：8.0%以上（直近年度の実績6.7%）

市負担額：2,100千円（直近年度の実績2,207千円）

- ・大倉地域・五十沢地区～楯岡方面

年間利用者数：1,100人以上（直近年度の実績833人）

収支率：9.5%以上（直近年度の実績11.0%）

市負担額：2,300千円（直近年度の実績1,923千円）

- ・大久保地域～楯岡方面

年間利用者数：500人以上（直近年度の実績287人）

収支率：7.5%以上（直近年度の実績4.7%）

市負担額：1,900千円（直近年度の実績1,088千円）

- ・大久保地域～河北方面
年間利用者数：250人以上（直近年度の実績45人）
収支率：7.5%以上（直近年度の実績4.4%）
市負担額：1,200千円（直近年度の実績千円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、村山市の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、村山市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る天童（東根市役所）北町、公立病院（大石田）尾花沢の2路線の運行に係る費用総額のうち、村山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。また、村山市が運営する山の内～北村山公立病院線、富並～河北病院線、楯岡北町～市役所線、深沢・宮下～村山駅（西口）線、区域運行の富本・戸沢地域～楯岡方面、富本・戸沢地域～河北方面、大倉地域・五十沢地区～楯岡方面に係る委託料については、国庫補助金を委託料（41,348千円）から差し引いた差額分を負担することとしている。

上記村山市の補助金及び委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する村山市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会

<令和6年度>

- ・令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
- ・令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

○山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

<令和6年度>

- ・令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について
- ・令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について
- ・令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について（日付は書面協議成立時）
- ・令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止（日付は書面協議成立時）及び新設並びに経路変更について

<令和7年度>

- ・令和7年5月27日：次期山形県地域公共交通計画における「地域別目標」骨子案及び今後の取組みについて
- ・令和7年9月16日：山形県地域公共交通計画の素案について
- ・令和7年11月12日：次期山形県地域公共交通計画案について
- ・令和8年1月14日：山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会 勉強会

○村山市地域公共交通会議

<令和5年度>

- ・令和5年11月17日：山交バスの運行終了について
乗合タクシー、市営バスの変更について
- ・令和5年12月8日（書面会議）：乗合タクシー指定停留所の一部変更について（日付は書面会議成立時）

○村山市地域公共交通運賃料金協議会

- ・令和6年10月17日：山形空港ライナーの運賃変更について

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により村山市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

村山市において、市営バスの今後の運行に役立てるため、沿線住民（65歳以上の方と高校生）に対して利用実態や要望に関するアンケート調査を令和2年2月に実施した。

1 1. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付
1 2. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 村山市中央一丁目3番6号

(所 属) 村山市市民環境課

(氏 名) 須藤 真奈美

(電 話) 0237-55-2111

(e-mail) shimin@city.murayama.lg.jp

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名：長井市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた(里巻・中央線、桐館・白兔・中央線、中央・伊佐沢・置賜総合病院線)。また、中央・伊佐沢・置賜総合病院線については、1便あたりの輸送人数が2名を下回ったため補助対象とならなかったがR8は路線の周知活動により改善していく。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、データ等を活用した現状診断やそれに伴った施策の検討を行うことと助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

- 山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>計画付則3(3)(1)>地域の実情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・ 長井市地域公共交通会議における、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(長井市)

- 山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(長井市)

- ・ GTFS-JP(GTFS-RT)の作成・提供(長井市)
- ・ 本市作成のGTFS-JPを反映した乗換検索サイトの市ホームページで紹介(長井市)

- 山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>計画付則3(1)(1)>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(長井市)

- ・ 交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(事業者、長井市)
- ・ 本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(長井市、事業者)

- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・ 鉄道や路線バスを含めた「長井市バスブック」を作成、市内全戸配布(長井市)
- ・ 市内の高等学校を中心にモビリティマネジメントを行う(長井市)
- ・ 運転免許証自主返納者に対する支援を行う。(長井市)

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の長井市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R8）

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇄全国）：40,095千人

- ・ 長井市の目標値（目標年度：R8）

35,000人（直近年度の実績33,663人）

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の長井市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R8）

県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294路線

- ・ 長井市目標値（目標年度：R8）

8路線（直近年度の実績8路線）

○ 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

※ R5.10路線再編で、直近年度の実績がないため省略する。

（国庫補助対象路線 … 6系統）

① 里巻・中央線

年間乗車数 5,254人／ 路線の収支率 5.1％／ 負担額 5,596千円

② 里巻・中央・置賜総合病院線

年間乗車数 2,522人／ 路線の収支率 5.1％／ 負担額 1,225千円

③ 桐館・白兔・中央線

年間乗車数 5,217人／ 路線の収支率 5.1％／ 負担額 6,494千円

④ 九野本・中央・平山線

年間乗車数 4,260人／ 路線の収支率 5.1％／ 負担額 7,853千円

⑤ 伊佐沢・中央線

年間乗車数 5,148人／ 路線の収支率 5.1％／ 負担額 6,830千円

⑥ 中央・伊佐沢・置賜総合病院線

年間乗車数 124人／ 路線の収支率 5.1％／ 負担額 864千円

○ 事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、交通空白地帯（主に郊外の5地区）の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系の実現、外出促進・地域活性化にもつながる。

○ 上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、長井市地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業（国庫補助対象路線）の費用総額 28,862千円

負担者：長井市、山形県

負担額：長井市 費用総額から山形県の負担額を除いた費用

山形県 山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

幹線と結節する「桐館・白兔・中央線」を運行する車両（トヨタハイエース 14 人乗り・平成 24 年度購入・総走行距離 435,000 km）は、老朽化により車両の修繕費が嵩むなど、安全な輸送を確保することが困難であり、住民から乗車への不安の声が寄せられている。

幹線と結節する「伊佐沢・中央線」を運行する車両（トヨタハイエース 14 人乗り・平成 24 年度購入・総走行距離 400,000 km）は、老朽化により車両の修繕費が嵩むなど、安全な輸送を確保することが困難であり、住民から乗車への不安の声が寄せられている。

幹線と結節する「九野本・中央・平山線」を運行する車両（トヨタハイエース 14 人乗り・平成 24 年度購入・総走行距離 490,000 km）は、老朽化により車両の修繕費が嵩むなど、安全な輸送を確保することが困難であり、住民から乗車への不安の声が寄せられている。

幹線と結節する「里巻・中央線」を運行する車両（三菱ローザ 29 人乗り・平成 30 年度購入・総走行距離 391,000 km）は、老朽化により車両の修繕費が嵩むなど、安全な輸送を確保することが困難であり、住民から乗車への不安の声が寄せられている。

当該路線の維持確保及び安全な輸送を確保するため、車両を更新する必要がある。

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標 1 の長井市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R8）

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇄全国）：40,095 千人

・長井市の目標値（目標年度：R8）

35,000 人（直近年度の実績 33,663 人）

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標 2 の長井市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R8）

県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294 路線

・長井市目標値（目標年度：R8）

○ 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

※ R5.10 路線再編で、直近年度の実績がないため省略する。

（国庫補助対象路線 … 6 系統）

① 里巻・中央線

年間乗車数 5,254 人／ 路線の収支率 5.1%／ 負担額 5,596 千円

② 里巻・中央・置賜総合病院線

年間乗車数 2,522 人／ 路線の収支率 5.1%／ 負担額 1,225 千円

③ 桐館・白兔・中央線

年間乗車数 5,217 人／ 路線の収支率 5.1%／ 負担額 6,494 千円

④ 九野本・中央・平山線

年間乗車数 4,260 人／ 路線の収支率 5.1%／ 負担額 7,853 千円

⑤ 伊佐沢・中央線

年間乗車数 5,148 人／ 路線の収支率 5.1%／ 負担額 6,830 千円

⑥ 中央・伊佐沢・置賜総合病院線

年間乗車数 124 人／ 路線の収支率 5.1%／ 負担額 864 千円

<p>(2) 事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記路線を維持することにより、交通空白地帯（主に郊外の5地区）の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系の実現、外出促進・地域活性化にもつながる。新車両を取得することにより、老朽化による乗車への不安が解消され、安全な輸送が確保されることから、利用促進が期待できる。
<p>7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【<u>車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付</p>
<p>8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【<u>車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>導入車両：トヨタハイエース（キャブオーバ）※ 現行車両と同型のものを想定 導入時期：令和7年10月入札、令和8年3月末納品、同4月より運行予定 導入台数：1台 費用総額：6,910千円 費用負担：長井市</p> <p>導入車両：トヨタコースター※ 現行車両と類似したものを想定 導入時期：令和7年12月入札、令和8年7月末納品、同8月より運行予定 導入台数：1台 費用総額：9,130千円 費用負担：長井市</p>

○その他申請に関する事項

<p>9. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・ 令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時） <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について ・ 令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年9月25日：次期山形県地域公共交通計画 策定スケジュール等について ・ 令和6年11月20日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等 について ・ 令和6年12月26日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等
--

<令和7年度>

- ・ 令和7年4月24日：次期山形県地域公共交通計画のスケジュール・骨子について
- ・ 令和7年8月25日：米沢市のR7・R8地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の変更について
- ・ 令和7年9月24日：次期山形県地域公共交通計画について
- ・ 令和7年11月4日：次期山形県地域公共交通計画について

○長井市地域公共交通会議

<令和6年度>

- ① 令和6年度第1回長井市地域公共交通会議（書面）（回答日：令和6年6月5日）
 - ・ 長井市営バス時刻の改正について

<令和7年度>

- ① 令和7年度第1回長井市地域公共交通会議（書面）（回答日：令和7年6月18日）
 - ・ 長井市営バス時刻の改正について
- ② 令和7年度第2回長井市地域公共交通会議（令和8年1月15日）
 - ・ 長井市地域公共交通計画案について

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により長井市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、上記と併せ市内の各地区等からの要望事項、運行委託事業者に寄せられた利用者からの意見についても施策の反映につなげている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

(2) 交通手段の検討状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長井市栄町1番1号

(所 属) 地域づくり推進課

(氏 名) 堤 貴史

(電 話) 0238-82-8005

(e-mail) p-transport@city.nagai.yamagata.jp

市町村名： 天童市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた（長岡線、荒谷・干布線、寺津・高楯線）。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、需要の把握・掘り起こし等の更なる利用促進策及び必要に応じたサービス改善（利用者目線での使いづらさの改善など）が図られることを期待すると助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・地域公共交通協議会における、市内交通ネットワークの課題に関する年5回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（天童市）

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFIS-JP等のデータを適時適切に提供する。（天童市、事業者）

・GTFIS-JP（GTFIS-RT）の作成・提供（天童市）

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（天童市）

・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、天童市）

・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の準備（天童市、事業者）

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

・既存デマンド交通の配車システムをAIデマンドシステムにアップデートし、より効率的な運行を検討する。（天童市）

※地域公共交通計画等の施策・目標と整合性のとれたものを設定して下さい。

2. 運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

(記載例：赤字は全市町村共通の記載内容を想定)

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の天童市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R8）

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇄全国）：40,095千人

・天童市の目標値（目標年度：R8）

市営バスとデマンド交通の年間輸送人員 41,000人（直近年度の実績40,735人）

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の天童市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R8）

- 県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294 路線

- ・天童市目標値（目標年度：R8）

- 7 路線（直近年度の実績 13 路線）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

中部線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：400 人以上（直近年度の実績 414 人）

長岡線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：400 人以上（直近年度の実績 401 人）

荒谷・干布線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：750 人以上（直近年度の実績 764 人）

成生・蔵増区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,000 人以上（直近年度の実績 3,244 人）

寺津・高楯区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：700 人以上（直近年度の実績 724 人）

津山・天童原区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,200 人以上（直近年度の実績 1,324 人）

山口・田麦野区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,200 人以上（直近年度の実績 3,361 人）

3 社合同運行のため、以下全体での

全体の収支率：97.00%以上（直近年度の実績 102.56%）

全系統への天童市負担額 30,000,000 円（直近年度の実績 30,000,000 円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、旧田麦野村集落の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、天童市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

（地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド全系統について、その運行に係る費用総額 40,383 千円のうち、天童市から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、全系統への上記天童市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する天童市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
(記載例：赤字は全市町村共通の記載内容を想定)
○ 山形県地域公共交通活性化協議会
＜令和6年度＞
・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
・ 令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）
＜令和7年度＞
・ 令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
・ 令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
・ 令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山・最上・置賜・庄内）
＜令和6年度＞
・ 令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について
・ 令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について
・ 令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について（日付は書面協議成立時）
・ 令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止及び新設並びに経路変更について（日付は書面協議成立時）
＜令和7年度＞
・ 令和7年5月27日：次期山形県地域公共交通計画における「地域別目標」骨子案及び今後の取組みについて
・ 令和7年9月16日：山形県地域公共交通計画の素案について

- ・令和7年11月12日：次期山形県地域公共交通計画案について
- ・令和8年1月14日：山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会 勉強会

○ 天童市地域公共交通会議

<令和6年度>

- ・令和6年12月19日：天童市市営バスにおけるダイヤ改正について
(日付は書面協議成立時)

<令和7年度>

- ・令和8年1月28日：天童市予約制乗合タクシーの運行方法等の変更(案)について
地域公共交通計画策定に向けた法定協議会への移行について

○ 天童市運賃等協議会

<令和6年度>

- ・令和6年10月23日：空港ライナーの運賃改正について
(日付は書面協議成立時)

<令和7年度>

- ・令和8年1月28日：予約制乗合タクシーの運賃について
山形空港ライナーの運賃について

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

<令和6年度>

- ・令和7年3月13日：デマンド交通の説明会
- ・令和7年3月26日：デマンド交通の説明会

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料および議事が協議会事務局(山形県)により天童市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

(2) 交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県天童市老野森 1-1-1

(所 属) 生活環境課

(氏 名) 船山 貴主

(電 話) 023-654-1111 内線 275

(e-mail) seikatsu@city.tendo.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(1) 中部線	天童 南駅	久野本	天童 市役 所前	往 20.8km 復 20.8km	119日	73回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(2) 長岡線	福祉セ ンター 前	長岡	わくわ くラン ド	往 24.2km 復 24.2km	119日	73回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(3) 荒谷・干布線	天童 市役 所前	干布・荒 谷	わくわ くラン ド	往 33.0km 復 33.0km	119日	110回			路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(4) 成生・蔵増区域		成生・蔵 増地区		往 km 復 km	119日	757回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(5) 寺津・高掬区域		寺津・高 掬地区		往 km 復 km	119日	238回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(6) 北部・津山区域		津山・天 童原地 区		往 km 復 km	119日	426回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(7) 山口・田麦野区域		山口・田 麦野地 区		往 km 復 km	119日	763回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(8) 天童市全域		天童市 全域		往 km 復 km	144日	2,442回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名：東根市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和7事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた(河北線)。中央循環線については1運行あたりの輸送人員数が2人を下回ったため、補助対象とならなかったが、R8は利用目的調査を実施し、地域のニーズを踏まえた運行路線等の見直しを行っていく。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、路線の見直し等も含めた検討・取組を行うことと助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(東根市)

- ・東根市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議(東根市)

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(東根市、事業者)

- ・GTFS-JP(GTFS-RT)の作成・提供(東根市)

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(東根市)

- ・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(事業者、東根市)

- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(東根市、事業者)

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布(東根市)

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の東根市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R8）

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇄全国）：40,095千人

- ・東根市の目標値（目標年度：R8）

市内の主な公共交通機関の年間輸送人員：25,466人以上

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の東根市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R8）

県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294路線

- ・東根市目標値（目標年度：R8）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス：25,046千円（直近年度の実績25,298千円）

デマンド交通：1,040千円（直近年度の実績1,051千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

路線名（国庫補助対象路線）	年間利用者数	収支率	東根市負担額
向原神町東根線	8,576人以上 （直近年度の実績 8,491人）	12.7%以上 （直近年度の実績 12.6%）	6,004千円 （直近年度の実績 6,065千円）
休石線	1,857人以上 （直近年度の実績 1,839人）	3.1%以上 （直近年度の実績 3.0%）	5,652千円 （直近年度の実績 5,709千円）
休石線（公立病院経由）	3,759人以上 （直近年度の実績 3,722人）	8.1%以上 （直近年度の実績 8.0%）	4,170千円 （直近年度の実績 4,212千円）
北部循環線	2,475人以上 （直近年度の実績 2,450人）	8.7%以上 （直近年度の実績 8.6%）	2,889千円 （直近年度の実績 2,918千円）
河北線	7,382人以上 （直近年度の実績 7,309人）	12.1%以上 （直近年度の実績 11.9%）	3,488千円 （直近年度の実績 3,523千円）
荷口神町東根線	460人以上 （直近年度の実績 455人）	8.4%以上 （直近年度の実績 8.3%）	1,508千円 （直近年度の実績 1,523千円）
中央循環東根線	436人以上 （直近年度の実績 396人）	0.8%以上 （直近年度の実績 0.7%）	1,335千円 （直近年度の実績 1,348千円）
デマンド型乗合タクシー	521人以上 （直近年度の実績 474人）	13.8%以上 （直近年度の実績 13.7%）	1,040千円 （直近年度の実績 1,051千円）

公立病院（大石田）尾花沢線の年間利用者数：12,016人以上（直近年度の実績12,016人）

公立病院（大石田）尾花沢線の収支率：18.6%以上（直近年度の実績20.7%）

公立病院（大石田）尾花沢線の東根市負担額489千円（直近年度の実績445千円）

○事業の効果

<ul style="list-style-type: none"> ・上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。 <p>○上記目標・細目標の評価手法・測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、東根市地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
東根市から、運行事業者への負担金額については、運行費用（運行収入を含まない）すべての費用のうち、補助金を差し引いたもの（23,912千円）を運行事業者に東根市が負担するものとする。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○山形県地域公共交通活性化協議会 ＜令和6年度＞

- ・令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
- ・令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

<令和6年度>

- ・令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について
- ・令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について
- ・令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について（日付は書面協議成立時）
- ・令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止及び新設並びに経路変更について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・令和7年5月27日：次期山形県地域公共交通計画における「地域別目標」骨子案及び今後の取組みについて
- ・令和7年9月16日：山形県地域公共交通計画の素案について
- ・令和7年11月12日：次期山形県地域公共交通計画案について
- ・令和8年1月14日：山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会 勉強会

○ 東根市地域公共交通会議

<令和6年度>

- ・令和7年2月27日：株式会社東根交通の営業区域の追加について（書面協議）

<令和7年度>

- ・令和7年6月25日：休石線の発車時刻及び向原神町東根線のバス停名称の一部変更について（書面協議）

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

<令和7年度>

- ・令和7年5月14日：バスシステム市民会議
令和7年度市民バス運行に係る変更等について

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により東根市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、地域住民の代表にて構成される会議等で、利用者の意見を運行計画に反映している。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 東根市中央一丁目1番1号

(所 属) 市民生活部生活環境課

(氏 名) 笹原 康裕

(電 話) 0237-42-1111 (内線 2172)

(e-mail) seikatsu@city.higashine.yamagata.jp

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 東根市中央一丁目1番1号

(所 属) 東根市経済部商工観光課

(氏 名) 大江 夏実

(電 話) 0237-42-1111 (内線 3119)

(e-mail) kankou@city.higashine.yamagata.jp

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 尾花沢市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、利用者数・収支率について目標値に届かない路線が見られた(南沢路線・鶴子線・市野々線・毒沢線・生活交通タクシー補助)。

1次評価では、地域ニーズの把握とともに最適な公共交通の検討としているほか、2次評価では、現状整理や適切な目標値の設定及び市単独の地域公共交通計画の作成などの検討・取組を行うことを助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(尾花沢市)

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(尾花沢市)

・GTFS-JPの作成・提供(尾花沢市)

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(尾花沢市)

・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(事業者、尾花沢市)

・本事業対象路線を含め本市路線バスに対して交通系ICカードの導入の検討(尾花沢市、事業者)

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

・降雪時期の路線バス遅延対応や停留所での待ち時間短縮などのため、簡易ロケーションシステムを一部路線バスで提供している。(尾花沢市)

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当c該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の尾花沢市相当分の達成

・県全体目標値(目標年度R8)

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員(県内⇄全国): 40,095千人

・尾花沢市の目標値(目標年度R8)

67,600人(直近年度の実績64,390人)

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の尾花沢市相当分の達成

・県全体目標値(目標年度:R8)

県内路線バス・デマンド型交通の路線数: 294路線

・尾花沢市目標値（目標年度：R8）

8路線（直近年度の実績8路線）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

◇◇路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：34千人以上（直近年度の実績20,977人）

◇◇路線の収支率：0.7%以上（直近年度の実績0.4%）

◇◇路線への尾花沢市負担額5,000万円（直近年度の実績5,189万円）

○事業の効果

・上記路線を維持することにより、尾花沢中心市街地以外の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、尾花沢市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る鶴子線（費用総額約11,473千円）、市野々線（費用総額11,440千円）、南沢線（費用総額7,164千円）、毒沢線（8,138千円）、旧牛房野線沿線、旧五十沢線沿線、旧細野線沿線、原田線の路線バス廃止地区で行う生活交通タクシー補助（6,672千円）、その運行に係る費用総額44,887千円を、委託料及び助成金として支出し、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。また、「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する尾花沢市の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会

<令和6年度>

- ・令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
- ・令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

○山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

<令和6年度>

- ・令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について
- ・令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について
- ・令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について（日付は書面協議成立時）
- ・令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止及び新設並びに経路変更について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・令和7年5月27日：次期山形県地域公共交通計画における「地域別目標」骨子案及び今後の取組みについて
- ・令和7年9月16日：山形県地域公共交通計画の素案について
- ・令和7年11月12日：次期山形県地域公共交通計画案について
- ・令和8年1月14日：山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会 勉強会

○尾花沢市地域公共交通会議

<令和6年度>

- ・無し

<令和7年度>

- ・令和7年7月28日：AI デマンド実証運行の概要について
- ・令和7年10月8日：尾花沢市地域公共交通会議設置要綱の改正及び（日付は書面協議成立時）生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議

事が協議会事務局（山形県）により尾花沢市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、高齢化率が高く路線バスの利用者が少ない地区でアンケートや意見交換を行い、施策に反映している。

1 1. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

1 2. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

牛房野線

廃止時期：令和3年4月1日廃止

主な経由地：牛房野地区、田沢地区、和合地区

五十沢線

廃止時期：令和4年4月1日廃止

主な経由地：五十沢地区、横内地区

細野線

廃止時期：令和5年4月1日廃止

主な経由地：細野地区、畑沢地区、荒町地区

原田線（一部地域を廃止）

廃止時期：令和5年4月1日

主な経由地：上原田地区、下原田地区、東原地区、玉野原地区、袖原地区

（2）交通手段の検討状況

タクシー補助に関する住民説明会・意見交換会など

- ・令和3年6月18・19日：五十沢線沿線集落にてタクシー補助について意見交換会
- ・令和4年2月19日：五十沢地区にてタクシー補助制度説明及び経過報告
- ・令和4年3月27日：原田線、細野線地区でのタクシー補助制度説明会
- ・令和4年6月：原田線、細野線地区で意見交換会
- ・令和4年11月：細野線地区で意見交換会
- ・令和5年3月：新規タクシー補助対象地区説明会（5地区）

地域公共交通会議

- ・令和3年11月11日：五十沢線廃線に関し協議
- ・令和4年12月22日：細野線及び原田線（一部）廃止、タクシー補助への転換について協議

尾花沢市議会

- ・令和3年11月9日：全員協議会、五十沢線沿線地区へのタクシー補助内容及び中長期的な計画を協議
- ・令和4年10月14日：常任委員会、細野線及び原田線（一部）廃止、タクシー補助への転換について協議

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 尾花沢市若葉町一丁目2版3号

（所 属） 尾花沢市市民税務課市民生活係

（氏 名） 小牧 俊介

（電 話） 0237-22-1111（内線138）

（e-mail） shiminzeimu@city.obanazawa.lg.jp

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 南陽市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6年度事業における事業評価の結果、概ね目標を達成することができた。

1次評価では、利用者の動向や地域のニーズを把握し、新規需要の掘り起こしを行っていくこととしているほか、2次評価では、持続可能な運行に向けた検討にあたり、官民連携プラットフォームの活用を検討することを助言された。

これを踏まえ、令和8年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・地域公共交通会議等または各交通モードの運行協議会等における、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(南陽市)

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。

(南陽市、事業者)

- ・GTFS-JPの作成・提供(南陽市)

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。

(南陽市)

- ・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(事業者、南陽市)
- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(南陽市、事業者)

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布(南陽市)
- ・沿線の学校にモビリティマネジメントを行う(南陽市、事業者)。

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の南陽市相当分の達成

- ・県全体目標値(目標年度:R8)

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員(県内⇄全国): 40,095千人

- ・南陽市の目標値(目標年度:R8)

25,550人(直近年度の実績24,298人)

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の南陽市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R8）
県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294 路線
- ・ 南陽市目標値（目標年度：R8）
 3 路線（直近年度の実績 3 路線）

○ 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- 「おきタク」の年間利用者数：4,500 人以上（直近年度の実績 4,490 人）
- 「おきタク」への南陽市負担額：400 万円（直近年度の実績 367 万 3 千円）
- 「おきタク」の収支率：40.0%（直近年度の実績 38.2%）

○ 事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、特に高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る乗用タクシーを活用した沖郷地区地域公共交通「おきタク」について、その運行に係る費用総額 637 万円のうち、南陽市から地域住民で組織する運行協議会への補助金額については、運行収入及び地区負担金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、「おきタク」への上記南陽市の補助金額も含めた「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する南陽市の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫**

補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

<令和6年度>

- ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・ 令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・ 令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
- ・ 令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

<令和6年度>

- ・ 令和6年9月25日：次期山形県地域公共交通計画 策定スケジュール等について
- ・ 令和6年11月20日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等について
- ・ 令和6年12月26日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等について

<令和7年度>

- ・ 令和7年4月24日：次期山形県地域公共交通計画のスケジュール・骨子について
- ・ 令和7年8月25日：米沢市のR7・R8地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の変更について
- ・ 令和7年9月24日：次期山形県地域公共交通計画について
- ・ 令和7年11月4日：次期山形県地域公共交通計画について

○ 南陽市地域公共交通会議

<令和3年度>

- ・ 令和3年9月17日（第1回）：バス停留所の位置の変更について協議
- ・ 令和4年3月15日（第2回）：フリー乗降区間の設定について協議

<令和4年度>

- ・ 令和4年6月20日（第1回）：バス停留所の新設及びダイヤ改正について協議
- ・ 令和5年1月4日（第2回）：バス停留所の移設について協議

<令和5年度>

- ・ 令和6年3月8日（第1回）：バス停留所の名称変更について協議（書面会議）

<令和7年度>

- ・ 令和7年5月16日（第1回）：バス土曜運行の廃止について、バス運行事業者の変更について、バス運行事業者の路線休止について（書面会議）

- ・令和7年12月8日（第2回）：冬期における中川地区バスの運行経路変更について（書面会議）

○南陽市運賃等協議会

＜令和7年度＞

- ・令和7年5月19日（第1回）：バス運業者変更による運賃協議（書面会議）

○南陽市地域公共交通活性化協議会

＜令和7年度＞

- ・令和7年5月19日（第1回）：南陽市地域公共交通計画について
- ・令和7年11月18日（第2回）：南陽市地域公共交通計画について（書面開催）
- ・令和7年12月15日（第3回）：南陽市地域公共交通計画について
- ・令和8年2月9日（第4回）：南陽市地域公共交通計画について（書面開催）

○その他公共交通関連会合・住民説明会等

※沖郷地区地域公共交通「おきタク」に関するもののみ記載

＜令和2年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

- ・令和2年4月30日（令和2年度第1回役員会）：事業計画・収支予算等について協議
 - ・令和3年2月6日：沖郷地区地区長期末総会において、運行状況について報告
- ※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

＜令和3年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

- ・令和3年4月30日（令和3年度第1回役員会）：事業計画・収支予算等について協議
 - ・令和3年10月11日（令和3年度第2回役員会）：運行ルールの見直しについて協議
- ※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

＜令和4年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

- ・令和4年4月18日（令和4年度第1回役員会）：事業計画・収支予算等について協議
- ※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

＜令和5年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

- ・令和5年4月19日（令和5年度第1回役員会）：事業計画・収支予算等について協議
- ・令和5年6月21日（令和5年度第2回役員会）：持続可能な運行に向けた調査研究活動の実施について協議
- ・令和6年1月16日（令和5年度第3回役員会）：協議会規約、運行基金規定の一部改正について

※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

＜令和6年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

- ・令和6年4月25日（令和6年度第1回役員会）：事業計画・収支予算等について協議
- ※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

＜令和7年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

- ・令和7年4月25日（令和7年度第1回役員会）：事業計画・収支予算等について協議
- ※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

○山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により南陽市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、各交通モードの運行主体において利用者や事業者に対するヒアリングやアンケート調査を実施し、地域の実態に即したサービスの改善や負担割合の調整に活かしている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

沖郷市民バス（冬期間のみ運行）昭和61年～平成9年

（2）交通手段の検討状況

○沖郷地区地域公共交通「おきタク」に関すること

<平成29年度>

沖郷地区地域公共交通検討会

- ・平成29年7月25日 沖郷地区地域公共交通検討会設立総会
- ・平成29年8月21日 先進地視察研修 山形市明治大郷地区スマイルグリーン号の取組
- ・平成30年1月12日 勉強会 講師：福島大学 吉田准教授

<平成30年度>

- ・平成30年4月1日 沖郷地区 日常の外出に関するアンケートを実施
- ・平成30年11月1日～12月14日 実証実験運行

<平成31年度・令和元年度>

- ・令和1年7月2日 沖郷地区地域公共交通運行協議会設立総会
- ・令和1年10月1日 「おきタク」本格運行開始

<令和2年度>

沖郷地区地域公共交通運行協議会

- ・令和2年4月30日 令和2年度第1回役員会
 - ・令和3年2月6日 沖郷地区地区長期末総会において、運行状況について報告
 - ・令和3年2月 おきタクの利用に関するアンケート調査を実施
- ※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

<令和3年度>

沖郷地区地域公共交通運行協議会

- ・令和3年4月30日 令和3年度第1回役員会
- ・令和3年10月11日 令和3年度第2回役員会

※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

<令和4年度>

沖郷地区地域公共交通運行協議会

・令和4年4月18日 令和4年度第1回役員会

※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

<令和5年度>

沖郷地区地域公共交通運行協議会

・令和5年4月19日 令和5年度第1回役員会

・令和5年6月21日 令和5年度第2回役員会

・令和6年1月16日 令和5年度第3回役員会

・令和6年2月2日 福島大学による、おきタク検証・研究事業の調査結果報告会兼勉強会

※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

<令和6年度>

沖郷地区地域公共交通運行協議会

・令和6年4月19日 令和6年度第1回役員会

※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

<令和7年度>

沖郷地区地域公共交通運行協議会

・令和7年4月25日 令和7年度第1回役員会

・令和7年12月17日 令和7年度第2回役員会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県南陽市三間通 436 番地の 1

(所 属) 南陽市みらい戦略課 企画振興係

(氏 名) 鈴木 優花

(電 話) 0238-27-1250 (直通)

(e-mail) mirai6@city.nanyo.yamagata.jp

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 山辺町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
<p>令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた(南北線(反時計回り)路線)。</p> <p>1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、路線の見直し等も含めた検討・取組を行うことと助言された。</p> <p>これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。</p> <p>○ 山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通会議等における町内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(山辺町) <p>○ 山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFIS-JP等のデータを適時適切に提供する。(山辺町、事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GTFIS-JP(GTFIS-RT)の作成・提供(山辺町) <p>○ 山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(山辺町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発(事業者、山辺町) ・ 本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(山辺町) <p>○ その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。(山辺町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・町内へ新聞折込による配布(山辺町)
2. 運行システムの概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付
3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
<p>※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。</p> <p>○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の山辺町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県全体目標値(目標年度:R8) <li style="padding-left: 20px;">県内の主な公共交通機関の年間輸送人員(県内⇄全国): 40,095千人 ・ 山辺町の目標値(目標年度:R8) <li style="padding-left: 20px;">4,530人(直近年度の実績2,217人) <p>○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の山辺町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県全体目標値(目標年度:R8) <li style="padding-left: 20px;">県内路線バス・デマンド型交通の路線数: 294路線 ・ 山辺町目標値(目標年度:R8)

3 路線（直近年度の実績 3 路線）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・中作線

年間利用者数：1,470人以上（直近年度の実績1,463人）

収支率：19.9%以上（直近年度の実績18.1%）

山辺町負担額 90 万円（直近年度の実績 87 万 4 千円）

・デマンドバス（デマンドバス（山間部線））

年間利用者数：760人以上（直近年度の実績754人）

収支率：3.2%以上（直近年度の実績2.9%）

山辺町負担額 450 万円（直近年度の実績 449 万 2 千円）

・デマンドバス（平野部線）

年間利用者数：2,300人以上（直近年度の実績なし）

収支率：13.5%以上（直近年度の実績なし）

山辺町負担額 230 万円（直近年度の実績なし）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、中・作谷沢・大寺・根際地区の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山辺町地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る中作線、デマンドバス（山間部線・平野部線）について、その運行に係る費用総額 13,324 千円のうち、山辺町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、当該運行への上記山辺町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する山辺町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
<p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・ 令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時） <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について ・ 令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について ・ 令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について ・ 令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について（日付は書面協議成立時） ・ 令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止及び新設並びに経路変更について（日付は書面協議成立時） <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年5月27日：次期山形県地域公共交通計画における「地域別目標」骨子案及び今後の取組みについて ・ 令和7年9月16日：山形県地域公共交通計画の素案について ・ 令和7年11月12日：次期山形県地域公共交通計画案について ・ 令和8年1月14日：山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会 勉強会 <p>○ 山辺町地域公共交通会議</p>

<p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年5月1日：令和7年度からのやまのベココミュニティバスの運行体制について ・ 令和7年2月5日：山辺町地域公共交通会議設置要綱改正について (日付は書面協議成立時) <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年2月13日：シニアライフカードの導入について (日付は書面協議成立時)
<p>10. 利用者等の意見の反映状況</p> <p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により山辺町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。 山辺町では、やまのベココミュニティバス懇話会や住民説明会を適宜開催している。</p>
<p>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
<p>12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】</p> <p>(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等</p> <p>該当なし</p>
<p>(2) 交通手段の検討状況</p> <p>該当なし</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地

(所 属) 山辺町町民生活課

(氏 名) 荒木 佳範

(電 話) 023-667-1109

(e-mail) jyumin@town.yamanobe.yamagata.jp

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 河北町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

<p>1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細</p> <p>令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、負担額について目標値に届かなかった(東根線)。 1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこと、適切に経費を見直すことにより効率的な運営を図ることとしているほか、2次評価では、路線の見直し等も含めた検討・取組を行うことと助言された。 これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。</p> <p>○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>計画付則3(3)(1)>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。 ・河北町地域公共交通活性化協議会における、町内交通ネットワークの課題に関する協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(河北町) ・河北町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議(河北町)</p> <p>○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(河北町、事業者) ・GTFS-JPの作成・提供(河北町)</p> <p>○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(河北町) ・交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発(事業者、河北町) ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(河北町、事業者)</p> <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。 ・路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・町内全戸配布(河北町)</p>
<p>2. 運行システムの概要及び運送予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付</p>
<p>3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法 ※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。</p>
<p>○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の河北町相当分の達成 ・県全体目標値(目標年度:R8) <u>県内の主な公共交通機関の年間輸送人員(県内⇄全国): 40,095千人</u> ・河北町の目標値(目標年度:R8) 24,188人(直近年度の実績23,949人)</p> <p>○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の河北町相当分の達成 ・県全体目標値(目標年度:R8) <u>県内路線バス・デマンド型交通の路線数: 294路線</u></p>

・河北町目標値（目標年度：R8）

5 路線（直近年度の実績 5 路線）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

東根線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：9,150人以上（直近年度の実績 9,094人）

東根線の収支率：6.35%以上（直近年度の実績 9.55%）

東根線への河北町負担額 15,222千円（直近年度の実績 10,036千円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、河北町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るバス路線について、その運行に係る費用総額 50,565千円のうち、河北町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、東根線への上記河北町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する河北町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫**

補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

<令和6年度>

- ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・ 令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・ 令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
- ・ 令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

<令和6年度>

- ・ 令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について
- ・ 令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について
- ・ 令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止及び新設並びに経路変更について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・ 令和7年5月27日：次期山形県地域公共交通計画における「地域別目標」骨子案及び今後の取組みについて
- ・ 令和7年9月16日：山形県地域公共交通計画の素案について
- ・ 令和7年11月12日：次期山形県地域公共交通計画案について
- ・ 令和8年1月14日：山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会 勉強会

○ 河北町地域公共交通会議

<令和6年度>

- ・ 令和6年7月24日：河北町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和6年8月28日：山交バス路線「谷地（寒河江）宮宿線」における運行経路変更に係る協議について（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和6年10月4日：山形空港ライナーの運賃変更に係る協議について（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和7年2月28日：河北町地域公共交通会議の発展的解散と河北町地域公共交通活性化協議会の設立について

<令和7年度>

- ・ 令和7年6月10日：河北町地域公共交通会議の解散について（日付は書面協議成立時）

○ 河北町地域公共交通活性化協議会

<令和7年度>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年6月17日：河北町地域公共交通活性化協議会の設立について ・ 令和7年11月17日：河北町地域公共交通計画（素案）について ・ 令和8年1月29日：河北町地域公共交通計画（案）について <p>○ その他公共交通関連会合・住民説明会等</p> <p>＜令和7年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年7月11日：まちづくりを語る会（主要施策及び公共交通について） ・ 令和7年8月20日、21日：住民懇談会 ・ 令和7年9月9日：住民懇談会 ・ 令和7年9月24日、25日：住民懇談会 ・ 令和7年12月17日、18日：住民懇談会
10. 利用者等の意見の反映状況
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により河北町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本町では、公共交通に関する問い合わせや要望を担当部署で随時受け付けているほか、地域住民の代表にて構成される会議等で、利用者の意見を運行計画に反映している。</p>
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町営路線バスの町内路線（東部線、西部線、南部線、北部線）は平日のみの運行 ・ 山交バス（寒河江駅⇄河北病院線）は令和6年4月1日から平日のみの運行
(2) 交通手段の検討状況
<p>河北町地域公共交通計画策定にあたり、令和8年度から土日祝日の町内の交通手段として乗用タクシーの運賃低廉化を実施していくを検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年11月17日：河北町地域公共交通計画（素案）について ・ 令和8年1月29日：河北町地域公共交通計画（案）について

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 河北町谷地戊81番地

(所 属) 暮らし応援課

(氏 名) 後藤 洋介

(電 話) 0237-73-2116

(e-mail) kankyo@town.yamagata-kehoku.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
河北町	(株)葉山タクシー	(1) 東根線	河北町役場	さくらんぼ東横駅	河北町役場	往 25.8 km 復 km	364日	1,824回			路線定期運行	①	どんがホールで補助対象地域間幹線系統寒江河北線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

運行経路図

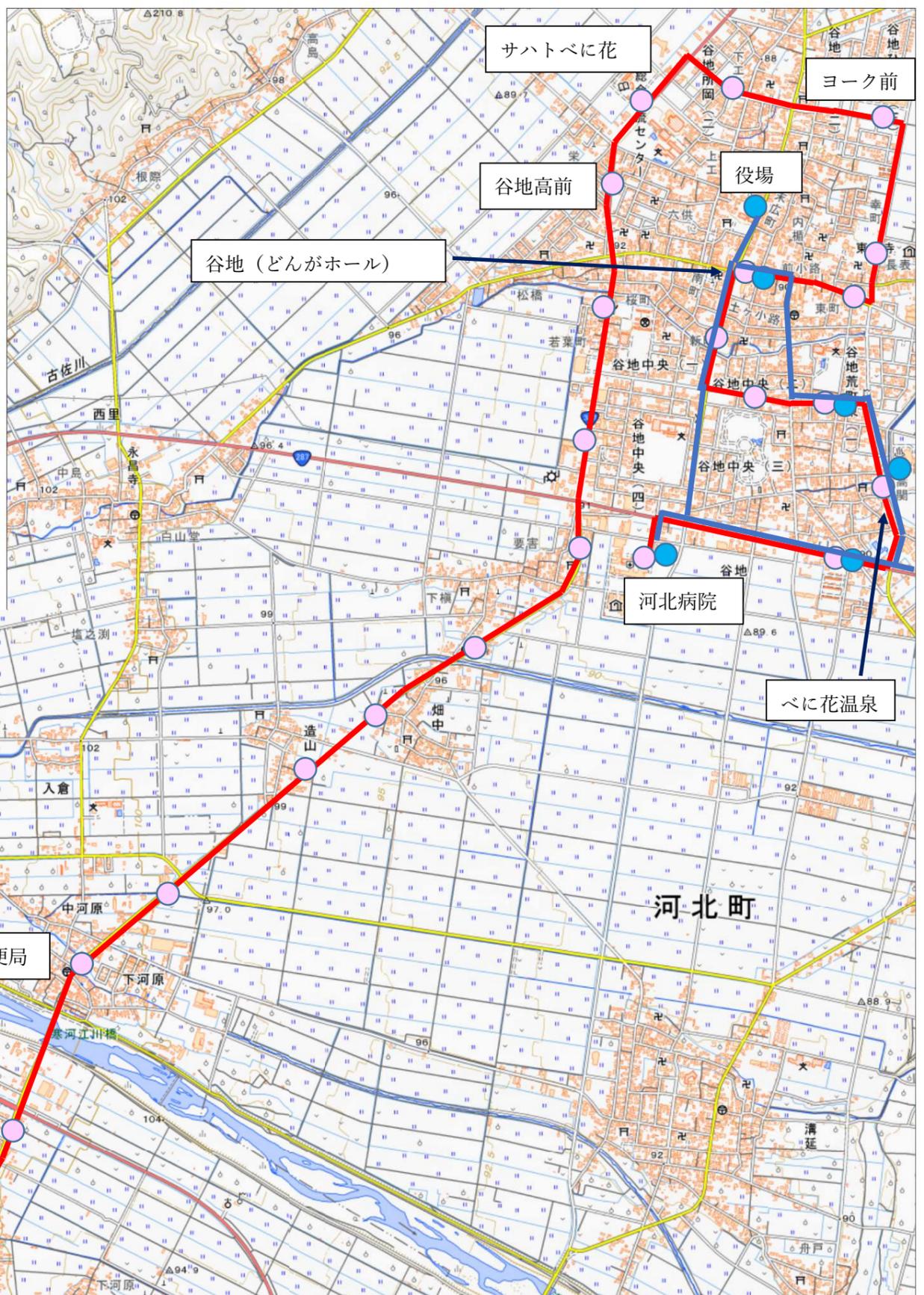
○山交バス「谷地⇔寒河江」線

● バス停 ー 運行経路

○河北町路線バス東根線

● バス停 ー 運行経路

※谷地（どんがホール）で山交バス「谷地⇔寒河江」線と河北町路線バス東根線が接続



令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 西川町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、収支率については目標値に届かなかった。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、現状の改善を目指した目標値の設定を行うことと助言された。

これを踏まえ、令和8年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・西川町地域公共交通活性化協議会における、町内交通ネットワークの課題に関する2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(西川町)
- ・西川町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議(西川町)

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(西川町、事業者)

- ・GTFS-JPの作成・提供(西川町)

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(西川町)

- ・交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発(事業者、西川町)
- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(西川町、事業者)

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・路線バスやデマンド型乗合タクシーも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・町内全戸配布(西川町)
- ・路線バスやデマンド型乗合タクシーの具体的な利用例を示し、公共交通利用のきっかけづくりや啓発活動を行い公共交通の利用拡大を図る(西川町)

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の西川町相当分の達成

- ・県全体目標値(目標年度:R8)

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員(県内⇄全国): 40,095千人

- ・西川町の目標値(目標年度:R8)

41,470人(直近年度の実績41,470人)

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の西川町相当分の達成

- ・県全体目標値(目標年度:R8)

県内路線バス・デマンド型交通の路線数: 294路線

・西川町目標値（目標年度：R8）

11 路線（直近年度の実績 11 路線）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

道の駅にしかわ寒河江駅線 他 町営路線バスの年間利用者数：55,032 人以上
（直近年度の実績 41,470 人）

町営路線バスの収支率：32.6%以上（直近年度の実績 24.9%）

町営路線バスの町負担額 4,852 万円以下（直近年度の実績 7,247 万円）

デマンド型乗合タクシーの年間利用者数：1,428 人以上（直近年度の実績 2,219 人）

デマンド型乗合タクシーの収支率：3.79%以上（直近年度の実績 4.1%）

デマンド型乗合タクシーの町負担額 858 万円以下（直近年度の実績 1,004 万円）

○事業の効果

- ・上記路線及びデマンド型乗合タクシー運行区間の運用・維持することにより、町営路線バスの運行が無い集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線、デマンド型乗合タクシー運行区間のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、西川町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド型乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額 683 万円のうち、西川町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、デマンド型乗合タクシーへの上記西川町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する西川町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

<令和6年度>

- ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・ 令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・ 令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
- ・ 令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

<令和6年度>

- ・ 令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について
- ・ 令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について
- ・ 令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止及び新設並びに経路変更について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・ 令和7年5月27日：次期山形県地域公共交通計画における「地域別目標」骨子案及び今後の取組みについて
- ・ 令和7年9月16日：山形県地域公共交通計画の素案について
- ・ 令和7年11月12日：次期山形県地域公共交通計画案について
- ・ 令和8年1月14日：山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会 勉強会

○ 西川町地域公共交通活性化協議会・西川町地域公共交通会議

<令和6年度>

実施なし

<p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月13日：一般乗合旅客自動車運送事業（月山ライナー）の事業計画変更について（書面協議） ・令和8年2月26日：乗合タクシー「月山ライナー」の出発地・経由地の追加・削除について（書面協議） <p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年9月19日、24日、25日（計3回）： 「病院へのより良い移動に関する調査事業対話会」の実施
<p>10. 利用者等の意見の反映状況</p> <p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により西川町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本町では、西川町地域公共交通活性化協議会の構成員となっている利用者代表等から意見を聴取するほか、運行業者からの状況聞き取り、区長・町内会長等との意見交換等から利用者の意見を把握し、施策の反映につなげている。</p> <p>さらに、全年齢層の町民を対象に対話会を開催し、町営路線バスのダイヤ改正、デマンド型乗合タクシーの増便など買い物や通院・通学等、利便性向上のため町民ニーズベースの施策を実施している。</p>
<p>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
<p>12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】</p>
<p>(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等</p> <p>該当なし</p>
<p>(2) 交通手段の検討状況</p> <p>該当なし</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県西村山郡西川町大字海味 510 番地

(所 属) 町民税務課生活環境係

(氏 名) 奥山 有美

(電 話) 0237-74-4118

(e-mail) seikatu@town.yamagata-nishikawa.lg.jp

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 朝日町

- 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた(朝日町デマンド型タクシー)。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、交通空白解消・集中対策期間中のお困りごとに対する補助事業や官民連携プラットフォームの活用を助言された。
 これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

- 山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
- ・朝日町地域公共交通活性化協議会および朝日町町民バス等運営委員会委員における、町内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(朝日町)
- 山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(朝日町)
- ・GTFS-JPの作成・提供(朝日町)
- 山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(朝日町)
- ・交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発(朝日町)
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(朝日町)
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
- ・直行バス並びにデマンドタクシーの利用促進のため、お知らせ板やホームページを利用した町民周知の徹底(朝日町)
 - ・学生やその保護者へ向けた、公共交通利用促進ダイレクトメッセージの送付(朝日町)
 - ・必要に応じて、交通に関する町民アンケートの実施(朝日町)

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
 ※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の朝日町相当分の達成

・県全体目標値(目標年度：R8)

県内の主な公共交通機関の年間輸送人数(県内⇄全国)：40,095人

- ・朝日町の目標値（目標年度：R8）
23,726人（直近年度の実績：22,596人の105%）

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の朝日町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R8）
県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294路線
- ・朝日町の目標値（目標年度：R8）
4路線（直近年度の実績：4路線を維持）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- 朝日町・山形市間直行バス（朝便）の年間利用者数：8,580人以上
（直近年度の実績8,172人の105%）
- 朝日町・山形市間直行バス（朝便）の収支率：39%以上（直近年度の実績38%）
- 朝日町・山形市間直行バス（朝便）への朝日町負担額：1,462千円
（直近年度の実績1,624千円の90%）

- 朝日町・山形市間直行バス（夕便）の年間利用者数：5,720人以上
（直近年度の実績5,448人の105%）
- 朝日町・山形市間直行バス（夕便）の収支率：39%以上（直近年度の実績38%）
- 朝日町・山形市間直行バス（夕便）への朝日町負担額：4,383千円
（直近年度の実績4,870千円の90%）

- デマンドタクシーの年間利用者数：9,424人（直近年度の実績8,976人の105%）
- デマンドタクシーの収支率：8%以上（直近年度の実績7%）
- デマンドタクシーへの朝日町負担額：14,534千円（直近年度の実績16,149千円の90%）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、学生や高齢者の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、朝日町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「朝日町・山形市間直行バス（朝便）」「朝日町・山形市間直行バス（夕便）」「デマンドタクシー」の3路線について、その運行に係る費用総額18,460千円のうち、朝日町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、上記3路線への上記朝日町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する朝日町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
(2) 事業の効果
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
<p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・ 令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時） <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について ・ 令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について ・ 令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について ・ 令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について

<p>(日付は書面協議成立時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止及び新設並びに経路変更について (日付は書面協議成立時) <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年5月27日：次期山形県地域公共交通計画における「地域別目標」骨子案及び今後の取組みについて ・ 令和7年9月16日：山形県地域公共交通計画の素案について ・ 令和7年11月12日：次期山形県地域公共交通計画案について ・ 令和8年1月14日：山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会 勉強会 <p>○朝日町地域公共交通活性化協議会</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年8月1日（第1回）：朝日町地域公共交通活性化協議会規約の改正について (日付は書面協議成立時) ・ 令和6年8月20日（第2回）：山交バス（宮宿-寒河江・谷地線）の経路変更について、 (日付は書面協議成立時) 町営バス（寒河江-朝日直行バス）の運賃変更について ・ 令和7年2月6日（第3回）：令和7年度町営公共交通の運行計画について <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年12月22日（第1回）：朝日町・山形市間直行バスの運行経路の変更について (日付は書面協議成立時) 朝日町・山形市間直行バスの土曜日実証運行結果について (仮称)朝日町・左沢駅間バスの新設について デマンドタクシーの小中学生通学利用について ・ 令和8年2月16日（第2回）：令和8年度町営公共交通の運行計画について 山交バス<<谷地⇄宮宿線>>の運行経路変更について <p>○朝日町地域公共交通活性化協議会 運賃協議分科会</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年8月20日：山交バス（宮宿-寒河江・谷地線）の一部料金変更について (日付は書面協議成立時) <p>○朝日町町民バス等運営委員会</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年1月30日：令和7年度町営公共交通の運行計画について <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年2月13日：令和8年度町営公共交通の運行計画について
<p>10. 利用者等の意見の反映状況</p> <p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により朝日町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本町では、朝日町地域公共交通活性化協議会及び運賃協議分科会の結果について、原則すべての資料及び議事を協議会事務局（朝日町）により公開し、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p>
<p>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
<p>12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】</p> <p>(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等</p>

(2) 交通手段の検討状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115

(所属) 政策推進課 総合政策情報係

(氏名) 白田 一暉

(電話) 0237-67-2112

(e-mail) seisaku@town.asahi.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎公民館	山辺町	北山形駅 (~R8.331) 城北バス停 (R8.4.1~)	往 38.9km (~R8.3.31) 往 38.2km (R8.4.1~)	293日	159回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夕便)	山交バス本社前	山辺町	太郎公民館	復 38.5km (~R8.3.31) 復 36.0km (R8.4.1~)	267日	388回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町区域内		往 km 復 km	243日	6,804回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

朝日町・山形市間直行バス（往路）【新】運行経路図①



●：バス停



●：バス停

朝日町・山形市間直行バス（往路）【新】運行経路図②



●：バス停



●：バス停

朝日町・山形市間直行バス（復路）【新】運行経路図①



●：バス停



●：バス停

朝日町・山形市間直行バス（復路） 【新】運行経路図②



●：バス停



●：バス停

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名：大江町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、利用者数について目標値に届かない路線が見られた（大江町営バス柳川線、大江町乗り合いタクシー）。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、路線の見直し等も含めた検討・取組を行うことと助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（大江町）
- ・大江町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（大江町）

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（大江町、事業者）

- ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（大江町）

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（大江町）

- ・交通系ICカードについて、住民や来訪者への普及啓発（事業者、大江町）
- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（大江町、事業者）

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・鉄道や路線バスも含めた公共交通時刻表の作成・町内全戸配布（大江町）
- ・大江町営バスならびに大江町乗り合いタクシーの利用促進のため、お知らせ板やホームページでの町民周知の徹底（大江町）

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の大江町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R8）
県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇄全国）：40,095千人
- ・大江町の目標値（目標年度：R8）
14,000人（直近年度の実績13,879人）

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の大江町相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R8）

県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294 路線

- ・ 大江町目標値（目標年度：R8）

2 路線（直近年度の実績 2 路線）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- ・ 大江町営バス柳川線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：12,500 人以上（直近年度の実績 12,122 人）

- ・ 大江町営バス柳川線の収支率：8.0%以上（直近年度の実績 7.06%）

- ・ 大江町営バス柳川線への大江町負担額 13,000 千円（直近年度の実績 13,392 千円）

- ・ 大江町乗り合いタクシー（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,500 人以上（直近年度の実績 3,320 人）

- ・ 大江町乗り合いタクシーの収支率：8.5%以上（直近年度の実績 8.2%）

- ・ 大江町乗り合いタクシーへの大江町負担額 7,000 千円（直近年度の実績 7,036 千円）

○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、町内の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、大江町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大江町営バス柳川線について、その運行に係る費用総額 16,951 千円（R7 当初予算・見込み）のうち、大江町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町が負担することとしている。

また、大江町営バス柳川線への上記の委託料を含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する大江町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大江町乗り合いタクシーについて、その運行に係る費用総額 8,500 千円（R7 当初予算・見込み）のうち、大江町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町が負担することとしている。

また、大江町乗り合いタクシーへの上記の委託料を含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する大江町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会
＜令和6年度＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・ 令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）
＜令和7年度＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について ・ 令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）
＜令和6年度＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について ・ 令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について ・ 令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について（日付は書面協議成立時） ・ 令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止（日付は書面協議成立時）
＜令和7年度＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年5月27日：次期山形県地域公共交通計画における「地域別目標」骨子案及び今後の取組みについて

- ・ 令和7年9月16日：山形県地域公共交通計画の素案について
- ・ 令和7年11月12日：次期山形県地域公共交通計画案について
- ・ 令和8年1月14日：山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会 勉強会

○ 大江町地域公共交通会議

<令和6年度>

- ・ 令和6年8月27日（第1回）：
山交バス路線「寒河江～宮宿線」「宮宿～寒河江～谷地線」の経路変更について協議
大江町営バス「柳川線」に係る経路変更について協議
大江町営バス「柳川線」に係る停留所の設置及び名称の変更について協議
- ・ 令和6年12月23日（第2回）：
大江町営バス路線柳川線の経路変更について協議（書面協議・日付は書面協議成立時）

○ 大江町運賃協議会

<令和6年度>

- ・ 令和6年8月27日（第1回・第1回大江町地域公共交通会議終了後）：
山交バス路線「寒河江（松川・左沢）宮宿」「谷地（寒河江）宮宿線」の運賃変更について協議

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により大江町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（2）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）大江町大字左沢 882-1

（所 属）大江町政策推進課

（氏 名）山家 雄志

（電 話）0237-62-2118

（e-mail）yamakay@town.oe.lg.jp

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 最上町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
<p>令和6事業年度における事業評価の結果、全体的な目標を達成できたが、東エリア（赤倉塚田方面）、前森黒沢エリア・月楯萱場エリアにおいて、利用者数が目標値に届かない路線が見られた。</p> <p>1次評価では、自宅から目的地となるランドマークまでの運行を行っている中でランドマークの追加や回遊性を高める仕組みへの転換の検討を行うこととしている。</p> <p>このことを受けて、2次評価では、引き続きの需要把握と利用促進を行うことで、利用者数の増加を期待すること、令和7年度からの補助事業の活用や官民連携プラットフォームの活用の助言を受けた。</p> <p>本町においては、令和6年度中に官民連携プラットフォームに応募し、令和7年度の「交通空白」解消緊急対策事業の採択を受けて、地域交通に関する検討から実践までのパッケージ事業として「最上町地域交通リ・デザイン推進事業」を展開するものである。</p> <p>それに加えて、令和7事業年度においては、以下の事業を行う。</p> <p>○山形県地域公共交通<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議において、町内交通サービスの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（最上町） ・最上町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（最上町） <p>○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（最上町、事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（最上町） <p>○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（最上町）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発（最上町） ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（最上町） <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内全域デマンド交通に対し、住民への周知・利用案内のチラシなどを作成し全戸配布。利用率の向上を目指す。（最上町） ・デマンド交通の利用状況を調査・検討を行い、より効率的な運用を検討する（最上町）
2. 運行システムの概要及び運送予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付</p>
3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法 ※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。
<p>○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の最上町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値（目標年度：R8） 県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇄全国）：40,095千人

<ul style="list-style-type: none"> ・最上町の目標値（目標年度：R8） 8,000人（直近年度の実績 7,993人） ○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の最上町相当分の達成 <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値（目標年度：R8） 県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294路線 ・最上町目標値（目標年度：R8） 3路線（直近年度の実績3路線） ○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標） <ul style="list-style-type: none"> ・予約制乗合バスの3路線合計の運行割合（実績運行回数／計画運行回数） 60%以上 （直近年度の実績 58.9%） ○事業の効果 <ul style="list-style-type: none"> ・上記路線を維持することにより、最上町内全域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。 ○上記目標・細目標の評価手法・測定方法 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、最上町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持事業によって、最上町予約制乗合バス事業に係る運行費用約22,000千円については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町で負担している。</p> <p>また、「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する最上町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。</p>

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>予約制乗合バスの満沢エリア、前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリアを運行しているバス車両については、平成20年に購入した普通自動車（8人乗り）を予約制乗合バスとして使用しており、耐用年数を大幅に上回る8年を経過しているほか、利用者数の増加により乗車定員乗車し、利用を制限しなければならない状況となっていることから、安心安全な輸送を確保するために小型車両を1台購入する必要がある。</p>
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の最上町相当分の達成 <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値（目標年度：R8） 県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇄全国）：40,095千人 ・最上町の目標値（目標年度：R8） 8,000人（直近年度の実績 7,993人） ○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の最上町相当分の達成 <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値（目標年度：R8） 県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294路線 ・最上町目標値（目標年度：R8） 3路線（直近年度の実績3路線）

<p>○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約制乗合バスの満沢エリア、前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリアの運行系統の運行割合（実績運行回数／計画運行回数） 50%以上（直近年度の実績 40.1%）
<p>（2）事業の効果</p> <p>予約制乗合バス（満沢エリア・前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリア）を維持することにより、満沢集落・前森集落・黒沢集落・月楯集落・萱場集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p> <p>購入予定の車両で、満沢エリア・前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリアを運行することにより、利用者増加による乗車定員の心配をせずに、安心安全な運行形態を構築する。</p>
<p>7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付</p>
<p>8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る予約制乗合バス（満沢エリア・前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリア）について、車両の取得に係る費用総額 5,650 千円のうち、補助金額については、最上町で国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。</p>

○その他申請に関する事項

<p>9. 協議会の開催状況と主な議論</p>
<p>○山形県地域公共交通活性化協議会</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について ・令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時） <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について ・令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
<p>○山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山・最上・置賜・庄内）</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年11月22日：次期山形県地域公共交通計画策定スケジュール等について ・令和6年12月16日：地域別目標（案）等について ・令和7年1月20日：最上地域目標（案）等について <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月5日：公共交通計画の骨子案等の検討状況 ・令和7年9月12日：公共交通計画の素案について ・令和7年11月10日：次期山形県地域公共交通計画について ・令和7年12月16日：地域公共交通勉強会

○最上町地域公共交通会議

<令和7年度>

- ・令和7年6月24日：要綱改正、予約制乗合バスの指定場所・施設の追加
- ・令和7年10月22日：最上町版公共ライドシェア「あるタク」について
- ・令和8年1月28日：予約制乗合バスのダイヤ改正・エリア再編について

○その他公共交通関連会合・住民説明会等

- ・令和8年1月22日：令和7年度最上町区長連絡協議会「新春地域づくり懇談会」
講演会及びワークショップ 講師：いわて地域づくり支援センター若菜千穂氏

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により最上町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

わが町では、バスの運行について住民からの声や利用状況等を調査・検討し、特に利用の多い高齢者に対し通院や買い物への移動の支援を行い、健康で安心して生活できる環境づくりを行っている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

(2) 交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県最上郡最上町大字向町 644

(所 属) 最上町役場総務企画課 財務行革推進室

(氏 名) 福澤 一行

(電 話) 0233-43-2111

(e-mail) gyokaku@town.mogami.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
最上町	最上町	(1) 東エリア		最上町		往 km 復 km	219日	1315回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(2) 満沢エリア 前森・黒沢エリア 月楯・菅場エリア		最上町		往 km 復 km	219日	2955回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(3) 西エリア		最上町		往 km 復 km	219日	1205回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
		(4)				往 km 復 km		回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
最上町	最上町	1	満沢エリア (2) 前森・黒沢エリア	小型車両			14	R4.11			一括
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

③ 向町地区 ⇒ 希望選択制

向町地区については、行政区ごとで前森黒沢エリアと月楯萱場エリアに分かれています。行政区が違う隣接する家においてはエリアが違うことや行政区の飛び地などがあるため、利用者がどこのエリアに属しているか分かりづらいという声がありましたので、向町地区については、利用者が希望するエリアを選択できるようにします。

前森黒沢エリア	前森 1・2・3、黒沢、 <u>向町 1・2・4・5・6・8</u> ⇒ <u>向町</u>
月楯萱場エリア	月楯 1・2、萱場、沢原、豊田、若宮、 <u>向町 3・7</u> ⇒ <u>向町</u>

④ 月楯萱場エリア 沢原、若宮地区 ⇒ 西エリア

月楯萱場エリアについては、豊田地区を通過して月楯萱場方面に向かうことが多く、国道47号線沿いにある沢原、若宮地区を経由することで、時間が多くかかっています。同地区は、西エリアの運行ルート上に位置するため、西エリアに編入します。



改正後の運行エリア図は、資料3-2のとおりです。

(3) ダイヤ改正

次の視点を考慮の上で、別紙のとおりダイヤ改正を行います。

- ① 陸羽東線の代行バスのダイヤを踏まえ、最上町から県立新庄病院への通院者が代行バスでの帰りに予約制乗合バスを利用できるようにします。
- ② 最上病院の診療開始時間である午前9時を踏まえ、どのエリアにおいても第1便は9時30分までに最上病院に着くようにします。
- ③ 1便当たりの所要時間を見直し、東エリア及び西エリアにおいて増便します。
- ④ 稼働率（実績運行回数／計画運行回数）については、30%を下回ると国の補助金の交付を受けられなくなるため、これまでの利用実績を踏まえて、極端に乗車がないエリアの便を削減します。
- ⑤ ふれあい学園の利用者等の毎日のようにご利用いただける人の不都合にならないように配慮します。
- ⑥ 運転手の休憩時間を明確化します。

時系列で運行スケジュールを示す交番表は、資料 3-4 のとおりです。

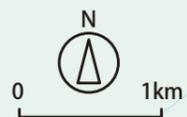
資料 3-5 のとおりダイヤ改正を行います。

(4) 施行日

令和8年4月1日

(5) 周知

- ・総合パンフレットを全戸配布
- ・バス車内での掲示
- ・予約受付時に声掛け
- ・エリアが変わる地区の登録者には個別に連絡



レインボー号

西
エリア

上鶴杉

鶴杉駅

瀬見温泉駅

道の駅もがみ

鶴杉

瀬見

至新庄

東法田

野頭

横川

法田中

法田下

志茂

若宮

沢原

若宮

清水町

大堀

大堀小

白川端

大堀

下白川

豊田

向町

月橋

萱場

レインボー号

月橋萱場
エリア

東法田

前森2

前森1

前森3

レインボー号

前森黒沢
エリア

黒沢

向町

向町小

最上中

最上駅

十日町

本城

立小路駅

立小路

赤倉温泉駅

新田

笹森

松根

堺田駅

堺田

至鳴子

満沢2

下小路

満沢1

万騎の原

明神

レインボー号

東
エリア

赤倉

レインボー号

満沢
エリア

一芻



町内全エリア
運行

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 舟形町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
<p>令和6事業年度における事業評価では、目標値に届かない結果となった。</p> <p>1次評価では、潜在的な交通弱者の掘り起こしを行い利用者数の増加を目指すとともに、1便当りの利用者数の増加に繋がるような便の時刻の変更の検討を行うこととしているほか、2次評価では、今後のさらなる需要の掘り起こしや運用改善による利便性向上の検証・取組を行うことと助言された。</p> <p>これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。</p> <p>○山形県地域公共交通<施策(3)-①>地域の実情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通活性化協議会 (or 地域公共交通会議等) おける、市内交通ネットワークの課題に関する年〇回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善 (舟形町) <p>○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(舟形町、事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GTFS-JP (GTFS-RT) の作成・提供 (舟形町) <p>○山形県地域公共交通計画<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(舟形町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発 (事業者、舟形町) ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討 (舟形町、事業者) <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p>
2. 運行システムの概要及び運送予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付</p>
3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法 ※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。
<p>○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の舟形町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値 (目標年度:R8) 県内の主な公共交通機関の年間輸送人員 (県内⇄全国): 40,095千人 ・舟形町の目標値 (目標年度:R8) 5,800人 (直近年度の実績4,571人) <p>○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の舟形町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値 (目標年度:R8) 県内路線バス・デマンド型交通の路線数: 294路線 ・舟形町目標値 (目標年度:R8) 2路線 (直近年度の実績2路線)

- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
- ・ 町外便（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,000人以上（直近年度の実績1,857人）
町外便の収支率：20%以上（直近年度の実績13.4%）
町外便への舟形町負担額3,918千円（直近年度の実績4,375千円）
 - ・ 町内便（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,800人以上（直近年度の実績2,714人）
町内便の収支率：18%以上（直近年度の実績13.2%）
町内便への舟形町負担額2,001千円（直近年度の実績2,239千円）

○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、舟形町内の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、舟形町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る町外便及び町内便について、その運行に係る費用総額11,950千円のうち、舟形町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、町外便及び町内便への上記舟形町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する舟形町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会

<令和6年度>

- ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について

<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・ 令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について （日付は書面協議成立時） <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について ・ 令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（最上）</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年11月22日：次期山形県地域公共交通計画策定スケジュール等について ・ 令和6年12月16日：地域別目標（案）等について ・ 令和7年1月20日：最上地域目標（案）等について <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年6月5日：公共交通計画の骨子案等の検討状況 ・ 令和7年9月12日：公共交通計画の素案について ・ 令和7年11月10日：次期山形県地域公共交通計画について ・ 令和7年12月16日：地域公共交通勉強会
10. 利用者等の意見の反映状況
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により舟形町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本町では、地域住民の意見を反映するため、各地区の町内会長の中から地域公共交通会議の委員を選出し、委嘱している。</p>
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県最上郡舟形町舟形 263

(所 属) 舟形町まちづくり課地域支援係

(氏 名) 八 鍬 舞

(電 話) 0233-32-0104

(e-mail) chiiki@town.funagata.yamagata.jp

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：鮭川村

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた(日下・真室川線、大芦沢・豊里線)。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、路線の見直し等も含めた検討・取組を行うことと助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・地域公共交通活性化協議会(or地域公共交通会議等)における、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(鮭川村)

- ・鮭川村外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議(鮭川村)

○山形県地域公共交通<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(鮭川村、事業者)

- ・GTFS-JP(GTFS-RT)の作成・提供(鮭川村)

○山形県地域公共交通計画<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(鮭川村)

- ・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(事業者、鮭川村)

- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(鮭川村、事業者)

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の〇〇市相当分の達成

- ・県全体目標値(目標年度:R8)

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員(県内⇄全国): 40,095千人

- ・鮭川村の目標値(目標年度:R8)

11,600人(直近年度の実績10,628人)

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の鮭川村相当分の達成

- ・県全体目標値(目標年度:R8)

県内路線バス・デマンド型交通の路線数: 294路線

- ・鮭川村目標値(目標年度:R8)

3路線(直近年度の実績3路線)

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

日下・真室川線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,000人以上（直近年度の実績1,456人）

大芦沢・豊里駅線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,000人以上（直近年度の実績914人）

羽根沢・新庄線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,500人以上（直近年度の実績6,413人）

予約制乗合バス（村外）（国庫補助対象路線）の年間利用者数：600人以上（直近年度の実績446人）

予約制乗合バス（村内）（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,500人以上（直近年度の実績1,399人）

日下・真室川線の収支率：2.0%以上（直近年度の実績2.45%）

大芦沢・豊里駅線の収支率：1.5%以上（直近年度の実績0.77%）

羽根沢・新庄線の収支率：5.0%以上（直近年度の実績5.33%）

予約制乗合バスの収支率：1.7%以上（直近年度の実績1.63%）

日下・真室川線への鮭川村負担額5,666,508円（直近年度の実績4,946,700円）

大芦沢・豊里駅線への鮭川村負担額10,766,368円（直近年度の実績9,398,730円）

羽根沢・新庄線への鮭川村負担額11,899,671円（直近年度の実績10,388,070円）

予約制乗合バスへの鮭川村負担額18,888,365円（直近年度の実績16,341,500円）

※ 予約制乗合バスは全体で一契約となっていることから、収支率及び負担額について分割することが困難なため合算したものを記載しています。

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、村内の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、鮭川村公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る日下・真室川線、大芦沢・豊里駅線、羽根沢・新庄線、予約制乗合バスの各路線について、鮭川村から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、日下・真室川線、大芦沢・豊里駅線、羽根沢・新庄線、予約制乗合バスへの上記鮭川村の委託金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する鮭川村の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額 44,182,500円（直近年度の実績36,766,000円）

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○山形県地域公共交通活性化協議会 <令和6年度> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月26日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について ・令和6年9月6日(第2回): 地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の(日付は書面協議成立時) 変更等について ・令和7年1月30日(第3回): 地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・令和7年3月27日(第4回): 山形県地域公共交通計画の変更等について(日付は書面協議成立時) <令和7年度> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月27日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について ・令和7年11月25日(第2回): 次期山形県地域公共交通計画(案)について

<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（最上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年6月5日：公共交通計画の骨子案等の検討状況 ・ 令和7年9月12日：公共交通計画の素案について ・ 令和7年11月10日：次期山形県地域公共交通計画について ・ 令和7年12月16日：地域公共交通勉強会 <p>○ 鮭川村地域公共交通会議</p> <p>＜令和6年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年10月30日：鮭川村地域公共交通会議の開催 <p>＜令和7年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績なし
10. 利用者等の意見の反映状況
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により鮭川村民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本村の地域公共交通会議においても利用者の代表者を委員として選出し、提出された意見等を運行に反映している。</p>
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
<p>該当なし</p>
(2) 交通手段の検討状況
<p>該当なし</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003 番の 7

(所 属) 住民税務課危機管理室

(氏 名) 木水 良

(電 話) 0233-55-2111

(e-mail) jyuzei2@vill.sakegawa.lg.jp

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 戸沢村

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、収支率について目標値を下回る結果となった。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、住民ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、引き続き需要の把握に努めることとともに、ニーズ調査を踏まえた運用改善の検討・取組を行うことと助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、村内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・戸沢村地域公共交通会議における、村内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(戸沢村)

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(戸沢村、事業者)

・GTFS-JP(GTFS-RT)の作成・提供(戸沢村)

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(戸沢村)

・交通系ICカードについて、村民や来訪者への普及啓発(戸沢村)

・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(戸沢村、事業者)

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

・高齢者サロン等に出向きデマンドタクシーやデマンドバスの説明会やお出かけ体験会等の企画・ニーズ調査

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の戸沢村相当分の達成

・県全体目標値(目標年度:R8)

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員(県内⇄全国): 40,095千人

・戸沢村の目標値(目標年度:R8)

5,800人(直近年度の実績5,889人)

<p>○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の戸沢村相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値（目標年度：R8） <u>県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294 路線</u> ・戸沢村目標値（目標年度：R8） 1 路線（直近年度の実績 1 路線：上松坂新庄線） <p>○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上松坂新庄線の年間利用者数：300 人以上（直近年度の実績 270 人） 上松坂新庄線の収支率：20%以上（直近年度の実績 18.4%） 上松坂新庄線への戸沢村負担額,000 円（直近年度の実績 598,320 円） <p>○事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上松坂新庄線を維持することにより、松坂、野口、神田等北部地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。 <p>○上記目標・細目標の評価手法・測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、戸沢村地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。
<p>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る乗合デマンドタクシー上松坂新庄線について、戸沢村から運行事業者への補助金は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <p>また、上松坂新庄線への上記戸沢村の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する戸沢村の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。</p>

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

<p>5. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>該当なし</p>
<p>6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>（1）事業の目標</p> <p>該当なし</p> <p>（2）事業の効果</p> <p>該当なし</p>

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
<p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・ 令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時） <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について ・ 令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（最上）</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年11月22日：次期山形県地域公共交通計画策定スケジュール等について ・ 令和6年12月16日：地域別目標（案）等について ・ 令和7年1月20日：最上地域目標（案）等について <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年6月5日：公共交通計画の骨子案等の検討状況 ・ 令和7年9月12日：公共交通計画の素案について ・ 令和7年11月10日：次期山形県地域公共交通計画について ・ 令和7年12月16日：地域公共交通勉強会 <p>○ 戸沢村地域公共交通会議</p> <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年1月15日：最上川交通路線バス運賃改定について
10. 利用者等の意見の反映状況
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により戸沢村民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本村では、地域住民の意見を反映するため、地区会長会の中から地域公共交通会議の委員を選出している。</p>

1 1. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付
1 2. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県最上郡戸沢村大字古口 270

(所 属) 戸沢村住民税務課

(氏 名) 佐藤 沙由理

(電 話) 0233-72-2326 (内線 112)

(e-mail) juumin@vill.tozawa.lg.jp

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名：高島町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、利用者数は前年比+2.2%と伸びた一方、収支率は▲0.6%となっていることから、1次評価では、町外から鉄道等を利用し来町する観光客やビジネス利用者等に対しPRを行うとともに、高騰する燃料費等の抑制に向けた経営改善により、収支率向上を図ることとしているほか、2次評価では、高島町独自の地域交流交通計画策定により、更なる課題解決を図ることを助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・地域公共交通活性化協議会における、町内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(高島町)
- ・高島町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議(高島町)

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(高島町、事業者)

- ・GTFS-JPの作成・提供(高島町)

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(高島町)

- ・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(事業者、高島町)
- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(高島町、事業者)

○高島町地域公共交通計画の策定

- ・令和7年度中の計画策定に向け、交通事業者等との協議を進めていく。

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・町広報誌等を活用し、デマンド交通の利用に係る手続き等を再周知する。

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の高島町相当分の達成

- ・県全体目標値(目標年度:R8)

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員(県内⇄全国): 40,095千人

- ・高島町の目標値(目標年度:R8)

21,000人(直近年度の実績18,582人)

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の高島町相当分の達成

- ・県全体目標値(目標年度:R8)

県内路線バス・デマンド型交通の路線数: 294路線

- ・高畠町目標値（目標年度：R8）
1路線（直近年度の実績1路線）

- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
デマンド交通（国庫補助対象路線）の年間利用者数：21,000人以上（直近年度の実績20,993人）
デマンド交通の収支率：22%以上（直近年度の実績18.1%）
デマンド交通への高畠町負担額23,000千円（直近年度の実績20,827千円）
- 事業の効果
 - ・上記路線を維持することにより、高畠町二井宿地区、和田地区の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
- 上記目標・細目標の評価手法・測定方法
 - ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、高畠町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド交通について、その運行に係る費用総額36,019千円のうち、高畠町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、デマンド交通への上記高畠町の補助金額も含めた「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する高畠町の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会

<令和6年度>

- ・令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
- ・令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

○山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

<令和6年度>

- ・令和6年9月25日：次期山形県地域公共交通計画 策定スケジュール等について
- ・令和6年11月20日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等について
- ・令和6年12月26日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等について

<令和7年度>

- ・令和7年11月12日：次期山形県地域公共交通計画案について
- ・令和7年11月10日：次期山形県地域公共交通計画について
- ・令和7年9月24日：次期山形県地域公共交通計画について
- ・令和7年10月31日：次期山形県地域公共交通計画（第2稿）に対する意見について

○高畠町地域公共交通会議

<令和6年度>

- ・令和7年2月18日（火）高畠町地域公共交通会議

<令和7年度>

- ・令和7年10月31日（第1回）高畠町地域公共交通活性化協議会
- ・令和8年1月21日（第2回）高畠町地域公共交通活性化協議会

<令和8年度>

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により高畠町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

当町では、公共交通機関の利用者からの意見について、デマンド交通に関する事務担当課での情報共有を適時適切に行い、必要に応じて幹部職員の会議の案件とし、施策の反映につなげることとしている。

1 1. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

1 2. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

(2) 交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県東置賜郡高畠町大字高畠 436

(所 属) 企画課 企画調整係

(氏 名) 高橋 瑞基

(電 話) 0238-52-1112

(e-mail) kikaku@town.takahata.yamagata.jp

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 川西町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和5事業年度における事業評価の結果、目標を達成できたところがあったが、利用者数と運行経費における利用者との負担割合について目標値に届かないところがあった。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、路線の見直し等も含めた検討・取組を行うことと助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の実情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・地域公共交通活性化協議会 (or 地域公共交通会議等) おける、市内交通ネットワークの課題に関する年3回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善 (川西町)

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(川西町、事業者)

- ・GTFS-JP (GTFS-RT) の作成・提供 (川西町)

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(川西町)

- ・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発 (事業者、川西町)
- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討 (川西町、事業者)

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・町報にデマンド型乗合交通の利用促進に係る記事を掲載 (川西町)
- ・デマンド型乗合交通登録者及び利用者を対象としたアンケート調査の実施 (川西町)
- ・運行データを分析し、利用者ニーズに合ったサービスについての検討 (川西町)

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の川西町相当分の達成

- ・県全体目標値 (目標年度:R8)
県内の主な公共交通機関の年間輸送人員 (県内⇄全国): 40,095千人
- ・川西町の目標値 (目標年度:R8)
7,500人 (直近年度の実績7,522人)

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の川西町相当分の達成

- ・県全体目標値 (目標年度:R8)
県内路線バス・デマンド型交通の路線数: 294路線
- ・川西町目標値 (目標年度:R8)
3路線 (直近年度の実績3路線)

<p>○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）</p> <p>川西町デマンド型乗合交通（国庫補助対象路線）の年間利用者数 ：8,500人以上（直近年度の実績7,659人）</p> <p>町から見た運行経費における利用者との負担割合：50%（直近年度の実績71.1%）</p> <p>利用者アンケートにおける満足度：80%（直近年度の実績86.6%）</p> <p>○事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記路線を維持することにより、川西町内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。 <p>○上記目標・細目標の評価手法・測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、川西町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。
<p>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る川西町デマンド型乗合交通について、その運行に係る費用総額18,755千円のうち、川西町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <p>また、川西町デマンド型乗合交通への上記川西町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する川西町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。</p>

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

<p>5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>該当なし</p>
<p>6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>(1) 事業の目標</p> <p>該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>該当なし</p>
<p>7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>該当なし</p>
<p>8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>該当なし</p>

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会

<令和6年度>

- ・令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
- ・令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

○山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

<令和6年度>

- ・令和6年9月25日：次期山形県地域公共交通計画 策定スケジュール等について
- ・令和6年11月20日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等について
- ・令和6年12月26日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等について

<令和7年度>

- ・令和7年4月24日：次期山形県地域公共交通計画のスケジュール・骨子について
- ・令和7年8月25日：米沢市のR7・R8地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の変更について
- ・令和7年9月24日：次期山形県地域公共交通計画について
- ・令和7年11月4日：次期山形県地域公共交通計画について

○川西町地域公共交通会議

<令和6年度>

- ・令和6年2月12日（第1回）
 - ①令和6年度川西町デマンド型乗合交通アンケート結果について
 - ②高畠町デマンド交通の公立置賜総合病院延伸について

<令和7年度>

- ・令和7年7月11日（第1回）
 - ①川西町地域公共交通活性化協議会について
 - ②川西町地域公共交通計画について

○川西町地域公共交通活性化協議会

<令和7年度>

- ・令和7年11月11日（第1回）
川西町地域公共交通計画（案）について【第1稿】
- ・令和8年2月18日（第2回）
 - ①川西町地域公共交通計画（案）について 【第2稿】
 - ②今後のスケジュール（案）について

10. 利用者等の意見の反映状況
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により川西町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本町では、毎年度デマンド型乗合交通の利用者へアンケート調査を実施している。調査結果より住民ニーズを把握し、利便性の向上に努めている。</p>
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県東置賜郡川西町大字上小松 977-1

(所 属) 川西町 企画財政課

(氏 名) 宮田 将大

(電 話) 0238-27-1133

(e-mail) kikakuzaisei@town.kawanishi.yamagata.jp

市町村名： 小国町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

令和6事業年度における事業評価の結果、目標を達成できた路線はいくつかあったが、一部、利用者数、収支率等について目標値に届かない路線が見られた。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、路線の見直し等も含めた検討・取組を行うことと助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。なお、令和6事業年度に要件が満たさず補助対象とならなかった金目線について、計画に基づいた運行の実施に注力する。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の実情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・小国町地域公共交通会議における、町内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（小国町）

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（小国町）

・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（小国町）

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（小国町）

・交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発（小国町）

・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（小国町）

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の小国町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R8）

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇄全国）：40,095千人

・小国町の目標値（目標年度：R8）

22,200人（直近年度の実績22,166人）

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の小国町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R8）

県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294路線

- ・小国町目標値（目標年度：R8）

7路線（直近年度の実績7路線）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- 1 金目線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：200人以上（直近年度の実績 243人）
- 2 足中線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：200人以上（直近年度の実績 280人）
- 3 白沼線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：700人以上（直近年度の実績 618人）
- 4 東部線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,000人以上（直近年度の実績 1,309人）

- 1 金目線の収支率：8.0%以上（直近年度の実績 6.60%）
- 2 足中線の収支率：5.5%以上（直近年度の実績 5.20%）
- 3 白沼線の収支率：6.0%以上（直近年度の実績 4.28%）
- 4 東部線の収支率：5.5%以上（直近年度の実績 5.22%）

- 1 金目線への小国町負担額 210,000円（直近年度の実績 241,000円）
- 2 足中線への小国町負担額 400,000円（直近年度の実績 493,000円）
- 3 白沼線への小国町負担額 990,000円（直近年度の実績 1,058,000円）
- 4 東部線への小国町負担額 1,820,000円（直近年度の実績 2,040,000円）

※ 直近年度の実績を維持することを目標とする。

○事業の効果

・上記路線を維持することにより、足中線、白沼線、東部線の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や運行委託事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、小国町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る小国町営バス金目線、足中線、白沼線、東部線について、その運行に係る費用総額7,934,000円のうち、小国町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、小国町営バス金目線、足中線、白沼線、東部線への上記小国町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する小国町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会
<令和6年度>
・令和6年6月26日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について
・令和6年9月6日(第2回): 地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の (日付は書面協議成立時) 変更等について
・令和7年1月30日(第3回): 地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
・令和7年3月27日(第4回): 山形県地域公共交通計画の変更等について (日付は書面協議成立時)
<令和7年度>
・令和7年6月27日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について
・令和7年11月25日(第2回): 次期山形県地域公共交通計画(案)について
・令和8年1月27日(第3回): 次期山形県地域公共交通計画(案)について
○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会(置賜)
<令和6年度>
・令和6年9月25日: 次期山形県地域公共交通計画 策定スケジュール等について
・令和6年11月20日: 置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等について
・令和6年12月26日: 置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等について
<令和7年度>
・令和7年4月24日: 次期山形県地域公共交通計画のスケジュール・骨子について
・令和7年8月25日: 米沢市のR7・R8地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業 の変更について
・令和7年9月24日: 次期山形県地域公共交通計画について
・令和7年11月4日: 次期山形県地域公共交通計画について

<p>○ 小国町地域公共交通会議</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月10日（第1回）：町営バス南部線の時刻変更等について（日付は書面協議成立時） ・令和7年8月20日（第2回）：町営バス循環線の経路変更等について（日付は書面協議成立時） <p>○ その他公共交通関連会合・住民説明会等</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし
<p>10. 利用者等の意見の反映状況</p> <p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により小国町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本町では、地域の意見や利用者の要望を取り入れたダイヤ改正を適宜実施している。令和7年度においては7、10月に町民及び観光客からの意見をもとに、町営バスの時刻及び経路変更等を行った。</p>
<p>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
<p>12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要</p> <p>【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】</p>
<p>(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等</p> <p>該当なし</p>
<p>(2) 交通手段の検討状況</p> <p>該当なし</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町2-70

(所 属) 小国町役場 町民課 町民生活担当

(氏 名) 金子 将也

(電 話) 0238-62-2261

(e-mail) choumin@town.oguni.yamagata.jp

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名：白鷹町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、収支率及び白鷹町負担額について目標値に届かない路線が見られた(全町線、公立置賜病院線)。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、引き続きの需要の把握、利用促進策及び必要に応じたサービス改善(利用者目線で使いづらさの改善など)によって地域公共交通の確保維持が図られることと助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュース地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・地域公共交通会議における、町内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(白鷹町)

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(白鷹町)

・GTFS-JP(GTFS-RT)の作成・提供(白鷹町)

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(白鷹町)

・交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発(事業者、白鷹町)

・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(白鷹町、事業者)

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の白鷹町相当分の達成

・県全体目標値(目標年度:R8)

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員(県内⇄全国): 40,095千人

・白鷹町の目標値(目標年度:R8)

6,180人(直近年度の実績6,664人)

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の白鷹町相当分の達成

・県全体目標値(目標年度:R8)

県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294 路線

・白鷹町目標値（目標年度：R8）

2 路線（直近年度の実績 2 路線）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

全町線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,000 人以上（直近年度の実績 6,519 人）

全町線の収支率：20%以上（直近年度の実績 13%）

全町線への白鷹町負担額 10,000 千円（直近年度の実績 14,416 千円）

公立置賜病院線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：180 人以上（直近年度の実績 145 人）

公立置賜病院線の収支率：5%以上（直近年度の実績 4%）

公立置賜病院線への白鷹町負担額 3,000 千円（直近年度の実績 2,542 千円）

○事業の効果

・上記路線を維持することにより、町内の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、白鷹町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額 16,682 千円のうち、白鷹町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、上記路線への白鷹町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する白鷹町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

<令和6年度>

- ・令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
- ・令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

<令和6年度>

- ・令和6年9月25日：次期山形県地域公共交通計画 策定スケジュール等について
- ・令和6年11月20日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等について
- ・令和6年12月26日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等について

<令和7年度>

- ・令和7年4月24日：次期山形県地域公共交通計画のスケジュール・骨子について
- ・令和7年8月25日：米沢市のR7・R8地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の変更について
- ・令和7年9月24日：次期山形県地域公共交通計画について
- ・令和7年11月4日：次期山形県地域公共交通計画について

○ 白鷹町地域公共交通会議

<令和4年度>

- ・令和5年1月25日：地域交通の利便性向上に向けたデマンド交通町外延伸便及び自家用有償旅客運送に関する議論

<令和6年度>

- ・令和7年2月10日：白鷹町地域公共交通会議設置要綱の改正について（日付は書面協議議決日）

<令和7年度>

- ・令和8年1月16日：自家用有償旅客運送に関する議論（日付は書面協議議決日）

○ 白鷹町地域公共交通会議運賃協議部会

<令和6年度>

- ・令和7年2月28日：白鷹町デマンドタクシー及び町外延伸便の利用料金の見直し（日付は書面協議議決日）について

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により白鷹町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、白鷹町地域公共交通会議の開催により意見を収集している。

1 1. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付
1 2. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833

(所 属) 企画政策課

(氏 名) 迎田 俊峰

(電 話) 0238-85-6123

(e-mail) kikaku@town.shirataka.yamagata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
白鷹町	(株)朝日観光タクシー	(1) 白鷹町デマンドタクシー		全町		往 km 復 km	240日	1680回			区域運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)及 び山形鉄道フラワー長井線との接続	③
	(株)白鷹タクシー	(1) 白鷹町デマンドタクシー		全町		往 km 復 km	240日	1680回			区域運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)及 び山形鉄道フラワー長井線との接続	③
	(株)朝日観光タクシー	(2) 公立置賜病院線	白鷹町立病院	ヤマザワ長井店	置賜公立病院	往 17.8km 復 17.8km	48日	48回			路線不定期運行	①・②(1)	白鷹町役場前で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)と接続	③
	(株)白鷹タクシー	(2) 公立置賜病院線	白鷹町立病院	ヤマザワ長井店	置賜公立病院	往 17.8km 復 17.8km	48日	48回			路線不定期運行	①・②(1)	白鷹町役場前で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)と接続	③
						往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 飯豊町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標に近い成果を上げることができたものの、一部の路線では達成率に大きな差が見られた。(中津川線)

1次評価では、運営事業者との連携を図り、乗降ポイントの増設や定期的な広報を行い利用促進に努めるほか、2次評価では、運用改善を図るため、利用者との対面で話す機会を設けて、それぞれのニーズに対応していただきたいと助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、利用者のアンケートや乗降データをもとに「利用が少ない曜日や時間帯」をどのようにして改善するか等を運営事業者と協議し利用者増加を図る。また、利用可能性のある方が集まる場へ訪問等により利用率向上に努め以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・地域公共交通活性化協議会(or 地域公共交通会議等)における、町内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(飯豊町)

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(飯豊町、めざま交通株)

- ・GTFS-JPの作成・提供(飯豊町)

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(飯豊町)

- ・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(めざま交通株、飯豊町)

- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(飯豊町、めざま交通株)

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・商工会が行う取り組みと連携し、高齢者買い物支援を意識した仕組み作りをする。

- ・地域サロン等におけるサービス内容、利用方法等を広報し利用を促進する。

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の飯豊町相当分の達成

- ・県全体目標値(目標年度:R8)

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員(県内⇄全国): 40,095千人

- ・飯豊町の目標値(目標年度:R8)

飯豊長井線:6,500人(直近年度の実績6,272人)

中津川線:230人(直近年度の実績211人)

まち巡回線:2,500(直近年度の実績2,386人)

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の飯豊町相当分の達成

・県全体目標値(目標年度:R8)

県内路線バス・デマンド型交通の路線数:294路線

・飯豊町目標値(目標年度:R8)

3路線(直近年度の実績3路線)

○上記目標を達成するための細目標の達成(年次目標)

飯豊長井線(国庫補助対象路線)の年間利用者数:5,300人以上(直近年度の実績5,161人)

中津川線の年間利用者数:150人以上(直近年度の実績141人)

まち巡回線(国庫補助対象路線)の年間利用者数:2,500人以上(直近年度の実績2,477人)

飯豊長井線の収支率:24.5%以上(直近年度の実績8%)

中津川線 " :24.5%以上(直近年度の実績8%)

まち巡回線 " :24.5%以上(直近年度の実績8%)

飯豊長井線への飯豊町負担額:9,563千円(直近年度の実績16,694千円)

中津川線 " :1,524千円(直近年度の実績1,329千円)

まち巡回線 " :3,213千円(直近年度の実績4,506千円)

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、町内全域、特に中津川集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、飯豊町運行実行委員会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る飯豊長井線、中津川線、まち巡回線について、その運行に係る費用総額28,425千円のうち、飯豊町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、飯豊長井線、中津川線、まち巡回線への上記飯豊町の補助金額も含めた「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスに対する飯豊町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会 <令和6年度> ・令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について ・令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時） <令和7年度> ・令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について ・令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜） <令和6年度> ・令和6年9月25日：次期山形県地域公共交通計画 策定スケジュール等について ・令和6年11月20日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等 について ・令和6年12月26日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等 について <令和7年度> ・令和7年4月24日：次期山形県地域公共交通計画のスケジュール・骨子について ・令和7年8月25日：米沢市のR7・R8地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の変更について ・令和7年9月24日：次期山形県地域公共交通計画について ・令和7年11月4日：次期山形県地域公共交通計画について
○ 飯豊町社会福祉協議会 ほほえみカー運行実行委員会

<p><令和6年度> ・令和6年10月30日：料金等改正後の利用状況及び利用促進の取組について</p>
<p>10. 利用者等の意見の反映状況</p> <p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により飯豊町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>飯豊町ではデマンド交通の利用者の意見や要望について、委託先である社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会と情報を共有し、その都度、迅速に対応している。また、運行実行委員会において、課題などを客観的に協議し、よりよい運行ができるよう事業へ反映している。</p>
<p>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
<p>12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】</p>
<p>(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等</p> <p>該当なし</p>
<p>(2) 交通手段の検討状況</p> <p>該当なし</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888

(所属) 飯豊町住民課生活環境室

(氏名) 嶋貫 輝

(電話) 0238-87-0514

(e-mail) i-seikatsu@town.iide.yamagata.jp

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 三川町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

令和6事業年度における事業評価の結果、社会的要因を主として、各目標数値に到達しなかったものの、事業の遂行については円滑に成されている。

1次評価では、事業の周知啓発や時間帯及び便数の見直し、利用料の改定や利用料補助の導入等を検討、利用者要件の緩和など、より効果的且つ弾力的な事業実施に努めることとしているほか、2次評価では、継続的な需要の把握、利用促進策及び必要に応じたサービス改善を行うことと助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（三川町）

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（事業者）

・GTFS-JP（GTFS-RT）の検討（三川町）

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（三川町）

・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、三川町）

・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（三川町、事業者）

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の三川町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R8）

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇄全国）：40,095千人

・三川町の目標値（目標年度：R8）

1,586人（直近年度の実績1,586人）

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の三川町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R8）

県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294路線

・三川町目標値（目標年度：R8）

3線（直近年度の実績3路線）

<p>○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）</p> <p> デマンド交通への三川町負担額 5,847,628 円（直近年度の実績 5,847,628 円）</p> <p> デマンド交通利用者数 1,586 人（直近年度の実績 1,586 人）</p> <p> デマンド交通収支率 8.1%（直近年度の実績 8.1%）</p> <p>○事業の効果</p> <p> ・上記路線を維持することにより、町内の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p> <p>○上記目標・細目標の評価手法・測定方法</p> <p> ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率の実績等を基に、三川町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド交通路線について、その運行に係る費用総額 5,847,628 円のうち、三川町から運行事業者への委託料については、県補助金を委託料から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <p>三川町デマンド型交通への上記三川町の委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する三川町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。</p>

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

<p>5. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>（1）事業の目標</p> <p>該当なし</p>
<p>（2）事業の効果</p> <p>該当なし</p>
<p>7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
<p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・ 令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時） <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について ・ 令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（庄内）</p> <p><令和6年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年9月2日：次期地域公共交通計画の策定等について ・ 令和6年12月2日：地域旅客運送サービス継続事業の実施方針（案）等について ・ 令和7年1月17日：地域旅客運送サービス継続事業に係る協議等について <p><令和7年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年4月11日：次期山形県地域公共交通計画の骨子案・スケジュール案・業務委託について ・ 令和7年9月17日：次期山形県地域公共交通計画の素案に対する意見について ・ 令和7年10月31日：次期山形県地域公共交通計画（第2稿）に対する意見について ・ 令和7年12月25日：庄内地域別目標（第3稿）に対する意見について
10. 利用者等の意見の反映状況
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により三川町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p>
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
<p>該当なし</p>
（2）交通手段の検討状況
<p>該当なし</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 三川町大字横横山字西田 85

(所属) 企画調整課企画調整係

(氏名) 須藤 崇仁

(電話) 0235-35-7013

(e-mail) kikakuinfo@town.yamagata-mikawa.lg.jp

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	三川町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	7601
交通不便地域等	0

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	
地域旅客運送サービス継続実施計画(鶴岡三川線、三川酒田線)	令和8年3月	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

市町村名： 庄内町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた（立谷沢余目線・三ヶ沢狩川線・出河原狩川線・余目酒田線）。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、路線の見直し等も含めた検討・取組を行うことと助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・庄内町地域公共交通計画に位置付けた事業の推進（庄内町）

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（庄内町）

・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（庄内町）

・本町作成のGTFS-JPを反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介（庄内町）

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（庄内町）

・デマンドタクシー余目酒田の運行時刻を調整し幹線バスネットワークへの接続を図り、利便性の向上を図る（庄内町）

○ その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

・わかりやすいチラシやHPにするなど情報発信方法の見直しを図る。

・各自治会や老人クラブ等で勉強会を実施するなど、サービスの周知と利用促進を呼びかける（庄内町）

2. 運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の庄内町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R8）

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員（県内⇄全国）：40,095千人

・庄内町の目標値（目標年度：R8）

25,790人（直近年度（R7年度）の実績21,354人）

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の庄内町相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R8）
 県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294 路線
- ・ 庄内町目標値（目標年度：R8）
 11 路線（直近年度の実績 11 路線）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- (1) 立谷沢余目線（中村経由）
 年間利用者数：2,590人以上（有償110人）（直近年度の実績2,127人（有償134人））
 収支率：1.0%以上（直近年度の実績1.1%）
 庄内町負担額3,273千円（直近年度の実績3,403千円）
- (2) 立谷沢余目線（鉢子経由）
 年間利用者数：9,570人以上（有償450人）（直近年度の実績8,153人（有償499人））
 収支率：1.5%以上（直近年度の実績1.7%）
 庄内町負担額10,146千円（直近年度の実績7,834千円）
- (3) 小出新田循環線（1・2便）
 年間利用者数：1,240人以上（有償40人）（直近年度の実績1,081人（有償48人））
 収支率：0.8%以上（直近年度の実績1.40%）
 庄内町負担額2,145千円（直近年度の実績2,143千円）
- (4) 家根合循環線（1・2便）
 年間利用者数：1,120人以上（有償150人）（直近年度の実績1,081人（有償196人））
 収支率：0.8%以上（直近年度の実績0.70%）
 庄内町負担額2,145千円（直近年度の実績2,522千円）
- (5) 狩川循環線（1・2便）
 年間利用者数：610人以上（有償240人）（直近年度の実績425人（有償155人））
 収支率：0.2%以上（直近年度の実績0.20%）
 庄内町負担額2,178千円（直近年度の実績2,943千円）
- (6) 平岡循環線（1・2便）
 年間利用者数：610人以上（有償50人）（直近年度の実績558人（有償74人））
 収支率：0.4%以上（直近年度の実績0.40%）
 の庄内町負担額1,837千円（直近年度の実績2,504千円）
- (7) 中心市街地循環線
 年間利用者数：4,760人以上（有償250人）（直近年度の実績3,837人（有償301人））
 収支率：0.5%以上（直近年度の実績0.70%）
 庄内町負担額5,856千円（直近年度の実績5,743千円）
- (8) 三ヶ沢狩川線
 年間利用者数：1,870人以上（有償10人）（直近年度の実績1,757人（有償0人））
 収支率：0.00%以上（直近年度の実績0.00%）
 庄内町負担額2,848千円（直近年度の実績3,131千円）
- (9) 出河原狩川線
 年間利用者数：1,160人以上（有償0人）（直近年度の実績953人（有償0人））
 収支率：0.00%以上（直近年度の実績0.00%）
 庄内町負担額2,345千円（直近年度の実績1,957千円）
- (10) 余目酒田線
 年間利用者数：1,490人以上（有償1,490人）（直近年度の実績有償1,424人）
 収支率：14.3%以上（直近年度の実績13.3%）
 庄内町負担額 3,005 千円（直近年度の実績 2,709 千円）
- (11) 清川藤島線（令和7年4月運行開始）

年間利用者数：800人以上（有償800人）

収支率：6.10%以上

庄内町負担額 3,305 千円

合計 庄内町目標値（目標年度：R8）

路線バス：27,740円（直近年度の実績27,904円）

デマンド交通：11,503円（直近年度の実績7,797千円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、庄内町地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額 40,307 千円のうち、庄内町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、上記庄内町の補助金額も含めた「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する庄内町の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

<令和6年度>

- ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・ 令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・ 令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について
- ・ 令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（庄内）

<令和6年度>

- ・ 令和6年9月2日：次期地域公共交通計画の策定等について
- ・ 令和6年12月2日：地域旅客運送サービス継続事業の実施方針（案）等について
- ・ 令和7年1月17日：地域旅客運送サービス継続事業に係る協議等について

<令和7年度>

- ・ 令和7年4月11日：次期山形県地域公共交通計画の骨子案・スケジュール案・業務委託について
- ・ 令和7年9月17日：次期山形県地域公共交通計画の素案に対する意見について
- ・ 令和7年10月31日：次期山形県地域公共交通計画（第2稿）に対する意見について
- ・ 令和7年12月25日：庄内地域別目標（第3稿）に対する意見について

○庄内町地域公共交通会議

<令和6年度>

- ・ 令和6年8月23日（第1回）
 - (1) 町営バスの運行経路及び時刻表の変更について
 - (2) デマンドタクシーの時刻表の変更について
 - (3) 庄内交通路線バス「鶴岡-清川線」の廃止について
- ・ 令和7年1月9日（第2回）
 - (1) 町営バスの運行経路、時刻表等の変更について
 - (2) デマンドタクシー清川藤島線の新設について
 - (3) 庄内交通路線バス「鶴岡-清川線」の廃止について
- ・ 令和7年2月26日（第3回）（書面協議成立時）
 - (1) 停留所の名称の変更について
 - (2) 町営バスの運行時刻及び使用料の変更について

<令和7年度>

- ・ 令和7年1月16日（第1回）
 - (1) 町営バスの停留所の新設について
 - (2) 庄内町地域公共交通計画（検討案）について
- ・ 令和7年3月3日（第3回）（書面協議予定）
- ・ 令和7年3月25日（第3回）（予定）

<p>10. 利用者等の意見の反映状況</p> <p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により庄内町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本町では、地域公共交通会議の会議録を町ホームページで公開し、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p>
<p>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
<p>12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】</p>
<p>(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等</p> <p>該当なし</p>
<p>(2) 交通手段の検討状況</p> <p>該当なし</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 庄内町余目字町 132-1

(所 属) 企画情報課まちづくり移住係

(氏 名) 清野 恭広

(電 話) 0234-42-0162

(e-mail) machizukuri@town.shonai.lg.jp

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 遊佐町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、一部目標を達成できたが、利用者数および収支率について目標値に届かなかった。

1次評価では、利用促進及び新規利用客の獲得のため、従来の周知方法の改善及びキャンペーンを実施するとしているほか、2次評価では、人口減少などの状況の変化を明確に把握し、地域交通が目指す姿や施策等の設定を行うことと助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画<施策(3)-①>地域の实情に即した地域内交通サービスのプロデュースについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・地域公共交通活性化協議会 (or 地域公共交通会議等) における、町内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善 (遊佐町)

- ・遊佐町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議 (遊佐町)

○山形県地域公共交通計画<施策(7)-②>データの効果的な利活用によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(遊佐町、事業者)

- ・GTFS-JP (GTFS-RT) の作成・提供 (遊佐町)

- ・本町作成のGTFS-JPを反映した乗換検索サイトの町ホームページ等での紹介 (遊佐町)

- ・スクールバスや病院送迎バス等、町内輸送手段のGTFS-JPの作成・提供 (遊佐町、事業者)

○山形県地域公共交通計画の<施策(1)-①>幹線バスネットワークの維持・強化に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(遊佐町)

- ・交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発 (事業者、遊佐町)

- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討 (遊佐町、事業者)

- ・地域間交通ネットワークと町内交通との乗換拠点となる遊佐駅の整備 (遊佐町)

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・町内全戸配布 (遊佐町)

- ・収支率に応じたトリガー制度を導入し、定期的に地域住民と各自治会での勉強会を行い実績に応じて利用促進策を検討する (遊佐町)

- ・沿線の学校にモビリティマネジメントを行う (遊佐町、事業者)。

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価 (一次評価及び二次評価) の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標1の遊佐町相当分の達成

- ・県全体目標値 (目標年度:R8)

県内の主な公共交通機関の年間輸送人員 (県内⇄全国): 40,095千人

<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊佐町の目標値（目標年度：R8） 10,000人（直近年度の実績 7,866人） ○山形県地域公共交通計画 全体目標 目標2の遊佐町相当分の達成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県全体目標値（目標年度：R8） <u>県内路線バス・デマンド型交通の路線数：294路線</u> ・ 遊佐町目標値（目標年度：R8） 1路線（直近年度の実績 1路線） ○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標） 遊佐町デマンドタクシー（国庫補助対象路線）の年間利用者数： 10,000人以上（直近年度の実績 7,866人） 遊佐町デマンドタクシーの収支率 28.8%以上（直近年度の実績 14.44%） 遊佐町デマンドタクシーへの町負担額 16,300千円（直近年度の実績 19,845千円） ○事業の効果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記路線を維持することにより、遊佐町全域の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。 ○上記目標・細目標の評価手法・測定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、遊佐町地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る遊佐町デマンドタクシーについて、その運行に係る費用総額 29,158千円のうち、遊佐町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <p>また、遊佐町デマンドタクシーへの上記遊佐町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する遊佐町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。</p>

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
<p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会</p> <p>＜令和6年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・ 令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時） <p>＜令和7年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について ・ 令和8年1月27日（第3回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（庄内）</p> <p>＜令和6年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年9月2日：次期地域公共交通計画の策定等について ・ 令和6年12月2日：地域旅客運送サービス継続事業の実施方針（案）等について ・ 令和7年1月17日：地域旅客運送サービス継続事業に係る協議等について <p>＜令和7年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年4月11日：次期山形県地域公共交通計画の骨子案・スケジュール案・業務委託について ・ 令和7年9月17日：次期山形県地域公共交通計画の素案に対する意見について ・ 令和7年10月31日：次期山形県地域公共交通計画（第2稿）に対する意見について ・ 令和7年12月25日：庄内地域別目標（第3稿）に対する意見について <p>○ 遊佐町地域公共交通会議</p> <p>＜令和6年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年5月9日：遊佐町デマンドタクシーキャンペーンについて（書面協議） ・ 令和6年10月10日：遊佐町デマンドタクシーキャンペーンについて（書面協議） ・ 令和7年3月5日：酒田第一タクシー遊佐営業所の登録保有最低車両数の変更について（書面協議） <p>＜令和7年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年4月12日：遊佐町デマンドタクシーキャンペーンについて（書面協議） ・ 令和7年9月30日：遊佐町デマンドタクシーキャンペーンについて（書面協議）
10. 利用者等の意見の反映状況
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により遊佐町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本町では、遊佐町デマンドタクシーの利用補助として回数券の割引キャンペーンを実施している。</p>
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし

(2) 交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202

(所 属) 遊佐町産業課産業創造係

(氏 名) 鳥海 千尋

(電 話) 0234-72-4522

(e-mail) sozo@town.yuza.lg.jp